

Research Series in Gender Studies



大沢真理教授最終報告会から
グローバル・インクルージョンへの
日本と社会科学の課題
—ジェンダー研究のインパクト—

大沢真理・金井郁・中村尚史 編

東京大学社会科学研究所研究シリーズ No.68

東京大学社会科学研究所



Institute of Social Science
The University of Tokyo

はじめに

大沢真理教授は2019年3月6日に社研セミナーで最終報告をされました。教授は同3月末に東京大学社会科学研究所を定年退職される予定であり、退職前に社研セミナーで報告をするという恒例によるものです。これを最終報告会と呼び、その第2部として、大沢教授の研究活動に影響を受け、第一線で活躍する各分野の研究者による報告「様々な学問領域への影響・含意・展開可能性」をおこないました。開催に当たっては、平成28-30年度科学研究費補助・基盤(A)「災害・危機へのレジリエンスをジェンダー化する一・独の対・に焦点を当てて」(研究代表者:・沢真理)の支援を受けました。また当日の運営においては埼玉大学経済学部夜間学生の協力を受けたことに感謝申し上げます。本誌は、当日の報告や議論を記録し、当日議論しきれなかった論点について、大沢教授が注でリプライやコメントを追記したものです。また当日配布された冊子「大沢真理教授 略歴・主要業績」に、3月1日以降の業績を加えた増補版を、付録として収録しています。

大沢真理氏は、1981年度に社研の助手に就任して大学教員の経験を開始され、1985年度-1988年度前半に東京都立大学経済学部の助教授を務め、1988年10月から社研の助教授、教授となられ、所長としても活躍されました。また、総括討論のなかでの上野千鶴子先生のご発言にもあるように、東京大学のハラスマント相談所およびハラスマント防止委員会の立ち上げ、男女共同参画基本計画の策定、男女共同参画室の立ち上げの中心的役割を担うというように、東京大学の変革にも尽力されてきました。学術面では、専門の応用経済学をベースにしながら、社会学、開発学、政治学等、幅広い研究分野に影響を与えるようなジェンダー視角を用いた論文や学術書を執筆・編集してきました。詳しくは巻末の業績一覧をご覧ください。

最終報告会の第1部は、大沢真理教授がドーナツ経済学に触発されて、現在進めている研究テーマであるグローバル・インクルージョンに向けて、日本の生活保障システムに求められる課題を考察しており、その記録となっています。

第2部は、上述したように幅広い研究分野に影響を与えてきた大沢真理教授のジェンダー研究の影響・意義を、各学問分野の中に位置づけたいという狙いで企画しました。学問分野としては「生活保障システムとジェンダー分析」(横浜国立大学 相馬直子氏)、「労働研究とジェンダー分析」(法政大学 藤原千沙氏)、「開発研究とジェンダー分析」(国際基督教大学 高松香奈氏)、「非営利協同とジェンダー分析」(明治学院大学 米澤旦氏)、「ガバナンスとジェンダー分析」(上智大学 三浦まり氏)を取り上げました(カッコ内は報告者・執筆者)。学問分野での大沢教授の研究のインパクトを位置づけるだけでなく、運動や政策形成過程に関与しながら研究の成果を還元するなど、大沢教授がフェミニスト研究者として行ってきたことを評価し位置づける試みとして「ガバナンスの中の研究者の役割」(お茶の水女子大学 申キヨン氏)も報告しました。第2部の記録を読むとわかるように、学問分野によっては、大沢研究の影響度合いに濃淡があり、それ自体が意味することも読者の皆様も含めて考えいただけたらと思います。

本誌は、大沢真理教授の学問に通底した関心とは何か、またそれがどのように発展、展開してきたのかを理解できるものとなっています。時代背景や学術的動向にも影響を受け

た一人の研究者の研究の発展の軌跡をたどり検討することは、それ自体、研究的価値が高いものであると考えます。そして、我々に残された研究課題、実践的課題は何かについても明らかにされています。本誌は、大沢真理教授の研究を振り返りつつ、最新の研究を盛り込んだ内容で、ジェンダー社会科学の歩みと可能性を皆さんと共有できるものとなっています。

2019年12月
編者を代表して 金井郁

追記

(1) 最終報告会の第1部は、WAN(認定特定非営利活動法人 ウィメンズ アクション ネットワーク)によって録画され、同団体のサイトの「女性学講座・最終講義」の「動画」欄 (<https://wan.or.jp/article/show/8279>) に、掲載されています。

(2) 「大沢真理教授 略歴・主要業績」に増補された業績のなかでも、I-51 『災害・減災と男女共同参画：2019年2月1日 第30回社研シンポの要旨；「2017年度女性・地域住民から見た防災・災害リスク削減策に関する調査」報告』(編集)、東京大学社会科学研究所研究シリーズ第66号、2019年3月、48+82頁

https://jww.iss.u-tokyo.ac.jp/publishments/issrs/pdf/issrs_66_01.pdf は、大沢真理教授の研究のうち本誌で取り上げていない分野を、現時点で代表するものです。まさにこれから、後続の研究が蓄積されていくことが期待される分野であり、本セミナーでは取り上げられませんでした。

大沢教授にインタビューしたところ、災害・復興のジェンダーワークへの問題意識は、アジア工科学院大学の客員教員として災害とジェンダーの研究分野に触れた1997年にさかのぼるそうです。内閣府男女共同参画会議で影響調査専門調査会の会長を務めた2001-2004年のあいだには、男女共同参画局に設けられた影響調査事例研究ワーキングチーム

(WT)にも参加されました。同WTが2003年11月にまとめた中間報告『影響調査事例研究ワーキングチーム中間報告書～男女共同参画の視点に立った施策の策定・実施のための調査手法の試み～』には、阪神・淡路大震災の被災後の生活全般や労働における男女共同参画の論点について、有識者からヒアリング(2002年10月24日)した内容が盛り込まれています

(http://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/eikyou/houkoku/index_hei1511.html)。

2005年12月策定の第2次男女共同参画基本計画には、災害・復興と男女共同参画の項目が新規に盛り込まれ、内閣府中央防災会議の防災基本計画にも「男女双方の視点」が盛り込まれました。こうした動きは上記WTの活動の反映でもあるでしょう。

災害・復興のジェンダーワークに関する大沢教授の問題意識は、東日本大震災を契機としてさらに先鋭化し、業績目録のI-38、42、43、46、51(増補)、II-112、117、III-19、20、IV-248、273・274(増補)などにつながっています。

目次

はじめに	金井郁
司会・登壇者プロフィール	
広報ポスター・当日写真・グッズ写真	
凡例	
第一部 社研セミナー 大沢真理教授最終報告	
「グローバル・インクルージョンへの日本の課題」	大沢真理 1
当日配布レジュメ(本誌脚注の引用文献リストを含む)	12
第二部 「様々な学問領域への影響・含意・展開可能性」	
「生活保障システムとジェンダー分析」	相馬直子 20
当日配布レジュメ	23
「労働研究とジェンダー分析」	藤原千沙 33
当日配布レジュメ	38
「開発研究とジェンダー分析」	高松香奈 40
当日配布レジュメ	45
「非営利協同とジェンダー分析」	米澤旦 48
当日配布レジュメ	50
「ガバナンスとジェンダー分析」	三浦まり 54
当日配布レジュメ	57
「ガバナンスの中の研究者の役割」	申琪榮 59
当日配布レジュメ	63
第三部 「総括討論」	65
付録	
大沢真理教授 略歴・主要業績目録(増補版)	80

【司会・登壇者プロフィール】(登壇順)

中村 尚史 (なかむら なおふみ)

東京大学社会科学研究所教授。専門は日本経済史・経営史、地域経済史。主な著書に『日本鉄道業の形成』(1998年、日本経済評論社)、『地方からの産業革命』(2010年、名古屋大学出版会)、『海をわたる機関車: 近代日本の鉄道発展とグローバル化』(2016年、吉川弘文館)などがある。

金井郁 (かない かおる)

埼玉大学人文社会科学研究科准教授。専門は労働経済論、ジェンダー論。主な論文に「女性の昇進をめぐる意識とマネジメント：雇用管理体系とジェンダー」『大原社会問題研究所雑誌』704号、2017年6月や、「スーパー・マーケット企業における「働き方改革」の展開—パートタイマーの主体性に着目して』『フェミニスト経済学会誌』第4巻、2019年7月などがある。

大沢真理 (おおさわ まり)

前東京大学社会科学研究所長、東京大学大学執行役・副学長。経済学博士(東京大学)、社会政策の比較ジェンダー分析を専攻。ベルリン自由大学、ボッフム大学、アジア工科大学院などで客員教授。近著に、*Social Security in Contemporary Japan, A comparative analysis*, Routledge /University of Tokyo Series 2011.『社会への投資』(共著、2018年、岩波書店)。

相馬直子 (そうま なおこ)

横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授。専門は福祉社会学、比較社会政策。主な論文に『地域子育て支援を労働として考える』(共著、2020年、勁草書房)、"Comparative framework for care regime analysis in East Asia", *Journal of Comparative Social Welfare*, 27 (2), 2011などがある。

藤原千沙 (ふじわら ちさ)

法政大学大原社会問題研究所教授。専門は社会政策・労働問題。主な論文に「「生活できる賃金」をめぐる研究史—労働時間と社会保障の視点から」『社会政策』9巻2号、2017年、「新自由主義への抵抗軸としての反貧困とフェミニズム」松本伊智朗編『「子どもの貧困」を問い合わせなおす—家族・ジェンダーの視点から』(2017年、法律文化社)などがある。

高松香奈 (たかまつ かな)

国際基督教大学教養学部上級准教授。専門は国際協力論、ジェンダーと開発。主な論文等に、『はじめてのジェンダーと開発—現場の実体験から』(共編著、2017年、新水社)や、"Socio-Cultural Barriers of Female Ex-Combatants' Social Re-Integration in Sri Lanka" (Recent Social, Environmental, and Cultural Issues in East Asian Societies.IGI Global, 2019. 213-223.)など。

米澤旦（よねざわ あきら）

明治学院大学社会学部准教授。専門は社会政策論、組織社会学。主な著作・論文に『社会的企業への新しい見方—社会政策のなかのサードセクター』（2017年、ミネルヴァ書房）や『福祉の市場化・民営化』と労働統合型社会的企業—社会サービス供給組織への新しい見方』『社会政策』第9巻3号、2018年などがある。

三浦まり（みうら・まり）

上智大学法学部教授。専門はジェンダーと政治、福祉国家論。主著に『私たちの声を議会へ：代表制民主主義の再生』（2015年、岩波書店）、『社会への投資：<個人>を支える<つながり>を築く』（編著、2018年、岩波書店）、*Welfare Through Work: Conservative Ideas, Partisan Dynamics, and Social Protection in Japan*, Cornell University Press, 2012などがある。

申琪榮（しん きよん）

お茶の水女子大学人間文化創成科学研究科及びジェンダー研究所准教授。専門はジェンダーと政治・比較政治学・フェミニズム理論・ジェンダー主流化政策。『ジェンダー研究』編集長。一社）パリテ・アカデミー共同代表。共著に *The Oxford Handbook of Feminist Theory, Gender and Power: Towards Equality and Democratic Governance*, Oxford University Press, 2016, *Gender and Power: Towards Equality and Democratic Governance*, Palgrave, 2015, 『ジェンダー・クオーター世界の女性議員はなぜ増えたのか』（編著、2014年、明石書店）、*Pacific Affairs, International Political Science Review, Politics & Gender* などに論文多数。

広報ポスター



東京大学社会科学研究所
Institute of Social Science, The University of Tokyo

大沢真理教授 最終報告会

2019.3/6(水)

14:30 - 17:30 (14:15開場) 報告会：参加費無料・事前申込み不要

東京大学 本郷キャンパス 福武ラーニングシアター

●第一部：14:30 - 15:15 (社研セミナー)

「グローバル・インクルージョンへの日本の課題」

大沢真理（社会科学研究所）

●第二部：15:15 - 16:15

「様々な学問領域への影響・含意・展開可能性」

- ・生活保障システムとジェンダー分析 相馬直子（横浜国立大学）
- ・労働研究とジェンダー分析 藤原千沙（法政大学）
- ・開発研究とジェンダー分析 高松香奈（国際基督教大学）
- ・非営利共同とジェンダー分析 米澤旦（明治学院大学）
- ・ガバナンスとジェンダー分析 三浦まり（上智大学）
- ・ガバナンスの中の研究者の役割 申琪榮（お茶の水女子大学）

●第三部：16:30 - 17:30

「総括討論」

〈司会〉 中村尚史（社会科学研究所）・金井郁（埼玉大学）

後援：平成28-30年度科学研究費補助金基盤（A）

「災害・危機へのレジリエンスをジェンダー化する—日独の対比に焦点を当てて」（研究代表者：大沢真理）

【懇親会】時間 18:15 - 20:15 場所 福武ホール ホワイエ 会費 6,000円（事前にお振込みください）
参加希望者は、**2月15日（金）まで**に以下の懇親会申込み先に**「ご所属」と「お名前」を明記の上**、メールにてお申ください。事前振込み用の口座情報を送りますので、**3月1日（金）まで**に会費をお振込みください。当日お支払いは運営の都合により受付けません。ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

お問合せ・懇親会申込み先：profosawa2019march@gmail.com (担当：金井郁、高松香奈)



大沢真理教授最終報告会の様子



大沢真理教授の古くからの友人である釜山大学の金英教授のご厚意で、缶バッヂ、手提げ袋等の「まりちゃんグッズ」が参加者に配られました。そのデザイン画。

凡例

- 1 各報告記録のあとに当日のレジュメを配置しています。
- 2 各報告の記録は、リサーチシリーズペーパー化にあたって、追記・修正を行っています。
- 3 脚注は、大沢真理が本誌作成の過程で追記したものです。脚注で引用した文献のリストは、大沢真理のレジュメに追記されています。
- 4 当日別冊配布した「大沢真理教授 略歴・主要業績目録」に追記して、本誌の付録として「大沢真理教授 略歴・主要業績目録（増補版）」を収録しています。

第一部 社研セミナー「グローバル・インクルージョンへの日本の課題」

中村尚史 社研セミナーとしての大沢先生の最終報告会・シンポジウムを始めたいと思います。本日、私は司会の1人を務めさせていただきます東京大学社会科学研究所の中村と申します。よろしくお願ひします。もう1人、司会者をご紹介します。

金井郁 埼玉大学の金井と申します。よろしくお願ひします。

中村 それでは最終報告会を始めます。まず前半ですが、大沢先生から「グローバル・インクルージョンへの日本の課題」というタイトルでご講演をいただきます。大沢先生については、皆さまご承知と思いますので、あまり追加的な紹介をすることはないと思いますが、社会科学研究所には、まず助手として1981年にお越しになられ、3年間いらっしゃつて、その後都立大学にいったん行かれまして、再び社研に戻ってこられたのが88年になります。

1986年に『イギリス社会政策史』という最初のご著書を出されています。このタイトルから分かりますように、当初は西洋経済史がご専門だったわけですが、私が存じ上げているくらいから、ずっとジェンダー研究をされていて、今やジェンダー論の分野での世界的な権威になられているということです。それでは、大沢先生、よろしくお願ひいたします。

大沢 お忙しいなか、たくさんの方々においでいただきまして、ありがとうございます。

それでは、私の話に入ってまいりますが、最後に少なくとも5分くらい、どうしてもここを質問したいという方のために時間を取りたいと思っています。

私はいつも、あらゆるプレゼンテーションに言い訳は禁物とゼミの参加者にいっているのですが、今日は言い訳ではなく、起こりがちな誤解を一つだけ、あらかじめ解いておきたいと思います。第二部で中堅のそうそうたる方々が私をダシにして研究動向等をコメントしてくださいます。セミナーのチラシだけを見て、大沢門下大集合なのねとおっしゃった方が、少なくとも1人いらっしゃったので、そうではないということを申し上げたいと思います。

第二部で話される方の多くは、経済学研究科における私のゼミに参加されたことがあります、参加されていない方もいらっしゃいます。それからゼミに参加された方も大学院のゼミですから、1年半のあいだに修士論文を書きます。修士論文を書くということはすでにその分野の第一人者、日本国内といわず国際的に第一人者になるということですので、弟子だとかというふうに思ったことはありません。いつもライバルだと思っており、弟子だとか門下だとかということは、私としては、まったく考えておりません。

言い訳はここまでにしまして、さっそく報告に入ってまいります。レジュメをご覧ください。今日は珍しくパワーポイントの投射ではなく、レジュメをご覧いただきながらの報告になります。

大沢真理「グローバル・インクルージョンへの日本の課題」

0. 持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs）は、いまバッジも付けているのですが、2030年を目指し

た国際連合の開発目標です。

ところで、東京大学には学生の TSCP、東京大学 Sustainable Campus Program の Student Committee がありまして、この Committee が 2018 年 10 月後半に東大生の SDGs 意識調査を実施しました。その分析結果の一部を切り取ってレジュメの冒頭に貼り付けてございます。結果の速報は裏表のリーフレットで発表されておりますが、東大のホームページのなかでかなり探しにくいと思いますので、ここに図を一つ切り張りした次第です¹。

図は、各スケールによる課題の重要度の認識の違いを示しています。スケールは世界スケール、日本スケール、そして学生さんらしく身近スケールというのを採用しています。世界スケールよりも日本スケール、身近スケールが高いのが、⑤のジェンダー平等と⑧の労働、労働の中身は完全雇用とディーセントワークです。左の端、①②のあたりを見ると、非常に典型的に、貧困や飢餓は日本・身近の課題ではないと東大の学生は認識していることが分かります。

1. SDGs のなかの貧困—ドーナツ経済学の提案—

別に揚げ足を取るつもりはないのですが、ここから話に入っていきたいと思います。SDGs の中で今日私が焦点を合わせるのは貧困です。その際に『ドーナツ経済学』というタイトルの非常におもしろい著作を、拠り所、手がかりにしたいと思います。ドーナツ経済学の原本は 2017 年に出版され、半年もたたないうちに日本語訳が出版されました (Raworth 2017=2018)。日本語訳のほうがデザインが気が利いているという気がするのですが、この書物は Kate Raworth さんというイギリス人の経済学者、というよりは経済学批判者と紹介するほうがいいかもしれません。非常に重要な提案をしていらっしゃいます。

ドーナツというのは地球システムと人類が、レジュメの図でいいますと黄緑色になっているドーナツ状の領域に、包摂される必要性がある。外側は自然環境としての地球システム、地球システムは水を生み出し、空気を生み出し、それからさまざまな汚染物質を吸収し、そして生命を育み、これを生命に食料として与えるというシステムとして循環しているわけですが、さまざまな分野で主として人類の営みが、地球が吸しきれない（外側にあふれ出す）ような廃棄物や環境破壊を引き起こしていることを表しています。それをドーナツの外側の深緑色の輪郭（生態学的シーリング）のなかに収めなければならない。そうでなければ—この時間スケールは長いわけですが—いずれ地球システムが破壊される。

それから地球システムの内側がソーシャル・ファウンデーションです。ここには人類がある。人類があるということは生きとし生けるものがあるといつてもよろしいのですが、人間は社会をしており、さまざまな不平等であるとか、住居の問題、水の問題、健康の問題、教育の問題が内側にある。それらの領域で人間としての最低限を満たされずに下に落ちてしまっている人たちを、やはり黄緑色の内側の領域に包摂する必要がある。そのためにはとくに経済学の刷新が必要である、ということを唱えている書物です。

今日の報告では黄緑色の領域への包摂を「グローバル・インクルージョン」と呼ぶこと

¹ 「東大生の SDGs 意識調査 2018 結果報告書」

<https://utsustainability.wixsite.com/utsustainability/promoting-sdgs> 2019 年 12 月 5 日閲覧

にします。なかでもインカム・アンド・ワークの課題、時計でいうと4時あたりのところにある課題に焦点を合わせます。

さて、Raworth の本は Andy Sumner という人の論文 (Sumner 2012) に依拠しつつ以下の点を指摘しています (Raworth 2017=2018: 189-190)。Sumner は 2016 年に、それまでの仕事を 1 冊の本として出版しております (Sumner 2016)。以下のポイントには、Raworth が論文から引用している箇所に合わせて、私が本のほうを読んで補充をした点が入っています。まず 2012 年という段階で見ると、世界の絶対的貧困層 (アブソリュート・プア)、定義としては、1 日に購買力平価で 2.5 ドル以下の生活を強いられている人口。ないし多次元的貧困、栄養の問題、衛生の問題、それから健康の問題であるとか、多次元的に貧困を捉える方法で、貧困を絶対的に測るインデックスもあります。

その両方で捉えたときに、両方の人数はほぼ一致していて、14.5 億人、その 75% がじつは中所得国に住んでいるというのです。振り返って冷戦体制が崩壊ないし終焉した 1990 年という時点を見ると、世界の絶対的貧困層のほとんどは最貧国である脆弱国家、主として紛争下の地域に住んでいましたが、それは 20 年ほどで様変わりしたと述べているわけです。この中所得国の中でも大きいのが、まずインドで、4.8 億人、中国には 1.5 億人の絶対的貧困者がいると指摘しています。

このように、世界の貧困層の人たちがどこに存在しているかということを、ジオグラフィー・オブ・グローバルプアともいいます。これらの中所得国、新興中所得国では、急速な経済成長の結果として、1 人当たり GDP の購買力平価換算が中所得国への境界を越えてきたわけですが、経済成長につれて国内の経済格差はむしろ広がり、絶対的貧困層が取り残されている。中国では相当の改善があったが、なお、1.5 億人が取り残されているということです。

大事なことは、これらの絶対的貧困というのは、それぞれの国の自国内の資源で解消できるという点です。すなわち ODA を通じた国際的な所得や資源の再分配を行わなくとも解決できる課題であると指摘しています。

ところで Raworth の『ドーナツ経済学』は、高所得国の相対的貧困（レラティブ・ポバティ）にも言及しています。絶対的貧困とは違って、それは社会の所得分布のちょうど真ん中の所得（中央値）の 50% に満たない低所得、というのが相対的貧困の定義です。これにも Raworth は言及していて、アメリカとイギリスを挙げています (Raworth 2017=2018: 190)。やはり国内分配の問題であると指摘しています。ただし、Raworth は貧困や飢餓がジェンダー平等の課題であることは、あまり強調していません。

これにたいして今日の私の報告の目的は、とくに日本で貧困がジェンダー平等の課題であると指摘し、課税エフォート、これは私にとっても新しい概念ですが、課税エフォートを高めつつ国内の貧困を削減することは、インド・中国と同等以上に、日本（およびアメリカ）の課題であると論じていきます。

2. 国際比較のなかの日本の相対的貧困および子どもの状況

いまご紹介した相対的貧困を計測するうえでは、等価可処分所得という加工を施します。可処分所得というのは、税金を払い社会保険料を払ったあとということです。それを等価

にするというのは、世帯の規模、人数に応じて調整するということです。ただし、世帯所得を世帯員の人数でそのまま割るのではなく、人数の平方根で割ります。

等価可処分所得、所得単位といつてもいいのですが、それを低いほうから高いほうへと一列に並べ、ちょうど真ん中にくる所得単位の所得が中央値、中位所得です。50%未満の低所得が、国際的に使われている貧困基準です（40%や60%で計測することもある）。相対的貧困率は、この低所得の状態にいる人々の全人口に対する比率をさします。私はこの相対的貧困率という尺度を、民間の雇用条件等と政府による税・社会保障が作用した結果、その総合成果と考えています。

ところで貧困率は当初所得（別名は市場所得）でも計測されます。当初所得とか市場所得は、税金をまだとっていない。社会保険料も徴収されていない。反対に社会保障の現金給付も受けていない段階の所得です。ようするに、政府と個人のあいだの受け払い前の状態です。貧困率を可処分所得で計測し、市場所得でも計測することによって、政府による所得再分配のいわばビフォア・アンド・アフターをつかむことができるという仕掛けです。もちろん市場所得に適用される貧困基準は可処分所得レベルの基準ですので、現実には存在しない仮想の値ですが、近似値をとっているということです。

2.1 日本の貧困率は主要国でアメリカについて高いが、独特の性質

そこで図1は、子どもがいる世帯の人口の貧困率を世帯のなかの成人の数と就業状態別に見たものです。2012年というのは日本を含めた国際比較ができる最新の年です。区分によっては日本政府がすでに2015年の数値を報告しているものもありますが、このような切り口では報告されていません²。世帯の成人の数が1人なのか、2人なのか。それからその就業状態、誰も働いていないのか、1人でその1人が働いているのか、いないのか。2人で1人しか働いていないのか、2人で2人以上働いているのか、というように区分は細かくなっています。ですから数値は5通りあるわけですが、1本だけ折れ線グラフにしてあります。

赤い折れ線は、世帯に成人1人で、その成人が就業している状態です。子どもがいる世帯なので、これは働くひとり親を示します。ちなみにひとり親世帯の親の80%以上は女性、母親ですから、赤い折れ線グラフは、働くシングルマザーの状況といいかえてもいいでしょう。その他に図では棒グラフが4本あり、そのうち一番左側は成人1人で無業ですから、働いていないシングルマザーです。その右に成人2人以上で就業者なし。両親がいるけれど、どちらも働いていない。次が成人2人以上で1人が就業、この成人が2人以上いて1

² 図1の出所を OECD Family Database: CO2.2

（<http://www.oecd.org/els/family/database.htm>）としているが、2018年1月18日に閲覧した。その後、同データベースは更新されており、2019年9月10日に閲覧したCO2.2データには、2015年頃まで（国によって調査のサイクル実施年は異なる）の数値が掲載されているものの、日本の数値はない。また2019年9月10日閲覧のデータは、子どもが1人以上いる世帯の人口の貧困率について、世帯主が労働年齢（18歳以上65歳未満）の世帯を、就業者なしの世帯と、就業者が少なくとも1人いる世帯とに分けるのみで、ひとり親、片稼ぎ夫婦、共稼ぎ夫婦などの区分はない。

人就業というのは、たいていの場合、男性が働いていると考えられます。つまり、そのカップルのもう1人は専業主婦である状態。最後が成人2人以上で2人以上就業ですから、夫婦共稼ぎ、場合によっては親と成人子の共稼ぎもあるかもしれません。

すぐには読み取りにくいので、図1のグラフの説明はレジュメの3枚目にかなり丁寧に書きました。ここから出てくる論点の一つは、日本の貧困というのは就業貧困、働いていても貧しい、という以上に共稼ぎ貧困であるということです。同様に重要なのは、働くひとり親とその子どもの貧困率は図示されているOECD+中国・インドで最悪だという点です³。図1のデータの素晴らしいところはOECD諸国だけでなく、インドと中国が入っていることです。インドと中国は、先ほど述べたように、世界の絶対貧困層の多くを抱えている中所得国の双璧です。

日本のグラフのもう一つの特徴は、片稼ぎ夫婦と共稼ぎ夫婦の貧困率の差が小さいことです。棒グラフのブルーとオレンジの差が非常に小さいです。ほかの国では片稼ぎに対して共稼ぎでは、貧困率は3分の1以下になりますが、日本はほとんど差がない。その隣のインドと中国を見ると、やっぱり差があまりない。ほかの国ではsecond earner、成人が2人以上いて、2番目の人が働きに出ると、その貧困リスクは3分の1以下へと大きく低減するわけですが、日本、インド、中国はそうなっていない。

ここから出てくる答えは明白です。日本では女性の稼得力が低い。働かないために貧しいのではない。働かないというのは無業、失業、短時間就業でもあるでしょう。そのために貧しいのではなく、日本の場合には働くなかでの低賃金です。しかも、シカゴ大学の山口一男さんが2017年に出版された本によれば、日本の女性の低賃金、男女賃金格差の大きさは、学歴や経験では説明できない。ただ、女性であるというだけで低賃金なのです（山口2017）。つまりジェンダーの問題です。

日本の貧困の特徴でもう一つ非常に重要な点が、所得再分配のアフターのほうが貧困率が高い。つまり政府による貧困削減率がマイナスということです。人口全員についてそうだというわけではなくて、そういう人口区分があります。たとえば子どもです。子どもについては阿部彩さんが追究してきたように、調査が始まった2009年から2016年まで、アフ

³ レジュメ3枚目の2行目では、「日本でのみ無業のひとり親より高い（OECD諸国+中国・インドで）」と記しているが、誤りである。インドでもひとり親の貧困率は、無業の場合に36.1%、働いている場合に45.6%である。日本のひとり親の貧困率は、無病の場合に47.4%、働いている場合に56.0%である。シングルマザーの就業率は国によって相当に異なる。OOECD.StatのSocial Protection and Well-being欄のFamilyには、労働年齢のひとり親である母（子どもが15歳未満）の就業率が掲載されており、高い数値は、イスラエルの80%台後半、ルクセンブルグの80%前後、スウェーデン・オーストリア・デンマークの70%台後半などであり、最も低いのはトルコの40%弱である。日本の数値は掲載されていない（2019年9月11日閲覧）。日本では厚生労働省が5年ごとに母子世帯等調査をおこなっている（平成28年度調査から調査名称をひとり親世帯等調査に変更）。母子世帯の定義は20歳未満の未婚の子を養育する母の世帯であり、最新の2016年度調査による母子世帯の母の就業率は81.8%である

（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188147.html> 2019年9月11日閲覧）。OECDデータと厚労省調査では母子世帯の定義が異なるが、日本のシングルマザーの就業率はOECD諸国で有数の高さであると推測することが許されよう。

ターのほうが貧困率が高かったです（阿部 2006；阿部 2014）⁴。

それから OECD の分析によれば 2005 年の段階で、世帯主が労働年齢の世帯から成人が全員就労する世帯を取り出すと、日本の貧困削減率はマイナス 7.9%でした。成人が全員就労するというのは、夫婦共稼ぎや就業するひとり親、就業する単身者の世帯です（OECD2009 : Figure 3.9）。いっぽう慶應義塾大学の駒村康平さんたちが日本家計パネル調査を用いて 2009 年の状況を分析しています。やはり就業者全般について貧困削減率がマイナスになっている。それが社会保険料負担の問題であるということも明らかになりました（駒村ほか 2010）。

ビフォアー、アフターというと、リフォームのテレビ番組を思い出すのですが、雨漏りするので補修をしたら、雨漏りがもっとひどくなってしまったというようなことではないですか。

日本では税・社会保障を通ずる所得再分配が、子どもを産み育て、世帯として目いっぱい（second earner のほとんどは女性なので、つまり女性が）、働くことを支援していない、それどころか罰を科しているといいたい状況であるということです。

2.2 日本の働くひとり親はなぜ貧しいか

もう少し突っ込んで、日本の働くひとり親、シングルマザーといい換えていいでしょう、彼女たちはなぜ貧困なのか。日本のシングルマザーの就業率が 80% 超というのは OECD 諸国でも最高の部類です。低賃金だから貧しいのですが、同時に税・社会保障負担が重くて、社会保障現金給付が貧弱であることが貧困の原因になっています。

以下、図 2 から 4 までは OECD の Taxing wages から作成しています。調査対象は社会保険を適用される雇用者であり、失業者とか年金生活者や自営業者はここに入っています。その点にご注意いただきながら、図では縦軸に純負担が粗賃金収入に占める比率、横軸は図 2 では年次、図 3 と 4 の横軸は、粗賃金収入を平均賃金対比で示すものです。

図 2 は、子どもが 2 人の場合の純負担率の推移を見ています。日本が赤いマルをつないだグラフですが、ひとり親を表す左側のグラフでは、ここに出てくる諸国でドイツに次いで日本のひとり親の負担が重いことが分かります。しかし、右側の片稼ぎ夫婦を見ると、国際的に見てさして重い負担ではないことも分かります。もう一つ驚くのはイギリスや、アメリカも一時期もそうですが、アイルランドが最も顕著で、純負担がマイナスになっている国があります。これはひとり親で子どもが 2 人いたら、税も社会保険料負担も払わなくてよいだけではなく、大幅な現金給付を受けているということを意味します。もしこういう国で、ひとり親が貧しかったら、それは家計のやりくりが悪いのかもしれない。しかし、日本ではこれならひとり親は貧困で当たり前といわざるをえません。

図 2 のひとり親の収入は平均賃金の 67% に設定されています。男女合計の平均賃金の 67% は 2017 年では約 348 万 5000 円で、それほどの収入があるシングルマザーは、日本で

⁴ 2016 年におこなわれた国民生活基礎調査の結果を阿部彩が分析したところ、調査された 2015 年の所得データで、0 - 2 歳児と 3 - 5 歳児について貧困削減率がマイナスだった（阿部彩（2019）「子どもの貧困率の動向:2012 から 2015 と長期的変動」貧困統計 HP <https://www.hinkonstat.net/> 2019 年 10 月 10 日閲覧）。

は稀です。2割以下といってよろしいと思います⁵。そこで図3、図4は平均賃金の50%から250%の範囲で純負担率を見ています。図3のグラフの傾きが税・社会保障制度の累進性といわれるものを表します⁶。累進性は、余裕のある人は応分の負担をし、恵まれない人には給付が手厚いという制度のあり方をいいます。日本のグラフはほとんど平坦で、韓国もそうですが、累進性がほとんどないということが、まず図3から見てとれます。

それから日本のシングルマザーのほとんどは、実はY軸に張り付いたところにいます。シングルマザーの6割前後は、平均賃金の50%よりも収入が少ないと見られます⁷。50%のところを見ますと、このグラフに出てくる諸国の中でも日本の負担が最も重いです。OECD34カ国をとっても、トルコに次いで2番目に重いです。それから50%と67%の間を見ると、ドイツ、日本、韓国の負担が重い。ドイツはより高所得でも重いです。それから、比べにくいのですが、ひとり親のグラフと片稼ぎ夫婦のグラフをよく見ると、日本とドイツでは50%から250%の収入の範囲で一貫して、ひとり親の純負担が片稼ぎ夫婦よりも重くなっています。いい間違いではありません。重いんです。

なぜそうなるかというと、日本では個人所得税の配偶者控除制度が国税と地方税の両方で適用されるためです。ドイツでは夫婦の所得を合算して2で割った額に所得税率がかかるという「二分二乗」制度の効果です。それに対してデンマークのような国（オレンジ色のグラフ）では、ひとり親は純負担がマイナス35%から始まってグラフが伸びています。片稼ぎ夫婦はプラス10%あたりから始まっているわけです。この違いは、デンマークではひとり親にたいする児童手当が片稼ぎ夫婦の場合の2.5倍以上と厚くなっているからです。ひとり親は大変なんだから、児童手当は2.5倍で当然という国と、ひとり親は2人しか養っていないが、片稼ぎの夫は妻を入れて3人養っているから、税負担は軽くなければいけないと考える国（日本、ドイツ）で、雲泥の差が出るということです。

次に、負担と給付を分解するとどうなっているのか。これは純負担ですから、所得課税、それから社会保障拠出、そしてフルタイムで働いている現役の親なので、年金や失業手当はなく、児童手当だけを受けている。分解したのが図4です。所得課税を国と地方に分け、社会保険料、児童手当に分解して示しました。よく分かるのは、日本の所得税（国）にはほとんど累進性がないこと。地方税としての所得課税ではほぼまったく累進性がないといつていいます。それから児童手当は定額です。これは年に12万円なので、2人子どもがいますから、24万円ということになりますが、定額の額が小さくて、低所得ひとり親の負担を相殺できていない。

ドイツを見ると、個人所得への地方税はないので、国税の所得税と社会保険料負担、連

⁵ 大沢真理(2018)「逆機能する税・社会保障制度—アベノミクスはなにをしたのか—」(『経済社会とジェンダー』3、2018年6月、5-22頁) : 16を参照されたい。

⁶ 平均負担率累進度という累進性の尺度。これは負担率表上のある点における累進度を測定する基準の1つであり、構造的累進度ないし「ローカルな」累進度とも呼ばれる。このほかに有効累進度もしくは「グローバルな」累進度がある。前者のローカルな累進度は、所得Y0の場合の税負担（またはタックスウェッジ）をT0、所得Y1の場合の税負担（またはタックス・ウェッジ）をT1（ただし、Y1>Y0）とすると、次式で定義される。 $(T1 / Y1 - T0 / Y0) / (Y1 - Y0)$ 。この式の値が正ならば累進的、0に等しければ比例的、負ならば逆進的となる（OECD(2013) *Taxing Wages 2011-2012*, OECD : 33）。

⁷ 注5の大沢2018:17を参照されたい。

邦の制度としては Taxing wages では児童手当がないことになっているのか、グラフは 2 本です。ドイツの所得税のグラフは傾きが急で、相當に累進的であることが分かります。でも、それを相殺するかのように社会保険料負担が逆進的であることも分かります。そのため低所得ひとり親の純負担は重くなっています。

デンマークのグラフを見ると、所得課税は国も地方も累進性が低いことが分かります。しかしながら、X 軸の下にある児童手当が粗賃金収入のマイナス 35%から始まってマイナス 5%程度へと低減していく。ひとり親には片稼ぎ夫婦の 2.5 倍と手厚いわけです。これによって低所得ひとり親の純負担がマイナスになっています。

興味深いのはアイルランドです。私はアイルランドのことはあまり知らなかったので、このような分解をしてみてちょっと驚きました。そもそも所得税（国）がかなり累進的です。それから児童手当は粗賃金収入のマイナス 68%から始まってマイナス 3%程度へと低減していきます。平均賃金くらいまでの範囲で非常に累進的です。このことによって低所得ひとり親の純負担は大きくマイナスになります。もう一つが社会保障拠出です。社会保険料負担に逆進性がないというのもアイルランドの特徴です。

2.3 子どもの状況のなかでも憂慮される低出生体重

次に子どもの状況のなかで、日本について非常に憂慮されるのが、低出生体重の問題であるという点を申し上げたいと思います。冒頭にご紹介したように、日本には飢餓はないと思っている東大生が多いわけです。しかしもちろん、経済的な要因で餓死に追い込まれるような事態は、日本のあちらこちらで毎年のように生じています。それにたいして低出生体重というのは、いわば胎内で生じているマイルドな飢餓かもしれません。低出生体重とは 2500g 未満を指しています。あくまで統計的な話ですので、軽い体で生まれたら必ずそうなるというわけではありませんが、学校に上がってからの成績とか進学、それから有利な安定した職業に就けるかどうか。こういうことを教育達成・職業達成といいますが、生まれたときの体重はそれらに関連するという研究が近年なされてきてています（川口・野口 2014；小原 2017：303、307）⁸。

低出生体重の子どもの割合を見ると、日本はかつては 5% 程度だったのが、80 年代の半ばくらいから急上昇して約 10% となり、高止まりしています。韓国でも、レベルは低いながら急速な上昇が見られて、これも憂慮されるところです。中国のデータがやや新しい年次で切れ切れに存在したので、入れておきました。データが始まっているころは 6% くらいだったのですが、急降下して、現在 2% 程度という、並みいる先進国を抑えて、低出生

⁸ 低出生体重児では心筋梗塞や糖尿病といった生活習慣病のリスクが高くなることにくわえ、低出生体重児が増えたことが、日本の成人の身長が 1980 年以降低下したことと関連するとの研究もある (Morisaki, N. et al. (2017) "Ecological analysis of secular trends in low birth weight births and adult height in Japan", *Journal of Epidemiol Community Health*, 71(10):1014-1018)。生活習慣病のリスクが高いのは、胎内で栄養が不足しているあいだに低栄養でも生きていけるように体質が変化する（まさに飢餓への対応）ためと考えられている。さらに、出生時の低体重は、長じて学校での成績や職業上の地位・収入に影響を及ぼしかねない (Almond, D. and Janet Currie (2011) "Killing Me Softly: The Fetal Origins Hypotheses", *Journal of Economic Perspectives*, 25 (3), 153-172)。

体重児の少ない社会になっている。どれだけ中国の統計が信用できるかというのは別ですが。

低体重出生に影響している条件はどういうことかというと、出産前の1年間に母親がフルタイム就業をしている（川口・野口 2014）。これは非常にショッキングな結果です。パートや無業だったらそうでもないのに、フルタイム就業ではリスクが高いということです。それから母親の喫煙、これは理解がむずかしくありません。母親の学歴も影響するらしいという研究があります⁹。

3. 財源調達として見ると

最後に考えたいのが、日本の財源調達のあり方です。財源はもちろん税金だけではなく、社会保険料として調達する額も日本では非常に大きな比重を占めています。図6は日本だけのグラフですが、所得課税（対GDP比）が伸びていないというよりも、個人所得課税のピークが1990年に記されて以降、基本的に落ちるばかりです。最近、いくつかの税制改正があって、税収を回復した部分もありますが、1990年ころの水準は遠い夢のような状態になっています。法人所得課税では88年くらいが最高でした。

これに対して社会保障負担、つまり社会保険料は着々と伸びています。社会保険料負担の特徴は、図4で見ていただいたように、逆進的です。保険料がかかる収入に上限があると、それ以上の収入を含む総収入にとって、負担率は下がります。図4の日本とドイツを見ていただければ、高収入の人にとって社会保険料負担が下がっていることが分かっていただけます。したがって、財源調達の主軸を社会保険料に移していく、税の中で消費課税への依存度を高める、これが日本政府がやってきたことです。それらは累進度を低下させることにならざるをえません。

そこで取り上げたいのが課税エフォートの研究です。「課税エフォート」の前提として「課税ポテンシャル」という概念があります。これはある国がある時点で合理的に調達できる税収の上限を指します。課税エフォートはそれに対する実際の税収の比率です。課税エフォートは政策選択、すなわちどのような税率を設定するか、課税ベースをどのように設定するか、それから非課税措置をどのように設けるかという政策選択に左右されます。同時に微税非効率や、納税者の側に脱税とはいえないまでも、納税回避の傾向が強いかどうかということを反映するのが、課税エフォートです。

伝統的には課税エフォートは最小二乗法という方法で研究されてきました。より近年では確率フロンティア分析（Stochastic Frontier Analysis）がおこなわれています。私が参照したのは、まずIMF系の研究で、PessinoとFenociettoが書いた論文です（Pessino and Fenochietto 2010; Fenochietto and Pessino 2013）。もう一つは、国際成長センターIGCというシンクタンクのワーキングペーパーです。IGCはロンドン・スクール・オブ・エコノミクスに拠点を置いていて、イギリスの国際開発省から資金が提供されているようですが、ここでのワ

⁹ 小原美紀によれば、都道府県別に、20-40歳の女性で最終学歴が高校卒業以上の者の割合が高い県で、低出生体重児の比率が低い。小原美紀（2017）「エビデンス・ベースの労働政策のための計量経済学」（川口大司編『日本の労働市場—経済学者の視点』有斐閣、286-312頁）：303、307。

キングペーパーで Langford and Ohlenburg 2015。Ohlenburg さんのほうはイギリス財務省の役人でもあるようです。こちらの研究は政府収入のデータセットから、自然資源が豊富でない 85 カ国の 27 年分のパネルを分析しています。

大変ラッキーなことに、両方の研究が日本の 2010 年の課税エフォートを明らかにしています。前者の IMF 系の研究は、日本の課税エフォートを 0.6 程度と推計しています。平均は高所得国では 0.76、中所得国では 0.64、低所得国で 0.65 ですから、日本の推計値は低所得国の平均にも届いていない。ちなみにアメリカは 0.70、中国は 0.48 という数値が出ています。

それよりは Langford と Ohlenburg のほうが実態を反映していると私は思います。というのは、社会保障拠出を除いた総税収で推計しているからです。OECD 諸国くらいだと、社会保険制度はある程度、標準化されているので、社会保険料を入れて財源調達を見ることは妥当でしょう。しかし 85 カ国となると、著者たちも論じているように、社会保障制度のばらつきが大きく、税収だけで推計することが正しいかも知れないと思います。すると、日本の課税エフォートは 0.52 程度になります¹⁰。

レジュメの注として、85 カ国の中で日本より課税エフォートが低い諸国を列挙しておきました。平均は低所得国から下位中所得国で 0.59、上位中所得国から高所得国では 0.68、アメリカは 0.6 で、中国は 0.57 でした。なので、中国も日本の 0.52 を凌駕しています。

試みに散布図のようなものを作つたのが図 7 です。デンマークが相当外れたところにいます。課税エフォートという指標では、税収の対 GDP 比が課税エフォートの関数なので、税収と関連しているのは当たり前です。なので、相関をとるというつもりで散布図を作つたのではありません。でも、こうなつて見ることを見つけていただければと思います。

この報告の結論に戻ります。それはレジュメの 2 頁に書いたとおりです。とくに日本では貧困はジェンダー平等の課題であるという点をご理解いただいたと思います。日本はやはり高所得国として、またいろいろな意味で世界経済にも責任を負っている国として、課税エフォートを高めつつ、国内の貧困を削減することが、インドと中国と同等以上に日本

¹⁰ OECD.Stat で税の種類別に税収の対 GDP 比を国際比較すると、日本の税収の規模(対 GDP 比)が低いのは個人所得課税であり、2017 年には OECD 諸国全体でも最下位から 11 番目である。他方で、法人所得課税の規模については、1970 年代から 90 年代には主要国からかけ離れて高く、ピークは 1980 年代の末だった。法人所得課税は 2000 年代末から著しく高くはなくなり(2017 年に OECD 諸国で 6 番目の高さ)、直近では韓国が日本に近づいている。これにたいして社会保障拠出は、フランス・ドイツという社会保険大国のうちドイツに追いつきつつある。しかもフランスとドイツでは 1990 年代末から低下ないし停滞の状況であるのにたいして、日本では着々と上昇している(2016 年に OECD 諸国で 13 番目の高さ)。種類別の税収規模が示唆するように、日本の課税努力が低いことの一因は個人所得課税にあり、なかでも給与所得課税において給与所得控除などのために課税ベースが小さくなっていることがあると考えられる。また年金受給者の比率が増えて公的年金等控除の適用が高まったことも、課税ベースを縮小させた(八塩裕之(2015)「日本の勤労所得課税の実態—スウェーデンとの比較をもとに—」、『会計検査研究』52、27-44 頁; 中本淳(2014)「所得税の課税ベースの日・米・欧国際比較」、財務省財務総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー』118 号、31-46 頁)。

およびアメリカの課題である。これはグローバル・インクルージョンにとって欠かせない日本の課題であると考えます。

お約束にもかかわらず時間が残らなかつたのですが、以上で私からの最初の情報提供とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

中村 ありがとうございました。せっかくのお申し出いただきていますので、ちょっと時間が伸びましたが、5分間ほど今のご報告に関する質疑の時間を取りたいと思います。もしご質問等がございましたら挙手をいただいて、できましたらお名前をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

大田英明 あとから来て資料がないのですが、だいたい頭に入っています。私は立命館大学の国際関係学部で国際金融論の専門なのですが、もう10年くらい前から、所得分配の均等化、再分配、所得税の累進化によって経済成長が達成できるという論文を書いています、昨年も英語でも書いています。先生の資料は非常に素晴らしいので、これを政策提言にいかにして結び付けていくかということについて、これまでなんらかのエフォートをされたか、ちょっとお伺いしたいです。

大沢 今日のキーワードはエフォートでしたね。従来、社会政策学者は社会保障の給付面に関心を合わせることが多かったのですが、私自身は2009年、10年くらいから財源調達面に関心を寄せるようになりました。そのきっかけになったのは、民主党政権の政府税制調査会のもとに専門家委員会が設けられて、神野直彦さんが委員長をされたのですが、税法学者でも財政学者でもない私が、なぜか委員長代理ということになつて、勉強せざるをえなくなりました。その委員会が委員長名で取りまとめた報告に、日本の現状で消費税率をアップすることは、逆進性対策をきちんととれば順当な財源調達策であるが、車の両輪として所得課税や資産課税における改革をおこない、累進度を少しでも回復しなければならない、と述べました¹¹。その委員会のメンバーの1人だったこともあり、その後もことあるごとに発言してきましたが、民主党政権以降はおそらくまったく顧みられていないと思います。

中村 もう時間が過ぎておりますので、もしどうしてもという方がいらっしゃつたら1人だけ。なければ次に行きたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、これで大沢先生のご報告を終わらせていただきたいと思います。(拍手)

それでは、これに続きまして、今度は第2部に移ります。第2部は「様々な学問領域への影響・含意・展開可能性」ということで、6名のパネリストの方にお話をいただきたいと思います。では、パネリストの方々、前にについてください。こちらから相馬さん、藤原さん、高松さん、米澤さん、三浦さん、申さんの順になっています。

それでは、ここから司会を金井さんにバトンタッチさせていただきます。金井さん、よろしくお願いします。

¹¹ 税制調査会専門家委員会委員長「議論の中間的な整理」(平成22年6月22日)
https://www.cao.go.jp/zei-cho/history/2009-2012/etc/2010/_icsFiles/afieldfile/2010/11/18/220622houkoku.pdf。「両輪」の語は同文書の14-15頁、消費税の逆進性については21頁。

当日配布レジュメ

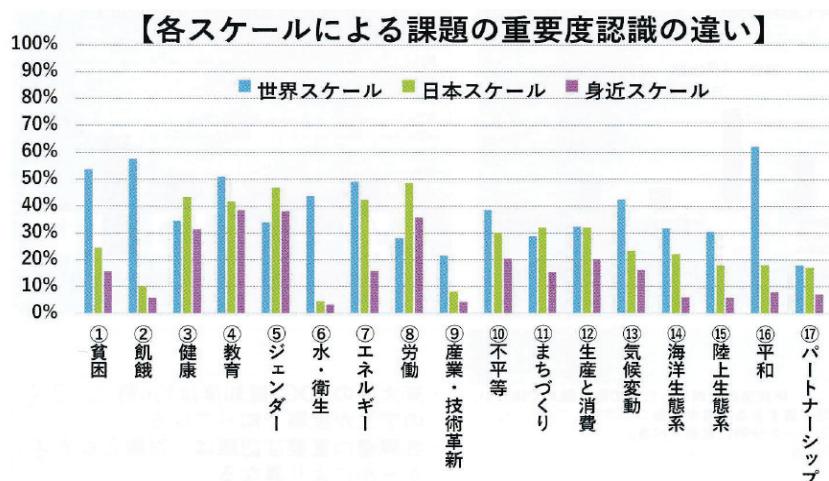
2019年3月1日 社研セミナー

大沢真理

「グローバル・インクルージョンへの日本の課題」

0. 持続可能な開発目標（SDGs）

2018年10月後半に実施された東大生の認知度調査（TSCP Student Committeeによる。回答者2009人）から。世界スケールよりも日本・身近が高いのは、ジェンダー平等と労働（完全雇用とディーセントワーク）。貧困や飢餓は日本・身近の課題ではない？



それぞれの課題が、どのスケールで最も意識されているかがわかる

1. SDGs のなかの貧困—ドーナツ経済学の提案—

地球システムと人類が、黄緑色の領域に包摂される必要性、そのためによく経済学の刷新が必要



本報告では、黄緑色の領域への包摂を「グローバル・インクルージョン」と呼び、貧困に焦点を合わせる

Raworth (2017)が Sumner (2012) に依拠しつつ指摘（以下は Sumner (2016) で補充）：

- ・2012 年に世界の絶対貧困層（1 日 2.5 ドル以下の生活ないし多次元的貧困）14.5 億人の 75%が、「中所得国」に住んでいる。とくに中国に 1.5 億人、インドに 4.8 億人（注：Sumner は、世界の絶対的貧困層の所在を“Geography of Global Poverty”と表現する）
 - ・それら諸国では格差が広がり、絶対貧困層が取り残された（中国では改善）
 - ・自国内の資源で絶対貧困を解決できる（ODA などの国際的再分配でなく）
- 高所得国の相対的貧困にも言及（アメリカとイギリス）。やはり国内分配の問題。

ただし、貧困や飢餓がジェンダー平等の課題でもあることは、あまり強調されていない。

本報告の目的：（とくに日本で）貧困がジェンダー平等の課題であると指摘し、課税エフォートを高めつつ国内の貧困を削減することは、インド・中国と同等以上に、日本（およびアメリカ）の課題であると論じる

2. 国際比較のなかの日本の相対的貧困および子どもの状況

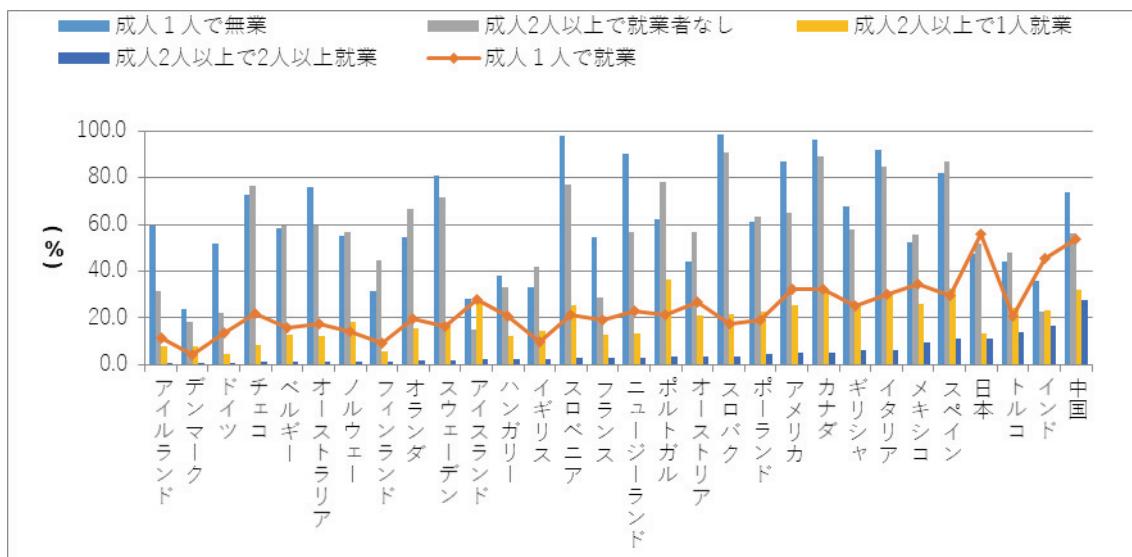
相対的貧困率（等価可処分所得の中央値の 50%未満の低所得）

：民間の雇用条件等と税・社会保障の総合成果

当初所得（市場所得）でも計測される：所得再分配の“ビフォーアフター”

2.1 日本の貧困率は主要国でアメリカについて高いが、独特の性質

図 1 子どもがいる世帯の人口の貧困率、成人の数と就業状態別、2012 年頃



出所：OECD Family Database: CO2.2 (<http://www.oecd.org/els/family/database.htm>) より作成

・就業貧困という以上に共稼ぎ貧困。働くひとり親（とその子ども）の貧困率は OECD 諸

国＋中国・インドで最悪。日本でのみ無業のひとり親より高い（OECD諸国＋中国・インドで）。片稼ぎ夫婦と共に稼ぎ夫婦の貧困率の差が小さい（インドと中国も差が小さい）。他の国では“second earner”は貧困リスクを大きく低減させるが）。図1

- つまり女性の稼得力が低い。働くか（無業、失業、短時間就業）ためであるより、働くなかでの低賃金。しかも山口一男によれば、学歴・経験が低いからではない（山口 2017）＝ジェンダーの問題
- アフター（所得再分配後）のほうが貧困率が高い（＝貧困削減率がマイナス）、の人口区分がある。

国民生活基礎調査で子どもについて 1985 - 2009 年（阿部 2006；阿部 2014）

国民生活基礎調査で、2005 年頃の成人が全員就業する労働年齢世帯（共稼ぎ、就業するひとり親、就業する単身者）（OECD2009 : Figure 3.9）

日本家計パネル調査で 2009 年の就業者全般（駒村ほか 2010）。社会保険料負担の問題。税・社会保障を通じる所得再分配が、子どもを生み育て、世帯として“目いっぱい”（つまり女性が）働くことを、支援していないどころか、罰を科している。

2.2 日本の働くひとり親はなぜ貧しいか

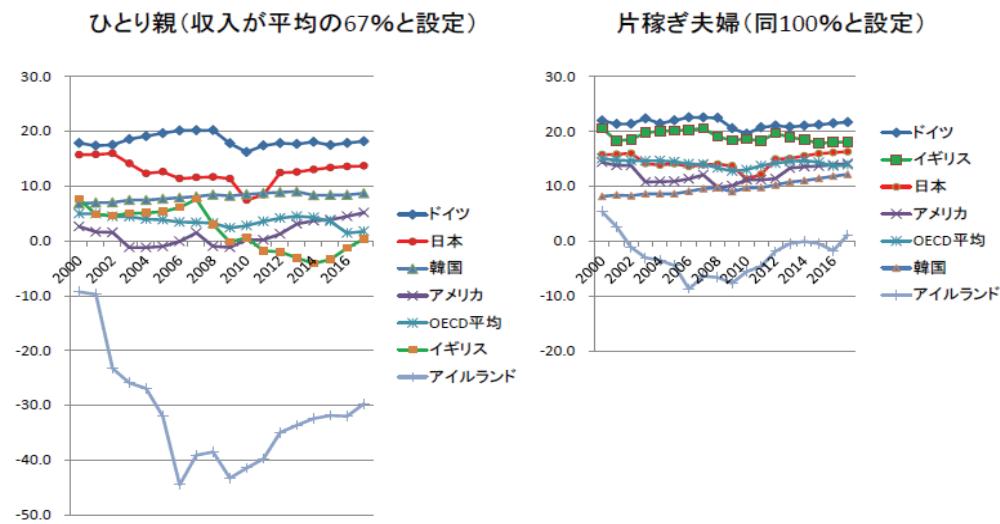
日本のシングルマザーの就業率 80% 超は、OECD 諸国で最高。低賃金でもあるが、税・社会保障負担が重く、社会保障現金給付が貧弱。

以下、図 2 – 4 は OECD の Taxing wages より作成（社会保険を適用される雇用者）

縦軸：純負担（所得課税+社会保障拠出－児童手当）が粗賃金収入に占める比率(%)

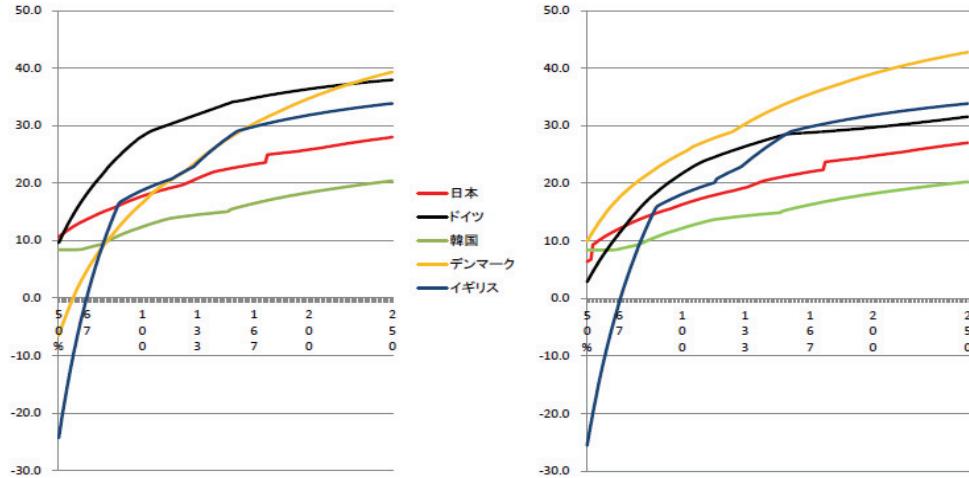
横軸：粗賃金収入（平均賃金対比）

図 2 子どもが 2 人の場合の純負担率（%）の推移



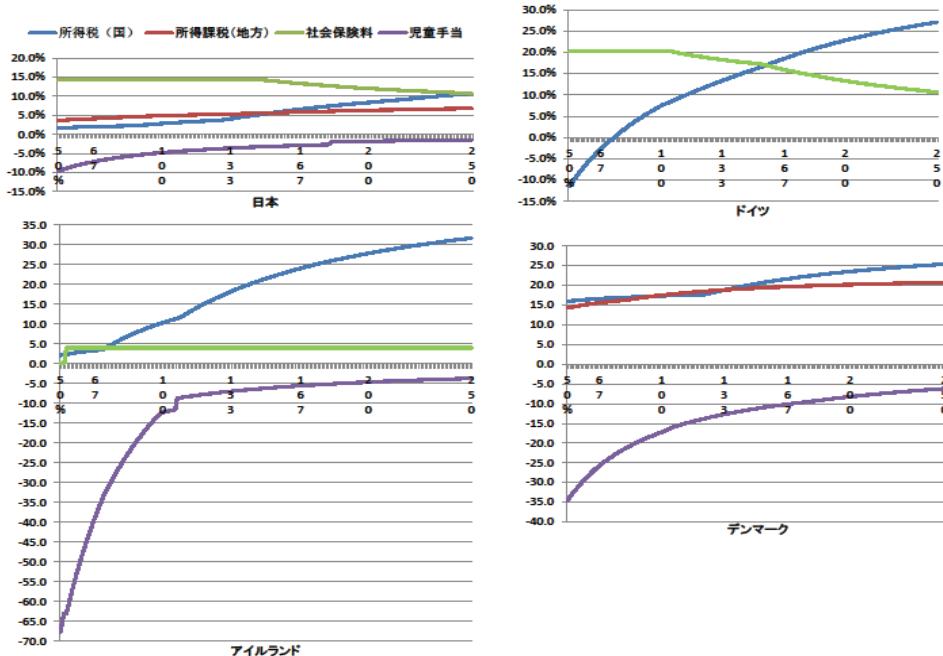
しかし、平均賃金（男女合計）の 67%を得ているシングルマザーは日本では稀。
平均賃金の 50–250% の範囲での純負担率はどうか？

図3 子どもが2人の場合の2017年の純負担率、ひとり親と片稼ぎ夫婦



負担と給付を分解すると（ひとり親子ども2人の場合）

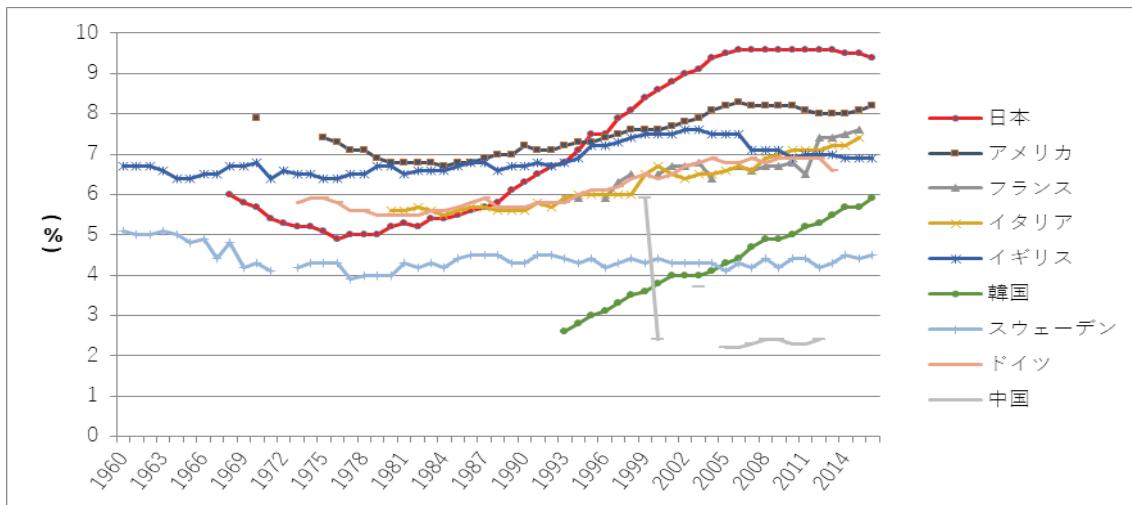
図4 ひとり親（子ども2人）の2015年の純負担の内訳



2.3 子どもの状況のなかでも憂慮される低体重出生

胎内で生じているマイルドな飢餓？ 教育達成・職業達成に影響

図5 低体重出生（2500g未満）の子どもの割合



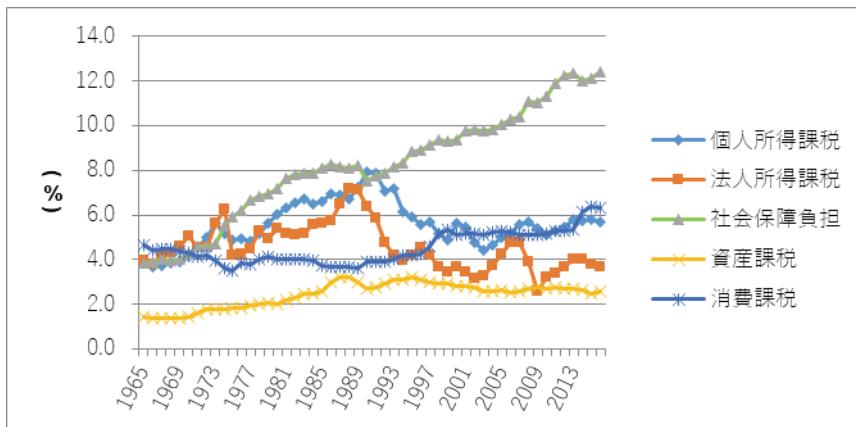
出所：OECD.Stat より作成

出産 6 か月前の母親のフルタイム就業、喫煙などが影響（川口・野口 2017）、母親の学歴も影響（川口 2017）

3. 財源調達として見ると

所得課税が伸びず、逆進的な社会保障拠出（そして消費課税）への依存が上昇→累進度の低下

図6 種類別の歳入の推移、対 GDP 比



出所：OECD.Stat より作成

課税エフォートの研究：課税ポテンシャル（ある国がある時点で合理的に調達できる税収の上限）にたいする実際の税収の比率（0-1 のあいだの値）。政策選択（税率・課税ベース・非課税措置など）と徵稅非効率（納稅回避を含む）を反映する
伝統的には最小二乗法（クロスセクション、またはパネルデータ）：税収（対 GDP 比）
の回帰に適用

より近年では確率フロンティア分析（SFA）

IMF 系の研究 (Pessino and Fenochietto 2010; Fenochietto and Pessino 2013)

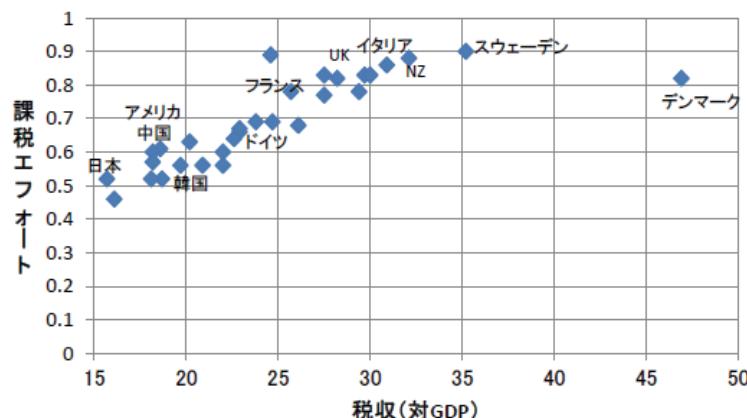
国際成長センター (IGC) での研究 (Langford and Ohlenburg 2015) : 政府収入データセットから資源が豊富でない 85 か国の 27 年分のパネル

日本の 2010 年の課税エフォートについて、

- ① Pessino and Fenochietto 2010; Fenochietto and Pessino 2013 は、0.6 程度と推計。平均は高所得国で 0.76、中所得国で 0.64、低所得国で 0.65。アメリカは 0.7、中国は 0.48
- ② Langford and Ohlenburg 2015 は、社会保障拠出を含めず総税収で推計し、0.52 程度。平均は、低所得-下位中所得国で 0.59、上位中所得国-高所得国で 0.68。アメリカは 0.6、中国は 0.57

(注: 85 か国の中で、日本より課税エフォートが低い諸国は、バングラデシュ (0.43)、マレーシア (0.43)、エチオピア (0.44)、ホンジュラス (0.44)、ウガンダ (0.45)、スロバキア (0.46)、シンガポール (0.47)、パナマ (0.47)、エルサルバドル (0.48)、フィリピン (0.48)、リトアニア (0.49)、パラグアイ (0.49)、タイ (0.49)、スリランカ (0.51)、という 14 か国である)

図 7 2009 年前後の課税エフォート



出所 : Langford and Ohlenburg 2015: Table 3 より作成

<引用文献>

Fenochietto, Ricardo and Carola Pessino (2013), "Understanding Countries' Tax Effort," IMF Working Paper WP/13/244.

Langford, Ben and Tim Ohlenburg (2015) "Tax revenue potential and effort, an empirical investigation," International Growth Centre Working Paper

OECD (2009) *Employment Outlook, Tackling the Jobs Crisis*, OECD.

Pessino, Carola and Ricardo Fenochietto (2010), "Determining countries' tax effort," *Hacienda Pública Española / Revista de Economía Pública*, 195-(4/2010): 65-87.

Raworth, Kate (2017) *Doughnut Economics, Seven Ways to Think Like a 21st-Century Economist*, London: Random House. (2018 年に日本語訳)

Sumner, Andy (2012) "From Deprivation to Distribution: Is Global Poverty Becoming a Matter of National Inequality?" IDS Working Paper, no. 994.

- Sumner, Andy (2016) *Global Poverty, Deprivation, Distribution, and Development since the Cold War*, Oxford: Oxford University Press.
- 阿部彩(2006)「貧困の現状とその要因—1980 年代～2000 年代の貧困率上昇の要因分析ー」、小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編『日本の所得分配—格差拡大と政策の役割ー』東京大学出版会、111－137 頁
- 阿部彩 (2014)『子どもの貧困 II—解決策を考える』(岩波新書) 岩波書店
- 川口大司・野口晴子 (2017)「低体重出生—原因と帰結ー」、2017 年 10 月 22 日日本学術會議主催学術フォーラム『乳幼児を社会科学的に分析する：発達保育実践政策学の進化』において野口が報告
- 川口大司編 (2017)『日本の労働市場—経済学者の視点』有斐閣
- 駒村康平・山田篤裕・四方理人・田中聰一郎 (2010)「社会移転が相対的貧困率に与える影響」、樋口美雄・宮内環・C. R. McKenzie・慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センター編『貧困のダイナミズム—日本の税社会保障・雇用政策と家計行動』慶應義塾大学出版会、81－101 頁
- 山口一男 (2017)『働き方の男女不平等 理論と実証分析』日本経済新聞出版社

<本誌の作成にともなって追記された脚注の引用文献>

- Akabayashi, Hideo and Ryuichi Tanaka (2013), "Long-Term Effects of Preschooling on Educational Attainments", GRIPS Discussion Paper 12-21.
- Almond, D. and Janet Currie (2011) "Killing Me Softly: The Fetal Origins Hypotheses", *Journal of Economic Perspectives*, 25 (3), 153-172.
- Esping-Andersen, Gøsta (1990), *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Cambridge: Polity Press.
日本語訳は、岡沢憲美・宮本太郎監訳『福祉資本主義の三つの世界 比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房、2001 年
- Esping-Andersen, G. with John Myles (2009) "The Welfare State and Redistribution", Salverda, W.; Nolan, B. & Smedding, T. eds. *The Oxford Handbook of Economic Inequality*, Oxford: Oxford University Press.
- Förster, M. and G. Verbist (2012), "Money or Kindergarten? Distributive Effects of Cash Versus In-Kind Family Transfers for Young Children", OECD Social, Employment and Migration Working Papers, No. 135, OECD Publishing, Paris. <http://dx.doi.org/10.1787/5k92vxbgpmnt-en>.
- Grabka, Markus M. and Gerlinde Verbist (2015), "Non-cash benefits from social housing in Europe: a comparative perspective", ImPROvE (Poverty, Social Policy and Innovation), Discussion Paper No. 15/07.
- Miura, Mari (2012) *Welfare Through Work, Conservative Ideas, Partisan Dynamics, and Social Protection in Japan*, Ithaca and London: Cornell University Press.
- Morisaki, N. et al. (2017) "Ecological analysis of secular trends in low birth weight births and adult height in Japan", *Journal of Epidemiol Community Health*, 71(10):1014-1018
- OECD (2013) *Taxing Wages 2011-2012*, OECD.
- Rothstein, Bo and Eric M. Uslaner (2005) "All for All: Equality and social Trust," LSE Health and Social Care Discussion Paper No. 15
- Rothstein, Bo. And Dietland Stolle (2008) "the State and Social Capital: An Institutional Theory of

- Generalized Trust," *Comparative Politics*, 40 (4), pp.441-459.
- Ozturk, Gulgun Bayaz (2018),"Anti-Poverty Effects of In-Kind Transfers Among Divorced or Separated Women in the United States", *Poverty & Public Policy*, 10(1) : 57-80.
- Verbist, G., M. Förster and M. Vaalavuo (2012), "The Impact of Publicly Provided Services on the Distribution of Resources: Review of New Results and Methods", OECD Social, Employment and Migration Working Papers, No. 130, OECD Publishing, Paris.
<http://dx.doi.org/10.1787/5k9h363c5szq-en>
- 阿部彩 (2019) 「子どもの貧困率の動向:2012 から 2015 と長期的変動」 貧困統計 HP
<https://www.hinkonstat.net/>
- 大沢真理 (2013) 『生活保障のガバナンス—ジェンダーとお金の流れで読み解く』 有斐閣
- 大沢真理 (2018) 「逆機能する税・社会保障制度—アベノミクスはなにをしたのか—」 (『経済社会とジェンダー』 3、2018年6月、5 - 22 頁)
- 岡田与好 (2014) 『競争と結合 資本主義的自由経済をめぐって』 蒼天社出版
- 金子勝・神野直彦 (1999) 「協力社会の年金を創る」、『世界』 1999 年 3 月号
- 金子勝 (1999) 「拠出税方式の所得比例年金を」、神野直彦・金子勝編『「福祉政府」への提言 社会保障の新体系を構想する』 岩波書店
- 小原美紀 (2017) 「エビデンス・ベースの労働政策のための計量経済学」 (川口大司編『日本の労働市場—経済学者の視点』 有斐閣、286 - 312 頁)
- 佐口和郎 (2018) 『雇用システム論』 有斐閣
- 男女共同参画室 (総理府) 編 (1997) 『男女共同参画 2000 年プラン&ビジョン』 大蔵省印刷局
- 男女共同参画会議・影響調査専門調査会 (2002) 「「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」に関する中間報告
- 男女共同参画会議・影響調査専門調査会 (2002) 「「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」に関する報告」
- 男女共同参画会議・影響調査専門調査会 (2004) 「「ライフスタイルの選択と雇用・就業に関する制度・慣行」 津慈
- 辻由希 (2012) 『家族主義的福祉レジームの再編とジェンダー政治』 ミネルヴァ書房
- 坪郷實 (2015) 「ソーシャル・キャピタルの意義と射程」、坪郷實編『ソーシャル・キャピタル』 ミネルヴァ書房、1-17 頁
- 中本淳 (2014) 「所得税の課税ベースの日・米・欧国際比較」、財務省財務総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー』 118 号、31-46 頁
- 八塩裕之 (2015) 「日本の勤労所得課税の実態—スウェーデンとの比較をもとに—」、『会計検査研究』 52、27-44 頁
- 藪長千乃 (2015) 「普遍的福祉国家とソーシャル・キャピタル」、坪郷實編『ソーシャル・キャピタル』 ミネルヴァ書房、164-176 頁
- 山田篤裕・小林江里香・Jersey Liang (2011) 「なぜ日本の単身高齢女性は貧困に陥りやすいのか」、『貧困研究』 Vol. 7、110-122 頁
- 山田篤裕 (2012) 「高齢期における所得格差と貧困—脆弱なセーフティネットと勤労所得への依存—」、橘木俊詔編『格差社会』 ミネルヴァ書房、147-164 頁

第二部 「様々な学問領域への影響・含意・展開可能性」

金井 では、引き続き第2部に入りたいと思います。大沢先生は経済学者ですが、経済学のみならず、さまざまな学問領域に多大な影響、貢献をしてきたと思います。そこで第2部では大沢先生の研究がさまざまな学問領域に与えた影響や意義を各分野の中に位置づけて、今後の展開可能性について皆さんと議論していきたいと思っています。また、お茶の水女子大学の申先生からは「ガバナンスの中での研究者の役割」というテーマで、学問の影響というだけではなくて、「フェミニスト研究者」とはどのような役割を担っているのか、そこで直面する困難性などについて、大沢先生を事例に考えていきたいと思っています。では、さっそく相馬さんからよろしくお願ひします。

相馬直子「生活保障システムとジェンダー分析」

横浜国立大学の相馬です。第1報告は「生活保障システムとジェンダー分析」という視点から「大沢社会政策論の展開・貢献・今後の可能性」について報告します。また後半のディスカッションへと報告をつなげていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

大沢先生の業績は緑の別冊子にございます¹²。大沢先生の著作の1が1から50、2の論説が1から140、6の書評、翻訳、エッセイが1から270にございます。このような大沢先生のご研究をおおまかに前半、画期として、まず整理させていただきます。

まず萌芽期として大沢先生は高校時代に社研の全体研究の中でも、特に基本的人権が心に染み入ったと回想されています。高校生の心にまで響いた全体研究が大沢社会政策論の種をまいたと言えます。第1期は1970年代半ばの日本の福祉政策見直しへの関心から、自由主義的な国家のあり方や福祉が典型的に成立したイギリスの歴史研究からスタートされます。救貧法の従来の見方、通説を問い合わせ直す第1期の研究をレジュメ（本誌23ページ）に示しています。

引き続き第2期（本誌レジュメ24ページ）です。1980年代からは第二次大戦後の日本を中心にジェンダーを組み込みつつ国際および時系列の比較分析に着手されます。この時期は女性研究者ネットワークで大沢先生が活動されています。原ひろ子先生はじめほかの方々とのつながりの中で社会政策のジェンダー・バイアスの研究に移っていかれます。大沢先生の論説や解説を読んでいますと、「強く要請され不本意ながら」といったような言葉をところどころで、今回私も目にしました。このネットワークの中で30代、40代の大沢先生に大きな期待が寄せられていたのではないかと拝察しながら読みました。

「社会政策の総過程モデルのジェンダー化」は1996年に提示されます。これが生活保障システム論、生活保障、ガバナンス論の原型になっています。韓国のチョン・チンソン教授をはじめ各国の研究者との比較研究であり、日韓比較がこのジェンダー化の分析の最初の試みであったように思います。

またちょうど1995年、北京会議ごろ、堂本暁子氏ら女性議員、フェモクラットとの連携

¹² 本誌巻末の付録としても増補版を掲載している。

の中で大沢先生のご研究も発展し、実践知へとつながっていきます。それが理論的には2002年のころ社会政策システムとして概念化されていきます。このモデルをもとに「男性稼ぎ主」型の日本の特徴が国際比較からあぶりだされていきます。第2期は社会政策、社会保障、社会福祉研究の既存研究の対象区分の問い合わせ直し、そして会社主義仮説、社会政策システムの基軸をジェンダー視点から問い合わせ直す研究として特徴付けられると思います。

次に第3期に移ります。このころアジアにも福祉レジーム論、比較福祉国家論が広がっています。国際会議も急速に開催が増える時期です。第一にアジア諸国の経験を説明するには、既存の福祉レジーム論や福祉国家論においてはおさまらないと考えられ、2005年から「生活保障システム」という概念定義へと再構築されていきます。

「生活保障システム」として再定義されていく背景には比較福祉研究のアプローチに弱点がある。すなわち職場や家庭で人々が抱えるニーズがどのように満たされるかを問題にしても、人として女性や子どもの姿が薄く、老若男女の違いに敏感となる「ジェンダーの視角」が弱い。また対象地域と検討範囲の限界も指摘されて、国際共同研究のGLOWのネットワークの中で、この枠組みを築かれています。

また第3期は、原理的な考察、そもそも生活が成り立ち社会に参加できるという状況とは何か。必要(needs)論へと考察を発展され、またグローバルな視点での考察を多く発表されています。ジェンダーと多様性の視点がより前面に出てくるのがこの第3期だと思います。人間の多様性を強調する。仮に同じ種類の量の資源を入手しても、実現できる福祉の水準は性別、年齢、障がいの有無・種類・程度・エスニシティなどの個人の属性によつても異なる。同様に快適にすごせるために必要な資源が、個人によって種類も量も異なる。福祉が欠如するリスクは、人間の多様性に留意するならば、本来「個別」的なのであるというふうに著書で示されています。

生活保障システムは比較ジェンダー分析として英語単著を出版され、また家族主義、脱家族化の議論を国際的に展開してきたエスピノ・アンデルセン自身も、2002年の彼の著書で男性稼ぎ主アプローチに到達したということを日本語訳の解題で論じられています。

次に脆弱性と、最低限の生活保障の心許なさを指摘され、後のジェンダー社会科学の議論へとつなげていくご議論をここで展開されるのと、生活保障システムの国によるあり方がグローバル・インパクトをもち、国内外を包摂するグローバル社会政策の構想を示されている、この第3期にグローバルの視点で議論を発展させています。

次に第4期ですが、「生活保障のガバナンス論 逆機能」ということで、第2期の社会政策の総過程モデルのジェンダー化、これが96年でした。2005年の生活保障システム論、そしてリーマンショック、東日本大震災を経て2013年、生活保障のガバナンス論へと、すなわち、多様なニーズから個人のニーズ充足と外部効果の総体の実証研究へと展開されています。約10年ごとに概念提示を発表され、学術的にも実際的にも非常に重要な研究を発信されています。

大沢先生の貢献としては(本誌レジュメ29ページ)、第1に新しい分野・アプローチを開拓・確立されたこと、社会政策の比較ジェンダー分析という研究分野の開拓・確立。男性稼ぎ主アプローチの確立。「生活保障システム論」「生活保障のガバナンス論」への体系化されていったこと。また社会政策研究の国際化、学術知を実践知へつなげるうえで多大な貢献をされています。

私は2点ほど大沢先生に質問あるいは論点として提示させていただきます。まず一つはジェンダー概念についてです。大沢社会政策論における「ジェンダー」概念を見ますと、「家父長制」からジェンダー概念へと変化し、近年では「ジェンダー、多様性」あるいは「フェミニスト交差性」について言及（や報告）をされています。ジェンダーを基軸に生活保障システムの権力性、階層性、差異化、個人への影響を分析の俎上に挙げられてきた大沢社会政策論ですが、第2期では性別、年齢に焦点が当たっていたように見えますが、一方、第3期以降の生活保障システム論・ガバナンス論では、ジェンダー・年齢に加え、ほかの変数の交差や相互依存を考察し、「多様な女性」の視点で議論されているように思います。

今後の生活保障ガバナンス論の深化、あるいはジェンダー社会科学の展開をみすえ、「ジェンダー」概念をどう位置づけていくか。多様で複雑な「必要 need」の認知、ガバニング、ガバナンスをめぐって、ジェンダーを基軸に他の変数との交差をとらえていくのか。あるいはジェンダーだけではなく、ほかの年齢や人種や階層や障がいの有無など、ほかの基軸としての組み合わせとして見ていくのか。本誌レジュメ30ページに移りますが、日本社会における標準的な社会的多様性の前提を問い合わせ、より多様で複雑な「社会的多様性」を民主的にエンパワーメントし続けることが求められるということなのだと思いますが、いま一度、比較ジェンダー分析という際の「ジェンダー」概念の戦略的意味を質問したいと思います。

最後に、男性稼ぎ主論と家族主義論についてです。現在の福祉研究では二元化していると思います。家族主義論については、家族主義の多様性論や、そこからの母性主義多様性論といったような研究につながっています。制度や意識にある「男性稼ぎ主型の刻印」を温存しながらの市場志向型、両立支援型もあり得るのではないかと考えると、男性稼ぎ主の変種やその他の型や道筋について比較分析が求められると考えます。ほかの論点については、また後半のディスカッションなどでやっていきたいと思います。ひとまず私からは以上とさせていただきます。（拍手）

生活保障システムとジェンダー分析
——大沢社会政策論の展開・貢献・今後の可能性——

相馬直子

1 大沢社会政策論の展開

【萌芽期】

「社会科学研究所の全体研究（当時の呼称）の成果に、私が最初に接したのは 1969 年、高校 1 年生の秋に『基本的人権』の第 1 卷総論を手に取ったことによる。大学で吹き荒れていた学園闘争が高校にも波及し、校長室がバリケードで封鎖されて、2 学期後半の授業はほとんど流れた。クラス討論や全校生の集会で、自由、権利などの言葉が飛び交ったが、私には議論することはおろか定義することもできなかった。自分の圧倒的な無知を痛感して、流れた授業の間に図書室にこもり憲法学などの書物を借りて読んだ。なかでも心身に染み入ったのは『基本的人権』である。

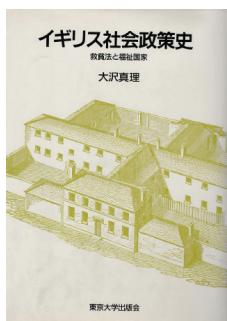
理論・実態の総合性と歴史的・国際比較的パースペクティブを備える点で出色だったからと、いまなら解説できる。本書にこぎつける過程で、大学生といわず高校生の心にまで響く書物でありたいと念じていたことは、事実である。」

(大沢(2016)：あとがき)

【第 1 期 最低生活費保障原則 イギリス社会政策史 歴史的な連続性と断絶】

- ・ 「1970 年代半ばに日本で起こった「福祉見直し」への関心から、自由主義的な国家のあり方や福祉が典型的に成立したとされていたイギリスの 19 世紀に目を向け、研究生生活に入る」（大沢編（2004b : 279））。
- ・ 絶対王政期以来のイギリス救貧法制度と福祉国家との連続と断絶に焦点。「最低生活費保障原則（subsistence principle）の淵源が救貧法システムに存する。最低生活費保障原則は近代救貧法から福祉国家へと移譲された重い社会的責務の一端」（大沢（1986））

→救貧法の「劣等待遇」「苛酷」という見方・通説を問い合わせ直す



1986 年

【第2期 労働とジェンダー 企業中心社会 開発 男女共同参画 ジェンダー評価】



2004 年

- 1980 年代末からは、第二次大戦後の日本を中心に「ジェンダー」を組みこみつつ、国際および時系列の比較分析に着手。比較対象は欧米諸国のみならず、1990 年代後半から韓国、タイもとりあげる。1987 年～1988 年に「フェミニストになった」(広渡他編 (1990))。
- 1992 年 3 月フォーラム「女性と労働 21」山野和子氏、竹中恵美子氏、久場嬉子氏、浅倉むつ子氏、大森真紀氏と企画運営委員に。同 3 月日独シンポ『女性と労働』で、社会保障を中心とする社会政策のジェンダー・バイアスというテーマを原ひろ子氏から強く要請される。1992 年 5 月社会政策学会共通論題報告者として学会の女性労働研究実績を総括(社会政策学会の共通論題において最初にジェンダー視点を導入したのが第 84 回 (1992 年) であり、「現代の女性労働と社会政策」がテーマに。さかのぼると、第 12 回 (1918 年) は「婦人労働問題」が取り上げられた(木本喜美子・榎一江(2014)「ジェンダー平等と社会政策」『社会政策』5(3): 3 頁))「女性労働論のゲットー化」「会社主義の問題構制の原型」を問う(→藤原報告)。
- 「社会政策の総過程モデルのジェンダー化」(大沢 (1996: 42)) は、生活保障ガバナンス論の原型。日韓比較が最初の試み。同書は、原ひろ子・前田瑞枝・大沢真理編による、日中韓・タイ・インドネシア・インド・オーストラリア・ニュージーランドの 8 か国における女性とジェンダー初の本格的比較研究。→開発とジェンダー(→高松報告)→日本を中心とした福祉国家とジェンダー分析へ(大沢編 (2004b))。
- 1995 年北京会議、女性政策情報ネットワークの存在。堂本暁子氏ら女性議員、フェモクラットとの連携。ジェンダー評価・影響分析の重要性を指摘。男女共同参画社会基本法など政策形成につながる学術知・実践知の提供(大沢 (編者代表 (2000))。(→申報告)
- 「社会政策システム」として概念化=「生活保障と福祉にかかる制度・慣行は社会的セーフティ・ネットとも呼ばれるが、社会保障とともに税制、保育や教育、保健・

介護といった社会サービス含め、さらに家族や企業の制度や慣行との関連も視野に入れて、社会政策システムとしてとらえる必要がある。(略) 日本の社会政策システムは高度経済成長期以来、家族と企業という二つのサブ・システムが生活保障と福祉のかなりの部分を担うことを織りこんで設計され、機能してきた。(略) 世帯主である男性を中心とする社会政策システムを、ジェンダー視点を組みこんだ比較社会政策研究は、「男性稼ぎ主」型と特徴づけてきた。日本の場合は強固な「男性稼ぎ主」型であり、しかも大企業本位だったのだ。(略) 対極にある社会政策システムのモデルは、「個人」型と呼ばれることがあるが、本書では「両立支援」型と呼ぶ。男性も女性も、仕事と子育てをはじめとする家庭・地域の活動を、両立することを前提に、その両立を支援する施策のパッケージとなっているからである」(大沢 (2002 : 19-20)、下線は報告者) →社会政策、社会保障、社会福祉研究の対象区分の問い合わせ直し。

会社主義仮説、社会政策システムの基軸をジェンダー視点から問い合わせ直す。

【第3期 生活保障システム論 比較ジェンダー分析 国際比較】



- 「社会政策研究者としてアジアにかかわっていくスタンスを考えるなかで、社会政策とは何か、福祉国家とは何かということを考えざるを得なくなりました。福祉国家のオーソドックスな定義や概念は、いずれも経済・社会開発が一定レベルに到達していることを前提にしています」(大沢編 (2004b : 279))
→アジア諸国の経験を説明するには、既存の福祉レジーム論や福祉国家論ではおさまらないと考え 2005 年から「生活保障システム」(大沢 (2005) ~) と概念定義
- 「生活保障システム」として再定義=「一般的に、生活が持続的に保障され社会参加の機会が確保されるためには、家族や企業、およびコミュニティや非営利協同組織な

どの制度・慣行が、政府による「社会政策」と公的に接合する必要があると考えられる。家族や企業はミクロ、コミュニティや協同組織などはメゾのレベルにあり、中央政府が設ける制度はマクロのレベルにあるが、地方政府独自の社会サービスなどはメゾ・レベルである。その全体を「生活保障システム」と呼ぶ。社会政策には、(略) 社会保険や公的扶助からなる社会保障とともに、税制、保育や教育、保健・介護といった社会サービスを含み、さらに雇用政策や労働市場の規制を視野に入れる」(大沢 (2007 : 7)、下線は報告者)

- なぜ「生活保障システム」か? : 比較福祉研究のアプローチ・対象範囲の問い合わせ
「従来の比較福祉研究には、アプローチの面で1つの弱点がいちじるしく、また対象と分析の範囲の面で限界があった。弱点とは、職場や家庭で人びとが抱えるニーズがどのように満たされるかを問題にしても、「人」として女性や子どもの姿が薄かったことである。老若男女の違いに敏感であることを「ジェンダーの視角」という。いっぽう限界とは、対象地域として欧米が中心であり、検討対象は主として社会保障給付だったことをさす。(略) 日本の特徴については、ドイツに近いとされたり、アメリカ・オーストラリアに近いとされたりするなど、見解が分かれ、しばしばやや安易にハイブリッド型とされていた。先行研究に以上のような弱点や限界を感じていたところ、1999年頃に、アメリカ・イギリス・ドイツ・日本の共同研究に誘われて参加することになった。研究グループは、グローバル化のもとで各国の労働組織や規制などがいかに変容しているか、ジェンダー視角から解明しようとしていた(略称はGLOW)。(略) ワークショップで欧米の労働社会学者たちと集中的な議論をおこなうなかで、私自身の研究の枠組みも進化した。人びとのニーズにとって雇用の条件は重大であり、政府の政策だけでなく、家族や企業、非営利協同などの民間の制度・慣行が、税・社会保障制度や労働市場規制などの法・政策と、いかに相互作用して、ニーズが充足されるか、捉えなければならない。私はその仕組みを生活保障システムと呼ぶことにした」(大沢 (2017))
- 生活が成り立ち社会に参加できるという状況を原理的に検討:「必要(need)」論
個人の欲求は、購買力に裏打ちされた「需要(demand)」と、生活必需品とみなされる資源のいずれかを欠く状態である「必要(need)」に区別される。「需要」は需要者にとっての「効用 (utility)」の大きさゆえ健康を害するような嗜好品が「選好」されることも少なくなく、他方で「必要」は個人の「福祉 (well-being)」および社会参加にとって不可欠の資源への欲求であるが、必ずしも購買力に裏打ちされず、また本人がその欲求を認知し表出するとは限らない。(略) 「必要」を本人が意識しない場合には、第三者が認知を促し、購買力がないか商品化されていない生活必需品については、公私のルートで贈与しても、「必要」を充足することが「生活保障」である。ここには第三者の関与による社会的包摂の契機が本来含まれる。同時に注意すべきは、人間が多様であって、仮に同じ種類と量の資源を入手しても、実現できる「福祉」の水準は、性別、年齢、障がいの有無・種類・程度、エスニシティなどの個人の属性によって異なる。同様に快適にすごせるために必要な資源が、個人によって種類も量も異なる。福祉が欠如するリスクは、人間の多様性に留意するならば、本来「個別」的。(大沢 (2007 : 25-26)、下線は報

告者)。

→財・サービスを生産する四つの関係を体系化 ([→米澤報告](#))

- ・ **生活保障システムの比較ジェンダー分析の英語単著出版 (Osawa (2011)) と、エスピング・アンデルセン『平等と効率の福祉革命』の翻訳(2011年)**

家族主義、脱家族化の議論を開拓してきたエスピング・アンデルセンも、2002年の共著で男性稼ぎ主アプローチに到達。ポスト工業段階の知識経済では、機会の実質的平等が「効率」の必須条件であり、ジェンダー平等の実現が知識経済におけるプラスの均衡の決め手だと、エスピング・アンデルセン自身が主張。

- ・ **脆弱性と、最低限の生活保障の心許なさ→ジェンダー社会科学の議論へ**

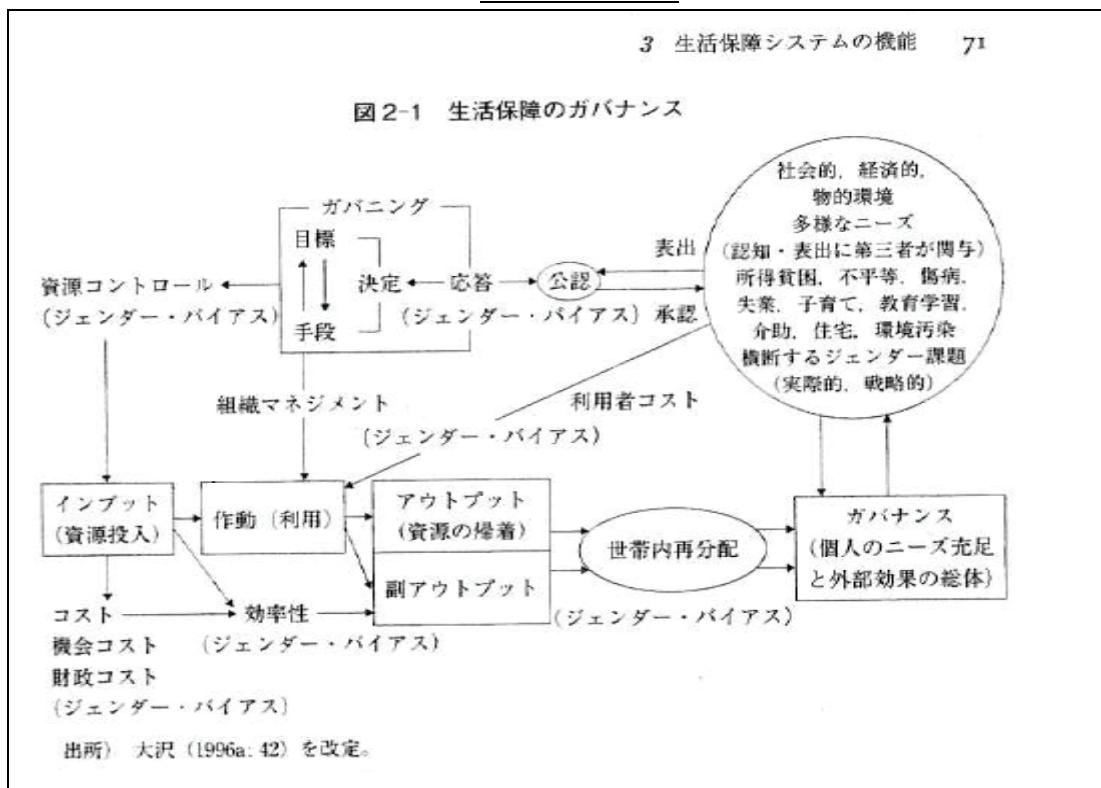
1998年から自殺者年間3万人以上、貧困率が先進国ワーストクラス、脆弱性が2000年代半ばに顕在化。リーマンショック（2008年9月～）と東日本大震災（2011年3月11日～）で最低限の生活保障のしきみの心許なさが露呈。社会・経済の再構築＝復興という課題と、社会科学の再構築、特に経済学および社会政策の再構築の議論へ（大沢（2010）、大沢編（2011a）、大沢編（2011b））。

- ・ **生活保障システムの国によるあり方はグローバル・インパクトをもち、それを見据えて国内諸制度の改革が必要。公正なグローバルコミュニティをめざすうえで、国内・世界を包摂するグローバル社会政策の構想が求められる（大沢編（2011b））。**

【第4期 生活保障のガバナンス論 逆機能 社会的排除 貧困削減 危機、
レジリエンスのジェンダー研究（災害・減災）】



- 生活保障のガバナンス論への深化（→三浦報告）



出典：大沢（2013：71）

- 「災害・復興と男女共同参画 6.11 シンポジウム」→「男女共同参画と災害・復興ネットワーク」が堂本暁子・原ひろ子を中心に発足。第2回シンポジウム（2012.6.22）開催。
- 社研ガバナンスプロジェクト：社会科学の多様な分野の研究者と、参加や対話で、多重次元の錯綜した権力行使やその正統性を問う。社会科学は、ガバナンス現象の単なる観察者ではなく、それ自体がガバナンス現象を構築する重要な主体でもある。ガバナンス概念は、社会的包摂、参加、対話といった理想に私たちの注意を向けさせ、社会科学は世界を描写するだけでなく世界を作り出す（大沢・佐藤（2016：271-6））。

2 貢献と展開可能性

- ①【新しい分野・アプローチの開拓・確立】ジェンダーを前提しながら暗黙の与件とし、分析の視野からはずしていた通説・基軸への挑戦、社会政策論の構制そのものの問い直し。学会、教育研究、政策立案をつうじ、社会政策のジェンダー比較分析という研究分野の開拓・確立。男性稼ぎ主アプローチの確立。「生活保障システム論」「生活保障のガバナンス論」へ体系化。ジェンダー視点、生活者視点、ニーズ視点から、学術知を横断し、体系化。
- ②【社会政策研究の国際化】国際プロジェクト研究、国際学会、教育をつうじ、日本における社会政策研究の国際化に尽力。
- ③【学術知を実践知へ】研究の社会的発信、中央・地方政府の政策立案、市民団体の活動への理論提供、日本学術会議、国内外の研究者ネットワークからの発信。
- ④【学術知の再構築・受容のあり方】社会政策・社会保障・社会福祉関連の教科書的な文献をみると、武川正吾（2011）『福祉社会：包摂の社会政策 新版』ではジェンダーに関する独立した章がある。しかし、大部分の教科書には独立した章ではなく、女性の労働、少子化、男女共同参画、ケア、福祉レジーム論といったトピックのなかでの扱いになっている。また、社会保障関連ではジェンダー視点がない教科書も依然としてある。社会政策、社会保障、社会福祉の体系的な教科書で、ジェンダー視点が貫通しているとは言いがたい現状がある。「ジェンダー社会科学」の深化と、既存の学術知の体系への反映がより求められる。
- ⑤【ジェンダー概念】大沢社会政策論における「ジェンダー」概念をみると、「家父長制」（大沢（1993）からジェンダー概念へと変化し（大沢他編（2009）、近年では「ジェンダー、多様性」（大沢他編（2013））、「フェミニスト交差性(intersectionality)」について言及（や翻訳）をしている。フェミニスト研究と参加型のアクション・リサーチのツールとして交差性分析が発展してきた。ジェンダー、階級、人種、年齢、性的指向、障がい、年齢の交差や、その相互依存を問うものがある（東京大学社会科学研究所他編（2016b）：スティール若希論文87-8）。

ジェンダーを基軸に、生活保障システムの権力性、階層性、差異化、個人への影響を分析の遡上に挙げてきた大沢社会政策論。第2期の大沢社会政策論では、「性別、年齢別役割分担社会」（大沢（1993：204））の問い直し、つまり、ジェンダーと年齢に議論の焦点があたっていたように読める。一方、第3期以降の生活保障システム論・ガバナンス論では、ジェンダー・年齢にくわえ、階層・地域・国籍など他の変数の交差や相互依存を考察し、「多様な女性」の視点で議論されている。

今後の生活保障ガバナンス論の深化、あるいはジェンダー社会科学の展開をみすえ、「ジェンダー」概念をどう位置づけていくか。多様で複雑な「必要 need」の認知、ガバニング、ガバナンス（効果）をめぐって、ジェンダーを基軸に他の変数との交差をとらえていくのか。ジェンダーのみならず、年齢・人種・階層も重要な基軸として組み合わせてとらえていくか。日本社会における「標準的な社会的多様性」の前提を問い合わせ続け、より多様で複雑な「社会的多様性」を民主的にエンパワーメントし続けることが求められるということな

のだろうか。いま一度、比較ジェンダー分析という際の「ジェンダー」概念の戦略的意味を質問したい。

加えて、現状の日本社会における、「実際的ジェンダー課題」と「戦略的ジェンダー課題」は数多くあるが、最重要課題は何か。

⑥【男性稼ぎ主論と家族主義論の二元論について】福祉レジーム論では依然として、男性稼ぎ主アプローチと、家族主義論が併存した二元化状況に思われる。家族主義論については、家族主義の多様性論や、家族主義から母性主義多様性論といった研究がある（例えば、Saraceno, C. (2016). "Varieties of familism: Comparing four southern European and East Asian welfare regimes." *Journal of European Social Policy* 26(4): 314-326. Mathieu, S. (2016). "From the Defamilialization to the ‘Demotherization’ of Care Work." *Social Politics: International Studies in Gender, State & Society* 23(4): 576-591）。男性稼ぎ主アプローチと、母親規範に焦点をあてる母性主義多様性論は、ある意味コインの裏表のような議論にも思われる。制度や意識にある「男性稼ぎ主型の刻印」を温存しながらの市場志向型、両立支援型もあり得ると考えると、男性稼ぎ主の変種やその他の型や道筋について比較分析が求められると考える。

⑦【「逆機能」論と、効率性の実証分析の課題】

大沢社会政策論「正しいというだけでなく、お得である」（＝正義＋効率）

肝「より女性や子どもに悪影響がある+それが非効率でもある」

ガバナンス（効果）論で、貧困以外の指標をどう考えるか。諸個人が尊重され、尊厳が守られながら納得して生を締めくくることができるか。社会統計の問題（所得・ケア）があるが、貧困率以外の指標で、最重要指標は何か。

⑧【政策論】「逆機能というのは、社会保険制度が年金からの偽装脱退や記録改竄といった脱法性を招き、労働市場の非正規化を増幅していることを指す。また日本では、税・社会保障制度の再分配効果や貧困削減効果が貧弱であるにとどまらず、税・社会保障制度が実際に子どもの貧困を増大させている」（大沢（2008：4-5）。現在は「全世代型社会保障」論から、介護保険制度の徴収開始年齢の引き下げについても議論が出始めている。子ども保険の政策アイディアも時々浮上する。各社会保険の財源から子ども関連の「連帯基金」構想もある。一貫して年金の一元化を提言していた立場から、近年の社会保険制度改革や全世代型社会保障論議に対する問題点は何か。

⑨【グローバル社会政策について】グローバル・インバランスのなかで、グローバル社会政策をアジアでどう考えるか。アジアレベルでの共通社会政策や国際規範構築の可能性は。

文献

* 日本語

天野正子・伊藤公雄・伊藤るり・井上輝子・上野千鶴子・江原由美子・大沢真理・加納実紀代編・
解説:大沢真理(2009)『新編 日本のフェミニズム4 権力と労働』岩波書店

エスピン=アンデルセン、G. 著、大沢真理監訳(共訳者:不破麻紀子・田宮遊子・今井貴子・富江直子) (2011)『平等と効率の福祉革命—新しい女性の役割』岩波書店

広渡清吾・平石直昭・小森田秋夫・大沢真理編(1990)『フェミニズムって何だろう—あるゼミナールの記録—』日本評論社

大沢真理(1986)『イギリス社会政策史—救貧法と福祉国家—』東京大学出版会

大沢真理(1993)「会社人間さようなら」原ひろ子・大沢真理編(1993)『変容する男性社会—労働、ジェンダーの日独比較—』新曜社、188-226

大沢真理(1996)「社会政策のジェンダー・バイアス: 日韓比較のこころみ」原ひろ子・前田瑞枝・大沢真理編『アジア・太平洋地域の女性政策と女性学』新曜社、25-96

大沢真理(2002)『男女共同参画社会をつくる』NHKブックス

大沢真理(編者代表)(2000)『21世紀の女性政策と男女共同参画社会基本法』ぎょうせい

大沢真理編(2004a)『福祉国家とジェンダー』(叢書現代の経済・社会とジェンダー 第4巻)明石書店

大沢真理編(2004b)『アジア諸国の福祉戦略』(編著、講座福祉国家のゆくえ4)ミネルヴァ書房

大沢真理(2005)「逆機能する日本の生活保障システム—社会保険の空洞化と少子高齢化—」『国際ジェンダー学会誌』第3号、35-61

大沢真理(2007)『現代日本の生活保障システム: 座標とゆくえ』岩波書店

大沢真理(2008)「思想の言葉 税・社会保障の「惨状」を直視し、明確な選択を」、『思想』2008年9月号、2-6

大沢真理(2010)『いまこそ考えたい 生活保障のしくみ』岩波ブックレット No. 790

大沢真理編(2011a)『ジェンダー社会科学の可能性 第2巻 承認と包摂へ 労働と生活の保障』岩波書店

大沢真理編(2011b)『ジェンダー社会科学の可能性 第4巻 公正なグローバル・コミュニティを—地球的視野の政治経済』岩波書店

大沢真理(2013)『生活保障のガバナンス—ジェンダーとお金の流れで読み解く—』有斐閣

大沢真理(2016)「あとがき」東京大学社会科学研究所・大沢真理・佐藤岩夫編『ガバナンスを問い合わせ直す□ 市場・社会の変容と改革政治』東京大学出版会

大沢真理(2017)「日本を中心とした国際共同研究—科研費が可能にした」『私と科研費』、日本学術振興会科学研究費補助金、「研究概要・成果」、No.100

大沢真理・佐藤岩夫(2016)「総括 本プロジェクトの意義と拓かれた課題」東京大学社会科学研究所・大沢真理・佐藤岩夫編『ガバナンスを問い合わせ直す□ 市場・社会の変容と改革政治』東京大学出版会

スティール若希、大沢真理編、大沢真理 日本語監訳(2013)『ジェンダー、多様性、東北復興—3年目に続くガバナンスの機会と課題—／Gender, Diversity and Tohoku Reconstruction: Governance Challenges and Opportunities Two Years On』、GCOE「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」東京大学社会科学研究所連携拠点研究シリーズ No. 6、ISS リサーチシリーズ No. 53

東京大学社会科学研究所・大沢真理・佐藤岩夫編(2016a)『ガバナンスを問い合わせ直す□ 越境する

理論のゆくえ』東京大学出版会
東京大学社会科学研究所・大沢真理・佐藤岩夫編(2016b)『ガバナンスを問い直す□ 市場・社会の変容と改革政治』東京大学出版会

*英語

Osawa Mari (2011) *Social Security in Contemporary Japan, A comparative analysis*, London and New York: Routledge/University of Tokyo Series

金井 相馬さん、ありがとうございます。では、続いて藤原さんのほうからお願ひいたします。

藤原千沙「労働研究とジェンダー分析」

法政大学の藤原と申します。いまの相馬さんの整理にあったとおり大沢さんの研究は多岐にわたるのですが、私は今回「労働研究とジェンダー分析」というお題をいただきましたので、私自身が重要だと考えている「大沢労働研究」の特徴と労働研究へのインパクトについて報告させていただきます。

まず、私が考える大沢労働研究の特徴のひとつは、雇用労働だけではない“労働”を視野に入れていることです。いわゆる労働研究というものは、新古典派の労働経済学であれ制度派の労働研究であれ、自らの労働力を商品化して販売し、使用者に雇われてその指揮命令のもとで働く「雇用労働」が前提とされてきました。労働市場の中での労働力商品の取引と労働実態、つまり需要と供給、労働条件、労務管理、労使関係など、経済学のなかで労働研究と呼ばれているものは「雇用労働」の研究です。

しかし大沢さんはもともとイギリス経済史がご専門で、最初の著作『イギリス社会政策史——救貧法と福祉国家』東京大学出版会、1986年)は、17世紀から19世紀のイギリス社会が研究対象でした。当時は雇用労働という労働の形態はわずかであって、そうではないさまざまな労働が当時のイギリス社会を支えていたことを、大沢さんは当然のように認識されていたわけです。

そんななかで、イギリス経済史の研究から現代日本の労働研究へとガラッと変わって、雇用労働の問題に切り込むわけですが、大沢労働研究の代表的な著作『企業中心社会を超えて——現代日本を＜ジェンダー＞で読む』(時事通信社、1993年)では、性別賃金格差、職域分離、産業別の雇用構造、パート労働問題など雇用労働の分析とともに、「無収入労働におけるジェンダー関係」という節をたてて、家事労働の問題を扱っています。男女の労働者の生活時間配分、つまり収入が得られる労働と収入が得られない家事労働の問題を、雇用労働と分離できない地続きの問題として取り扱ったわけです。

この時期に発表された2つの研究ノート(「『家事労働はなぜタダか』を見てがかりにして」『社会科学研究』45巻3号(1993年)、「家族労働の搾取、労働力の価値、家族賃金イデオロギー」『社会科学研究』46巻3号(1994年))でも、この家事労働という無収入労働をいかに経済学のなかで理論的に位置づけるか、マルクス経済学者である中川スミ先生と論争しながら考察されています。

この雇用労働だけではない労働を視野に入れた大沢労働研究の特徴は、大沢さんが指揮された実態調査にも表れています。私が院生時代にご一緒させていただいた鳥取県の調査でも、県からの当初の調査依頼は鳥取県の企業で働く女性の意識を聞いて女性労働問題を探るというものだったのですが、大沢さんは「なぜ女性だけなのですか」「なぜ企業で働く雇用労働者だけなのですか」と問い合わせ、雇用労働者と家族従業者の両者を対象とする調査になりました。また男女同じ調査票で男女ともに調査対象とする、当時の女性労働調査としては珍しい独創的なものになりました(鳥取県『とっとりの男女がともにつくる労働と生活——鳥取県女性労働問題に関する意識と実態調査報告書』1996年)。

このように雇用労働だけではない労働を視野に入れた大沢労働研究の特徴は、その後の大沢さんの研究の展開と無関係ではなく、むしろこの労働研究の特徴が大きく影響しているように思います。開発研究、非営利協同研究、災害とレジリエンスの研究など、当然ですが使用者の指揮命令のもとで働く「雇用労働」だけは成立しない世界です。実際に社会に存在する労働が雇用労働だけではないのは当然であって、そのことは大沢労働研究では最初から打ち出されていました。

生活保障システム論（『現代日本の生活保障システム——座標とゆくえ』岩波書店（2007年）、『生活保障のガバナンス——ジェンダーとお金の流れで読み解く』有斐閣（2013年））でも、その理論枠において大沢労働研究の特徴が活かされています。米澤さんのご報告のレジュメに「資源（財・サービス）を生産する四つの関係」の図が紹介されています（51頁）。生産された資源が「商品」か「非商品」か、使用される労働が「商品化された賃金労働」か「商品化されていない労働」かという四つの象限に分けて、資源の生産、財やサービスの生産を考える、という理論枠です。この「資源（財・サービス）を生産する四つの関係」を踏まえると、雇用労働というのは、さまざまな労働のうちのひとつにすぎません。

大沢さんは最初のイギリス救貧法の研究から現代日本の労働研究へ、そして開発研究やレジリエンス研究など、時代によってガラッと変わっていったように一見みえるわけですが、この大沢労働研究の第一の特徴は根幹の部分でつながっているように思います。

もうひとつ、大沢労働研究の第二の特徴として指摘できるのは、学問体系・概念のジェンダー・バイアスを指摘し、研究のなされ方を問題化したことです。この問題は労働研究に限らず、フェミニズムがさまざまな分野で行ってきた近代的な知性、社会科学への挑戦であり、あらゆる学問のなされ方に対する異議申し立てです。一連の著作（「『フェミニズムの挑戦』と社会科学』『学士会会報』793号（1991年）、「現代日本社会と女性——労働・家族・地域」東京大学社会科学研究所編『現代日本社会6 問題の諸相』東京大学出版会（1992年）等）で大沢さんが具体的に行つた異議申し立ては、東大社研プロジェクト『現代日本社会』シリーズ（東京大学社会科学研究所編『現代日本社会』全7巻、東京大学出版会、1991～1992年）全体のコンセプトに対する、プロジェクトメンバーの一員としての異議申し立てでした。そのことについては、フォーラム・女性と労働21という団体の機関誌で、大沢さん自身が振り返っておられます（「フォーラムで育った20年——自分史の二つの側面」『女性と労働21』vol.23増刊号、2015年）。この東大社研プロジェクトのシリーズ全7巻のうち、女性をテーマとした論文はたった1本のみ。ほかの論文は男性をテーマとしているかというと、決してそうとは明示していない。男性を扱うとは明示しないものの、描かれているのは男性の経験、男性の世界であり、にもかかわらず、それが社会であり、全体であると語る学問のあり方に対して、大沢さんは、社会のジェンダー関係をみていない「ジェンダー・ブラインド」な研究であるということ、実際は男性世界を描いたにすぎないのにそれを自覚しない「ジェンダー・バイアス」があるということ、女性の経験を無視あるいは消去したうえで、それを社会の全体であると語ることは、学問的な性差別であり「アカデミック・セクシズム」である、という問題提起を行いました。

労働研究も同様であって、実際は男性が経験する労働の世界でありながら、男性労働研究とは明示せず、それが労働研究“一般”であると語られることについて問題にしました。女性労働の研究は、それはそれで蓄積があるわけですが、それが労働研究“一般”とは異なる

る特別な領域の労働問題であると括られるとしたら、それは問題であって、そもそも一般化して語られている労働研究の構図そのものがセクシズムであること。つまり推進すべきは女性労働の研究ではなくて、男女の労働者が労働の世界でいかに扱われて位置づけられているのか、労働のジェンダー分析が必要であると問題提起しました（「日本における「労働問題」研究と女性——社会政策学会の軌跡を手がかりとして」社会政策学会年報第37集『現代の女性労働と社会政策』御茶の水書房（1993年）、「日本の社会科学とジェンダー——社会政策論と労働研究の系譜にそくして」原ひろ子・大沢真理・丸山真人・山本泰編『ライブラリ相関社会科学2 ジェンダー』新世社（1994年）等）。

この問題は労働研究に限らず、あらゆる学問、近代の社会科学のあり方に対する問題提起であって、その後、『ジェンダー社会科学の可能性』という全4巻のシリーズにもつながっています（辻村みよ子・大沢真理編『ジェンダー社会科学の可能性』第1～4巻、岩波書店、2011年）。このシリーズは、ジェンダーの視点で既存の学問の概念や理論構築のされ方を問い合わせ直すことで新たな世界が見えてくるしフロンティアを切り拓くことができるのではないかという試みですが、大沢さんが具体的に最初に行ったのはこの労働研究の分野でした。

大沢労働研究の特徴としてこれら二つの特徴があったからこそ導き出されたのが、「企業中心社会（家族だのみ、大企業本位、男性本位）」「生活保障システム（男性稼ぎ主型、両立支援型、市場志向型）」「男性稼ぎ主モデル」「身分としての日本的パート論」といった概念であり分析道具です。これらの概念は広く知られるようになり、多くの研究者が引用し、自ら研究の理論枠として使用するなど、多くの影響を与えてきました。これからも使われていくだろうと思います。

では、大沢労働研究の二つの特徴で、これまでの労働研究はどう変わったのか、学問体系に影響を与えたのか、考えたいと思います。

大沢さんの労働研究は主に1990年代の前半から半ばにかけて集中的に行われていたのですが、1997年に兵藤釗先生が『労働の戦後史』と題する著書をまとめられました（兵藤釗『労働の戦後史（上）（下）』東京大学出版会、1997年）。上下2巻本で、日本の労使関係が近代化の歩みの中でいかなる制約を負ってきたか、戦前期のプロローグから始まって戦後再建期からバブル経済まで詳細に描かれているのですが、女性の姿はなく、男女雇用機会均等法と主婦パートの活用という記述で登場するのみです。もちろん、その他の記述は男性のことであるとは明記されておらず、日本の労使関係の歴史として語られています。

石田光男先生の著書（石田光男『仕事の社会科学——労働研究のフロンティア』ミネルヴァ書房、2003年）も、労使関係を中心に据えたこれまでの労働研究の方法には「限界」があると捉え、賃金論と仕事論を軸に「新たなフロンティア」を提示するのですが、ジェンダーを無視した労働研究の方法は限界であるとは捉えられておらず、新たに示される方法論にもジェンダーの視点はありません。

一方で、遠藤公嗣先生の著書（遠藤公嗣『日本的人事査定』ミネルヴァ書房、1999年）では、日本の労使関係の中核的人事管理制度である人事査定において、性別（ジェンダー）が雇用差別の道具として機能していると位置づけています。野村正實先生の著書（野村正實『日本の雇用慣行——全体像構築の試み』ミネルヴァ書房、2007年）でも、日本の雇用慣行は、会社身分制といえる組織であり、学歴別・性別に仕切られた経営秩序を析出し、

性別と学歴が日本の雇用慣行の重要な基軸であると位置づけています。

教科書やテキストではどうでしょうか。仁田道夫先生と久本憲夫先生のテキスト（仁田道夫・久本憲夫編『日本の雇用システム』ナカニシヤ出版、2008年）では、日本の雇用システムは、中心的な制度とそれをとりまく周辺的な制度から成り立つ相互補完関係にあり、周辺的制度は不可欠であると位置づけつつ、日本の雇用システムが凝縮されているのは正規雇用のあり方であるとされ、周辺は雇用ポートフォリオという位置づけです。正規雇用は性別による雇用管理の実態があると総論として指摘はされますが、各章の個別分析では性別を意識した分析は行われていません。

佐口和郎先生のテキスト（佐口和郎『雇用システム論』有斐閣、2018年）は、中核と周辺ではなく、中核領域（年功賃金制度、新卒一括採用制度、雇用調整制度、定年制度）と非中核領域（非正規雇用に関わる諸制度、女性雇用に関わる諸制度）という分け方で、女性雇用は非正規雇用と並んで非中核領域として扱われています。一見すると、大沢さんが批判した労働研究一般と、その他の特別な領域としての女性労働という位置づけにみえるのですが、そうではなく、中核領域と非中核領域の相互補完関係を重視しています。そして、中核とされる領域は20世紀の性別役割分業というジェンダー規範と結びついて、男女間雇用格差を事実として增幅させたと指摘しています。しかし、雇用制度は原理的には性中立的であるという位置づけで、性別役割分業の規範は「雇用制度にとって外在的」と捉え、雇用制度の根幹にジェンダーがあるという見方はなされていません。

実証研究の分野では、大沢労働研究の理論枠を引き継いだ金英さんの著作（金英『主婦パートタイマーの処遇格差はなぜ再生産されるのか』ミネルヴァ書房、2017年）が生まれました。日本のパート労働問題を考えるために、男性稼ぎ主ジェンダー・システムに基づく主婦という役割と地位を視野にいれなければ解けない。それこそが、職務と待遇の不均衡という不合理な世界を正当化する装置になっているという、大沢労働研究を引き継いだ実証研究だと思います。

統計データに基づく実証研究でも、女性雇用は男性雇用とともに重視されるようになりました。たとえば神林さんの著作（神林龍『正規の世界・非正規の世界——現代日本労働経済学の基本問題』慶應義塾大学出版会、2017年）は、正規の世界と非正規の世界の不釣り合いな連関に注目して、非正規雇用と正規雇用を対等に位置づけています。統計データに基づく男女別の分析も行われており、その結果、いかに非正規雇用が拡大しても、男性の正規雇用の世界は驚くほどの粘り腰を残していることが示されます。ただし、日本の労使自治の伝統という歴史や制度の分析においては、その制度がいかに男女別に適用され機能してきたのかという分析は行われていません。

これらは労働研究のほんの一部ではありますが、総じて眺めてみて、たしかに1990年代の大沢労働研究以降、労働研究の基軸としてジェンダーを位置づける研究も生まれてはいますが、そのように位置づけない研究も、これまでと同様に存在している、というのが現状だと思います。どういう視点を重視するか、何を基軸と考えるかというのは、研究者によって異なりますので、自分はこの視点は重視しない、この立場はとらない、ということは、一般的にはありうるわけです。しかし、大沢労働研究の二つ目の特徴は、既存の学問体系に対する問題提起でしたので、使える人は使ってください、ということではないわけです。その意味では、金英さんのような研究が生まれているからといって、大沢労働研

究の問題提起が日本の労働研究に十分に受け入れられたとは言えないのだろうと思います。

ではジェンダーの視点のない労働研究が意味をなさないのかというと、必ずしもそうではない。ジェンダーの視点のない研究からも、やはり多くの事実を発見できているからです。1990年代の大沢労働研究は、先行研究批判という点では重要な意味がありました。大沢労働研究の代表的な著作『企業中心社会を超えて』は、1970年代から1980年代の日本の労働市場をジェンダーの視点で分析すると、世界が新しく見える驚きがありました。しかし大沢さん自身は2000年代以降、実証的な労働研究というよりも生活保障システム論につながるより大きな研究を手掛けられるようになりました。2000年代以降の労働研究は、非正規雇用が増えた結果、これまで周辺とみなされていた部分が注目されるようになりました。主婦パートには関心がなかった研究者も、非正規雇用には関心を寄せたからです。加えて2000年代以降は政府統計や国際比較データにもアクセスしやすくなり、男女別の比較も行われやすくなりました。しかしダミー変数に性別を加えればジェンダー研究といえるかというと、そうではないはずです。大沢さんが必要性を訴えた労働研究のジェンダー分析とは何か、あらためて問われているように思います。

重要なのは、雇用労働の研究に対してです。雇用労働だけではない労働を視野に入れている大沢労働研究の一点目の特徴は、その後の大沢さんの研究につながり豊富な研究成果が生まれましたが、それで既存の雇用労働の研究が変わったかというと、残念ながら変わったようには思えません。既存の労働概念の問い合わせといいるのは、フェミニズムが指摘しただけでなく、グローバル・レイバー・ヒストリーなどの研究でも、これまでのレイバーの狭い概念を問い合わせし、世界中のさまざまなレイバーの歴史を記録しようという試みがあります。そういう広い意味での労働の研究はもちろん意味があることですが、だからといって雇用労働の研究が変わるわけではない。広い意味での労働研究をしたからといって、労働経済学や雇用システム論のテキストが変わるわけではなく、どうぞやってください、自分の理論には関係ありません、という棲み分けが行われるだけだとしたら、それは大沢労働研究の問題提起を受けたことにはならないはずです。雇用労働の研究に対して、労働のジェンダー研究が、先行研究批判を超えて、新たに何を生み出すかが、私たちの現在の課題なのだろうと思います。以上です。(拍手)

当日配布レジュメ

労働研究とジェンダー分析

藤原千沙（法政大学）

■大沢労働研究の特徴①

雇用労働だけではない“労働”を視野に入れていること

労働研究（新古典派労働経済学、制度派労働研究）、労働力の商品化、「雇用労働」

イギリス社会経済史、当時のイギリス社会を支えた人々の労働と暮らし

I (1) 1986『イギリス社会政策史——救貧法と福祉国家』

イギリス社会政策史の研究から現代日本の労働研究へ

I (5) 1993『企業中心社会を超えて——現代日本を＜ジェンダー＞で読む』

性別賃金格差、職域分離、産業別雇用構造、パート労働

「無収入労働におけるジェンダー関係」、男女労働者の生活時間配分

雇用労働と地続きの家事労働（収入が得られる労働、収入が得られない労働）

家事労働の理論的位置づけ（研究ノート）

II (29) 1993「家事労働はなぜタダか」をてがかりにして

II (34) 1994「家族労働の搾取、労働力の価値、家族賃金イデオロギー」

「女性労働問題」実態調査

VI (44) 1996『とっとりの男女がともにつくる労働と生活——鳥取県女性労働問題に関する意識と実態調査報告書』

男女対象、同一調査票、雇用労働者+家族従業者

その後の大沢研究への広がり

開発研究、非営利協同研究、レジリエンス研究、生活保障システム

「資源（財・サービス）を生産する四つの関係」

I (21) 2007『現代日本の生活保障システム——座標とゆくえ』

I (45) 2013『生活保障のガバナンス——ジェンダーとお金の流れで読み解く』

■大沢労働研究の特徴②

学問体系・概念のジェンダー・バイアスを指摘し、研究のなされたを問題化したこと

VI (13) 1991『フェミニズムの挑戦』と社会科学

II (17) 1992「現代日本社会と女性——労働・家族・地域」

東大社研プロジェクト『現代日本社会』シリーズ第6巻所収

プロジェクト全体のコンセプトに対する異議申し立て

全7巻、女性の不在（男性と明記せず、男性を描き、社会を語る）

ジェンダーを前提し、与件としつつ、女性を消去（基軸ではない、主流ではない）

「ジェンダー・ブラインド」「ジェンダー・バイアス」「アカデミック・セクシズム」

(VI (259) 2015「フォーラムで育った20年——自分史の二つの側面」)

労働研究も同様

労働研究“一般”、特別な領域としての女性労働研究

女性労働研究ではなく、労働のジェンダー分析を

II (24) 1993 「日本における「労働問題」研究と女性——社会政策学会の軌跡を手がかりとして」

II (33) 1994 「日本の社会科学とジェンダー——社会政策論と労働研究の系譜にそくして」

II (39) 1995 「労働のジェンダー化」

労働研究に限らない、あらゆる学問、近代の社会科学のありかたに対する問題提起
ジェンダーの視点による問い合わせし、新たな学問世界の広がり、フロンティアの開拓
『ジェンダー社会科学の可能性』全4巻 (I (37) 2011、I (40) 2011)

■特徴①②から生み出された分析道具・枠組み

- ・企業中心社会（家族だのみ、大企業本位、男性本位）
- ・生活保障システム（男性稼ぎ主型、両立支援型、市場志向型）
- ・男性稼ぎ主モデル、身分としての日本のパート論

II (27) 1993 「日本のパートの現状と課題」

II (31) 1994 「日本の『パートタイム労働』とはなにか」

II (49) 1997 「『パートタイム』労働と均等待遇原則——経済学的アプローチ」

■労働研究における受容

- ・兵藤釗 (1997) 『労働の戦後史（上）（下）』東京大学出版会
戦後再建期、高度成長期、オイル・ショック以後
- ・石田光男 (2003) 『仕事の社会科学——労働研究のフロンティア』ミネルヴァ書房
1章「労働研究の方法的伝統——意義と限界」、2章「仕事の社会科学——賃金論と仕事論」
- ・遠藤公嗣 (1999) 『日本的人事査定』ミネルヴァ書房
中核的人事管理制度、雇用差別の道具としての性別
- ・野村正實 (2007) 『日本の雇用慣行——全体像構築の試み』
会社身分制、学歴別・性別に仕切られた経営秩序
- ・仁田道夫・久本憲夫編 (2008) 『日本の雇用システム』ナカニシア出版
中心的な制度とそれをとりまく周辺的制度から成立、相互補完関係
日本の特徴を凝縮、正規雇用のありかた、雇用ポートフォリオとしての周辺
- ・佐口和郎 (2018) 『雇用システム論』有斐閣
中核領域（年功賃金制度、新卒一括採用制度、雇用調整制度、定年制度）
非中核領域（非正規雇用に関わる諸制度、女性雇用に関わる諸制度）、相互補完関係
雇用制度は原理的には性中立的、性別役割分業の規範は雇用制度にとって外在的
- ・金英 (2017) 『主婦パートタイマーの待遇格差はなぜ再生産されるのか』ミネルヴァ書房
職務と待遇の不均衡、男性稼ぎ主ジェンダー関係、主婦制度、主婦協定、正当性確保装置
- ・神林龍 (2017) 『正規の世界・非正規の世界——現代日本労働経済学の基本問題』慶應義塾大学出版会
不釣り合いな連関、正規の世界の強靭さ、労使自治の伝統、経済合理性

■大沢労働研究以降のジェンダー研究の課題

先行研究批判を超えて、新たに何を生み出すか

「雇用労働」の研究に対して

金井 藤原さん、ありがとうございました。では、続いて、高松さんからよろしくお願ひします。

高松香奈「開発研究とジェンダー分析」

国際基督教大学の高松と申します。私からは開発研究とジェンダー分析の領域について、大沢先生のご研究の特徴と意義、そして今後の展開について議論することを目的としています。まずスタートの地点として「開発研究」とはいったい何なのか、そして大沢研究はどう開発研究を捉えていたのかという点について、触れていただきたいと思います。

開発学ともいわれる領域ですが、国や地域、地球規模で起こる経済・社会的課題や環境課題などに学問横断的にアプローチする研究分野です。大沢先生が田中由美子氏と伊藤るり氏との共編『開発とジェンダー エンパワーメントの国際協力』(国際協力出版会、2002年) の「開発アプローチの変遷」(2002、p.25) で説明しているように、「開発とは植民地の宗主国が公共投資や経済援助などにより、植民地の資源を商品化したりすることを起源」としていました。そのため過去には開発途上国の課題や、開発途上国に向けた開発援助に焦点が当てられてきましたが、開発経済学の潮流に変化が見られ、そして世界銀行やIMFなど、開発に強い影響を与える機関の戦略にもパラダイム転換があり、開発の概念にも変化が見られるようになりました。また、近年では国の経済規模による「先進国」や「開発途上国」という分類を問わず、むしろ地球規模で共有する課題を研究する学問として開発研究があると考えます。

開発研究そのものを、大沢先生はどう捉えているのか。この点について『アジア・太平洋地域の女性政策と女性学』(原ひろ子・前田瑞枝との共編、新曜社、1996年、p.17) では「人間の潜在的能力を顕在化して、多様な生き方をする人々の共存をめざすことを意味する」と記述しています。つまり国レベルではなく、個々人のレベルに着目し、そして多様な生き方や共存を目指す上でも、ジェンダー視点が重要である点を強調したところに特徴を見ることができます。

大沢先生は開発研究に関わる分野として、主に開発政策を議論されてきました。開発政策には、主体としての国・政府のものがあり、一部の国の開発政策は「ドナー」と呼ばれる機関や国の関与によって影響も受ける。さらに、「ドナー」と呼ばれる国は、自国内の開発に加え、主に開発途上国を対象とする国際開発にも関わり、「開発援助政策(開発協力政策などとも呼ばれる)」などを策定している。「開発研究」として、大沢氏は主に「開発政策」を議論し、一国内の政策や国際開発について、明確な区分を行ってはこなかったと考えますが、私は国際開発も含む、広義の「開発政策」を意味していたと捉えています。

大沢先生の開発研究、開発学の領域に接触する研究の特徴とその意義、貢献として次の4点をあげたいと考えています。まず一つ目は社会政策としての開発政策、誰のための解决かという視点です。『日本評価研究』第2号「社会・ジェンダー視点に立った政策評価－社会政策の比較ジェンダー分析の立場から－」(2001, p.1) の中で社会政策の考え方として、「諸個人の欲求(需要と必要)を充足する資源の生産と分配に関わる政策のすべてを、社会政策と考えている」と述べられています。そして、『アジア諸国の福祉戦

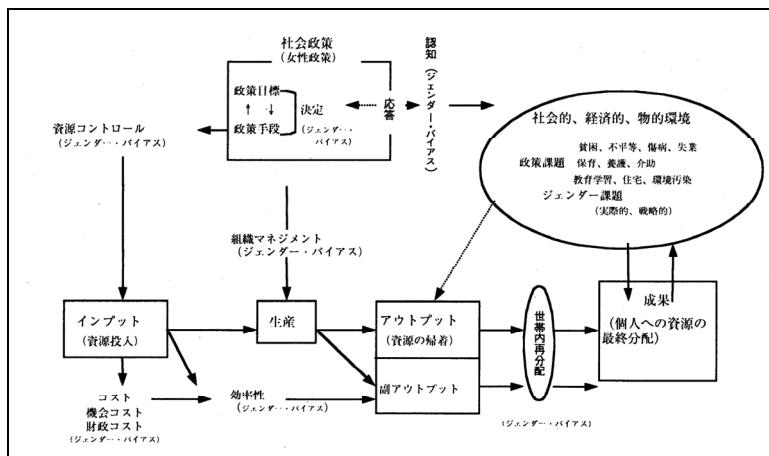
略』（編著、講座福祉国家のゆくえ4、ミネルヴァ書房 2004、p.10）では、「開発政策も社会政策にほかならない」と記述しています。実はこの点は、文献だけではなくて、私は指導を受けている間も、そしてゼミの中でも何度も耳にしている言葉です。すなわち開発政策も「諸個人の欲求（需要と必要）を充足する資源の生産と分配に関わる政策」としてとらえている点が特徴的です。ではなぜこれが特徴なのかということですが、大変長い期間において、（一部では依然として）開発政策は国の工業化や都市化を中心に議論する傾向が強かったと思います。既述したように、開発政策においては、また国際開発においては、これまでの教訓やパラダイム転換を通じ、より個人や個人のウェルビーイングに着目した議論が活発になっているとはいえ、諸個人の欲求（需要と必要）を充足する資源の生産と分配に関わる政策」のようなとらえ方は必ずしも主流にはなっていないという現状があると思います。このような理由から、開発政策の捉え方が非常に特徴的であると私は考えています。同時に、大沢研究は開発政策の目的の問い合わせ直し、すなわち誰のための開発政策なのかという点を広く問い合わせ直し続けたのではないかと考えています。さらに、先ほどの相馬報告にもありました、広く社会政策の一部として開発政策をとらえる視点は、これはグローバル社会政策という概念や、開発研究で議論される開発のための政策一貫性の議論を先行してきたといえるのではないでしょうか。開発のための政策一貫性の初期の議論は、国の援助政策が国の貿易等の政策とどう整合性がとられているかという点に終始し、基準は国単位であったと言えるでしょう。しかし近年、開発のための政策一貫性の議論は個人への影響も射程に入れるようになってきたという意味において、大沢研究の議論は先駆的であったと考えています。

次に、大沢先生の研究においては、“マスキュリン”に構成された開発政策への挑戦が特徴としてあげられるのではないかと考えます。この“マスキュリン”に構成された開発政策という表現ですが、これは大沢先生の研究でそう表現されたものではなく、私が開発政策というのが非常に“マッショ”な政策であるということを示すための表現です。この点は、最初に言及した点にも関連する部分かと思いますが、『アジア・太平洋地域の女性政策と女性学』（前掲、1996、p.4）のご研究の中で、アジア太平洋地域の女性政策について、インドネシアとタイの事例をあげて、それらが開発政策の一環をなしているということを指摘しました。そして、開発過程全体としてのジェンダー・バイアスに留意する必要性があることを強調しています。例えば、インドネシアやタイなどの開発政策には、国家の利益や経済成長の促進を念頭かつ中心に、強い力によって推し進めていく「開発主義」の特徴があげられますが、このような開発政策の一環として女性の社会進出が政策として促されてきたという指摘です。これらのケースでは、単に国家開発の労働力として女性が捉えられ、個々人へのインパクトなどについては着目していなかったということです。これに似たような、労働力不足等の国の課題に対応するために女性の労働力活用や就労が単に促されるようなことは、最近は身近なところで聞いている話なのですが、個人の利害が十分に配慮されていないという点で問題です。開発過程全体に埋め込まれているジェンダー・

バイアスの指摘やジェンダー関係に留意する重要性への言及は、マスキュリンに構成された開発政策への挑戦でもあったと考えています。

そして3点目として、ジェンダー視点に立った課題分析と政策評価の確立に貢献した点に言及したいと思います。アジア工科大学院のDr. Govind Kelkarと共同コーディネーターを務められたILO研究プロジェクトでは、ジェンダー視点からインドネシア、マレーシア、フィリピン、韓国、タイにおけるアジア通貨危機の影響分析をされています。この研究の結論は、他の研究で指摘してきたものとは大きく異なるもので、女性たちが通貨危機の影響をより強く受けたというものです。そして、他の研究が、世帯内のパワーリレーションに留意していない問題を指摘しています。アジア通貨危機は、結果として家父長的価値観を強化し、女性の世帯内での責任を増大させたと、“Research Notes: The Asian Economic Crisis: Women Coping with the Bitter End,” (co-authored with Govind Kelkar), *Gender, Technology and Development*, 3(1), 1999, pp. 145-146) で言及しています。また、『開発とジェンダー エンパワーメントの国際協力』(前掲、2002年、p.177-178)では、アジア通貨危機の影響について「家族の男性メンバーが政治的経済的な権威をもち、家族の資源を支配していることが、アジアの人権と人間開発にとって深刻な経済的社会的結果をまねいている」と指摘しています(前掲、2002年、p.177)。社会が平時ではなく、特に危機的状況に陥ったときに社会や社会政策に埋め込まれた家父長的な価値観が強調され、より深刻な結果をもたらすことへの警鐘を行っています。これらの点は、社会政策の総過程におけるジェンダー・バイアスに関する言及に関連するところだと考えます。「社会・ジェンダー視点に立った政策評価－社会政策の比較ジェンダー分析の立場から－」『日本評価研究』第2号では、「「ジェンダーとの関連で社会政策の政策目標と手段は、①埋め込まれているジェンダー課題を認知せず、表向きはジェンダー非関与、②実際的ジェンダー課題に対応、③戦略的ジェンダー課題に対応、の3種類ほどに区別できる。」と言及している(2001、p.1)。実際的ジェンダー課題やニーズ、戦略的ジェンダー課題やニーズは「ジェンダーと開発」の分野でその把握が重要とされる概念です。生産活動や保健などへのアクセスの向上など実際的なニーズを満たすものと、ジェンダー格差を生み出す社会の構造を変える戦略的ニーズに対応するものに分けられます。政策は、必ずしもジェンダーニーズを満たすだけではなく、ジェンダー格差を拡大させる可能性も含んでおり、であるからこそ政策主体によるジェンダー課題の「認知」が重要ということを指摘しています。お配りしたレジュメに社会政策の総過程モデルのジェンダー化が示されています。ここでは政策がジェンダー格差を拡大させる可能性も含むということが前提とされていますし、そして政策主体によるジェンダー課題の認知という重要なプロセスも示されています。社会政策の総過程モデルのジェンダー化はすべてのプロセスにおいて、ジェンダー・バイアスから自由ではない点を再認識させる表であり、注意喚起の表であるとも考えています。

社会政策の総過程モデルのジェンダー化



出典：『アジア・太平洋地域の女性政策と女性学』（1996, p.42）

そして、最後の4点目としてあげたいのが、実践としての開発研究とジェンダー分析についてです。開発研究や開発学はとても政治的かつ実践的な学問だと思いますが、実践も忘れていませんでした。具体的にはタイにあるアジア工科大学院の客員教授をお務めになり東南アジア地域を中心として活躍する実務者の育成に貢献されてきました。また、カンボジア政府のジェンダー主流化の支援やJICA、国際協力機構の課題別支援委員会（ジェンダー）の委員長なども務め、カンボジア政府のジェンダー主流化政策、また日本の政府開発援助、ODA政策にも実践的に貢献されてきました。

以上が研究の特徴と開発研究へのご貢献の部分ですが、今後の展開として、私自身が一つせひおうかがいしたい、疑問に感じている点について述べたいと思います。これは1点目の特徴でも言及した、社会政策としての開発政策と深く関わる部分です。開発政策が社会政策の一部であるとしても、たとえば開発援助政策のように国境横断的に企図されている場合や、一方で例えれば経済的に大国である国の社会政策が意図せずして国境横断的に他国に影響を与える場合があり、それらが相反するような動きをすることもあります。グローバル社会政策の概念の中で、相馬さんの報告でもありましたように、アジアレベルでの共通社会政策や国際規範の構築の可能性という想像ができるのですが、企図した国境横断的な政策と意図せず発生した政策の国境横断的な影響について、政策の整合性はどのように議論されるのか、また議論する可能性があるのか、そして政策評価をどう加えていくのかという可能性も含めて、ご意見を伺いたいと思います。そしてもう一つは実践として、先生は日本のODA政策のジェンダー主流化にも貢献されてきました。実際にSDGsや人間の安全保障、ジェンダーというような視点は日本のODA政策の中で着実に取り込まれてきたと考えます。しかし、近年の、特に2015年以降の日本のODA政策の動きを考察しますと、SDGsや人間の安全保障、ジェンダー主流化を打ち出しているものの、その内容は大きく歪み、70年代の政策志向に戻っているのではないかとさえ感じるところです。藤原先生のご報告にあったような棲み分け、ここではODA政策の根本が何も変わらない中で、一部にジェンダー視点からのアプローチが存在する状況の中で、今後どのようにジェ

ンダー視点からのアプローチが貢献していけるのかというところについて、ぜひ議論をしていきたいと考えています。以上です。(拍手)

当日配布レジュメ

開発研究とジェンダー分析：その意義と今後の展開

高松香奈(国際基督教大学)

＜報告の目的と背景＞

✧ 本報告は、大沢真理氏の、「開発研究とジェンダー分析」について、その特徴と意義、そして今後の展開について議論することを目的としている。

✧ 背景：「開発研究」とは何を示すのか？

- 大沢氏が「開発アプローチの変遷」（業績I（12）：p. 25）で説明しているように、「開発」とは植民地宗主国が公共投資や経済援助を通じて、植民地の資源を商品化したりすることを起源とする。その後、開発経済学の潮流の分岐や、世銀やIMFなどの国際機関の開発戦略の変化など、開発アプローチにはパラダイム転換が見られてきた。
- 「開発」を「人間の潜在的能力を顕在化して、多様な生き方をする人々の共存をめざすことを意味する」（業績I（7）：p. 17）とし、開発課題が開発途上国の問題にとどまらず、先進工業国の課題でもあること、そしてジェンダーの課題は、先進工業国においても重要である点を強調。
- 主体としての国・政府の「開発政策」。特に、開発途上国の開発政策は、「ドナー」と呼ばれる機関や国の影響も受ける。
- 「ドナー」と呼ばれる国は、自国内の開発に加え、主に開発途上国を対象とする国際開発にも関わり、「開発援助政策（開発協力政策などとも呼ばれる）」を策定している。
- 「開発研究」として、大沢氏は主に「開発政策」を議論してきたが、そこでは国際開発も範疇に含む、広義の「開発政策」を意味していた（と考える）。

＜特徴と意義＞

1. 社会政策としての開発政策：誰のための開発かという視点

- ✧ 社会政策について、「私自身は、諸個人の欲求（需要と必要）を充足する資源の生産と分配に関わる政策のすべてを、社会政策と考えている。」（業績II（67）：p. 1）と述べている。
- ✧ 「開発政策も、社会政策にほかならない」（業績I（18）：p. 10）＝開発政策も「諸個人の欲求（需要と必要）を充足する資源の生産と分配に関わる」ものであると捉えられる。
- ✧ 工業化や都市化に比重を傾ける傾向のある「開発政策」。「国際開発」においては、これまでの教訓や、パラダイム転換を経験し、より個人や個人のウェルビーイングに着目したアプローチの議論が活発になってきている。しかし、主流にはなっていない。大沢研究は「開発政策」の目的を問い合わせ続けたのではないだろうか。（以下2とも関連）

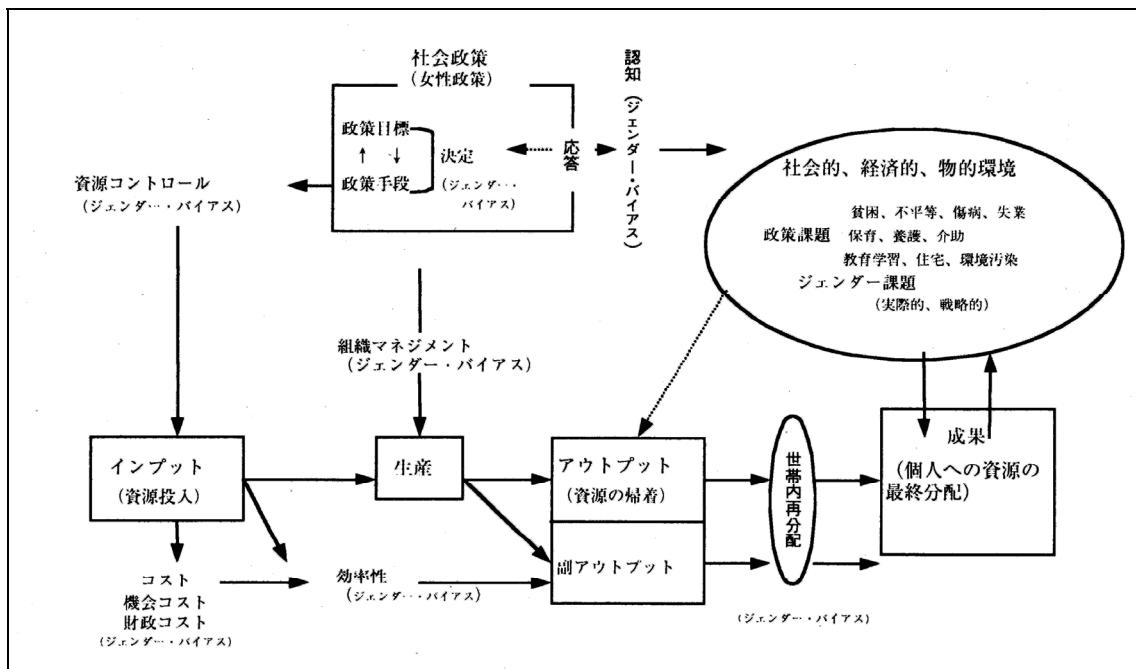
2. “マスキュリン”に構成された開発政策への挑戦

- ✧ アジア太平洋地域の女性政策を考察したときに、インドネシアとタイの事例をあげ、それらが開発政策の一環をなしていると指摘。しかし、開発過程全体としてのジェンダー・バイアスに留意する必要（業績 I (7) : p. 4）
 - 国家の利益や経済成長に傾注するような政策（例えば「開発主義」）。「開発主義」の中で、女性の社会進出が促されるケースも見られるが、多くの場合それは国家開発の労働力として。個人の利害は優先事項とはされない。

3. ジェンダー視点に立った課題分析と政策評価の確立：開発政策に埋め込まれたジェンダーバイアスの指摘

- ✧ 課題分析の問題点を指摘：アジア通貨危機の分析
 - ILO の研究プロジェクト（インドネシア、マレーシア、フィリピン、韓国、タイ）（Dr. Govind Kelkar と共同コーディネーター）。Nanak Kakwani (1998) とは異なる見解として、「通貨危機の影響をより受けた女性たち」。世帯単位の研究（世帯内のパワーリレーションに留意しない研究）の問題を指摘。
 - 通貨危機は、家父長的価値観を強化し、また女性の家族責任を増大させた（業績 VI (65) : p. 145-146）（業績 I (12) : p. 177-178）
 - 「家族の男性メンバーが政治的経済的な権威をもち、家族の資源を支配していることが、アジアの人権と人間開発にとって深刻な経済的社会的結果をまねいている。」（業績 I (12) : p. 177）
- ✧ 社会政策の総過程における、ジェンダー・バイアスの指摘
 - 「ジェンダーとの関連で社会政策の政策目標と手段は、①埋め込まれているジェンダー課題を認知せず、表向きはジェンダー非関与、②実際的ジェンダー課題に対応、③戦略的ジェンダー課題に対応、の 3 種類ほどに区別できる。」（業績 II (67) : p. 1）
 - 政策は、ジェンダー格差を拡大させる可能性も含む。政策主体によるジェンダー課題の「認知」という重要なプロセスの指摘
 - 社会政策の総過程モデルのジェンダー化は、全てのプロセスにおいてジェンダー・バイアスから自由ではない点を再認識させる。

社会政策の総過程モデルのジェンダー化



出典：業績 I (7) : p. 42

4. 実践としての「開発研究とジェンダー分析」

- ✧ アジア工科大学院(AIT)の客員教授、カンボジア政府のジェンダー主流化の支援、JICA課題別支援委員会（ジェンダー）委員長
- 東南アジア、南アジアを中心に、ジェンダーと開発に関わる人材の育成、カンボジア政府のジェンダー主流化政策支援、日本の政府開発援助政策にも貢献。

〈今後の展開〉

- ✧ 国内の「開発政策」と、その国境横断的な影響。そして「開発援助政策」。これらをどのように、接合していくのか？

金井 高松さん、ありがとうございました。続いて、米澤さんから報告をお願いしたいのですが、時間が押していますので、これから10分きっかりして切っていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

米澤旦「非営利協同とジェンダー分析」

明治学院の米澤です。私が報告するのは、大沢先生が2000年代後半に展開された非営利協同組織研究の特徴を論じて、その課題と展開可能性について検討することがテーマになります。

時間もありますので「大沢」と呼ばせていただきます。大沢は『生活の協同』や『社会的経済が拓く未来』などの編著や、『現代日本の生活保障システム』『生活保障のガバナンス』などの一部で、非営利協同組織が生活保障システムあるいはガバナンスの中で重要な役割を果たすというような議論を展開しています。ここで非営利協同組織というのはいつたい何かというところですが、一般的にはNPO・協同組合・社会的企業とか利潤の分配を中心とする目的とせずに社会的目的を達成しようとするというような組織を指します。

大沢の非営利協同組織論の特徴は三つほどあると考えています。一つ目は大陸ヨーロッパで発展した「社会的経済」概念を積極的に取り入れたということです。2000年代までの非営利協同組織研究の中心はアメリカのNPO概念であり、アメリカのNPO研究だったと考えられます。そこでは協同組合と共済組合は排除されがちだったと思うが、それに対して大沢は日本では比較的、当時マイナーであった大陸ヨーロッパを中心に議論され、研究されてきた協同組合、共済組合より構成される社会的経済といった概念の重要性を強調しました。その理由としては、人々の生活保障においてサービスを提供するところでの民主主義的性格や対話を重視していることがあったためであると思います。

では、なぜそのような性格が重要なのかというところが2点目につながりますが、これは相馬報告にもあったように、ニーズというのは必ずしも各個人が気づいているというわけではありません。第三者に言われて気づくというところがあります。非営利協同組織の重要性の一つは、意思決定の平等性、あるいは民主主義的性格、あるいは対話によって人々が自覚しなかった潜在的なニーズを顕在化させる側面があるという面だったと思います。co-production、協同生産といった概念などを使って、大沢はサービスあるいはケアを一方的なものではなく、提供者、当事者が相互作用の中で成立させるものと考えています。

3点目になりますが、本誌レジュメ51ページ目にいっていただいて、非営利協同組織あるいはセクターを周辺あるいは特別な領域として描くのではなく、資源を生産する四つの関係モデルの中の中心に位置づけたというのも重要な特徴だと思います。生活保障システム論では資源、サービスを生産する四つの関係は藤原報告にもありました。それを一つの基軸としました。そのボランティアとかそういうふうに概念されがちなところに対して、商品化された労働で商品化されたサービスを提供する場合もあることも含めて中心に置くというような概念化をしています。このように、周辺に置かれている、あるいは政府や企業と対立しがちと考えられる、全然異なるものと考えられがちなものを社会の中心に置いて考えてみようという考え方、ヨーロッパの非営利協同組織研究と焦点の置き方が似ています。

ただ、ヨーロッパの研究も一定の意義があると思いますが、この資源生産モデルは強調点を商品、非商品に置くところで、異なる側面を焦点化しているという点に、オリジナリティがあると考えていて、非営利協同組織の研究者はこのモデルを活用し切れていないところがありますが、展開可能性も十分大きいと思っています。展開可能性（本誌レジュメ52ページ目）にいきますが、まず一つ目は、今言ったような資源を生産する四つの関係、モデルに関わるもので、それを用いる分析をより洗練させていくということになります。

四象限モデルの中心に非営利協同セクターを置くというようなとらえ方を大沢はしたわけですが、それを使った分析は積極的には大沢自身によってはなされていません。ですが、たとえばジェンダー・バイアスとの関連で見ても、サードセクター、非営利協同セクターについても、ジェンダーによる地位の偏りは存在しがちです。たとえば、理事とか有給スタッフは男性であって、ボランティアは女性が多いとか、そういうような性格がある組織もあります。またそういうようなジェンダー・バイアスが生じる生じ方によって各社会における非営利協同組織、セクターの様相は異なってきて、セクターが社会に及ぼす影響も変わってくると思います。もっとより一般的に言うと、この四つの関係モデルを使うことで非営利協同セクターの性格の変化や様相を明らかにできるとも考えることができます。たとえば近年、この領域では社会的企業とかソーシャルビジネスのような概念が注目されているわけですが、これは非商品・非商品の領域から商品・商品のパターンにサードセクターの中での比重が変わっていくようなことを意味していると思います。これがどのような過程で起こり、なぜ起こって、その帰結がどのようなものかを検討することは非常に重要な意味を持つと考えています。

展開可能性の2番目ですが、サービス給付と組織特性の分析を進めるという余地が、この非営利協同組織研究の展開からあると考えています。大沢は先ほどの報告にもありました、2010年代以降には現金給付というよりは、税・社会保険料負担という話がありましたが、そのような形で所得を中心とした分析に焦点を絞ってきた印象があります。サービス給付については、なかなか国際比較可能な統計が少なく、相対的貧困率や貧困削減率は重要な指標で、研究の焦点でもあります。一方で、大沢は2000年代後半に指摘していた伝統的福祉国家の批判、「本来個別的で多次元的であるリスクを、所得の不足という一次元に還元する」というようなベバリッシュプラン、あるいは20世紀型福祉国家への大沢自身の不満を踏まえるならば、サービスに関わるアウトプットあるいはアウトカムの指標を用いた分析も求められるのではないかと考えます。これはどちらかというと、若手中堅の研究者に残された課題というところになるのかもしれません。

ただ、例外として、大沢自身も高齢者介護サービスについての比較分析を行い、そのなかで個室の割合などを指標にした分析を行っているところもありますので、そのような分析などを参考しつつ分析を進展させる必要があるだろうと考えます。多様なメゾンレベルの組織や制度群が人々のニーズをいかに充足させるかを、比較を通じながら明らかにさせていくという作業が残されているのではないかと考えています。

最後に経済と民主主義の関係ですが、大沢は経済と民主主義のよりよいあり方を検討するというところで一貫しているかなと思っていますが、ここで「メゾンレベル」の領域における協同組合など、あるいは従業員所有企業などが生産と分配にいかに関わるかといった主題を検討するということもやはり重要な意味を持つと思います。以上です。（拍手）

2019年3月6日

非営利協同組織とジェンダー分析

米澤旦（明治学院大学）

1. 報告の目的と背景

◇報告の目的：「生活の協同」論を中心とする非営利協同組織（NPO・協同組合）研究の貢献・含意・展開可能性を検討する。

⇒大沢は、編著である『生活の協同』（2007b）『社会的経済が拓く未来』（2011）など、また『現代日本の生活保障システム』（2007a）『生活保障のガバナンス』（2013）の一部で非営利協同組織の重要性を強調。

◇背景：「非営利協同」組織には、一般的には、NPO・協同組合・社会的企業など、利潤の分配を主たる目的とせず社会的目的を達成する組織群を指す（範囲は文脈依存的）。

2. 3つの意義

（1）意義①：大陸欧州で発展した「社会的経済」概念の導入

- ▶ 2000年代までの非営利協同研究の中心=アメリカのNPO概念
 - ▶ 「利潤の非分配制約」を強調するため、協同組合・共済組合は対象から排除することが通例。
 - ▶ 対して、大沢は、日本では当時比較的マイナーであった大陸欧州を中心に強調されていた、協同組合・共済組合を含んだ「社会的経済」の重要性を強調。
 - ▶ 「社会的経済」を視野に入れることで、人々の生活保障におけるサービス（ケア）での民主主義・対話の関係性を強調。

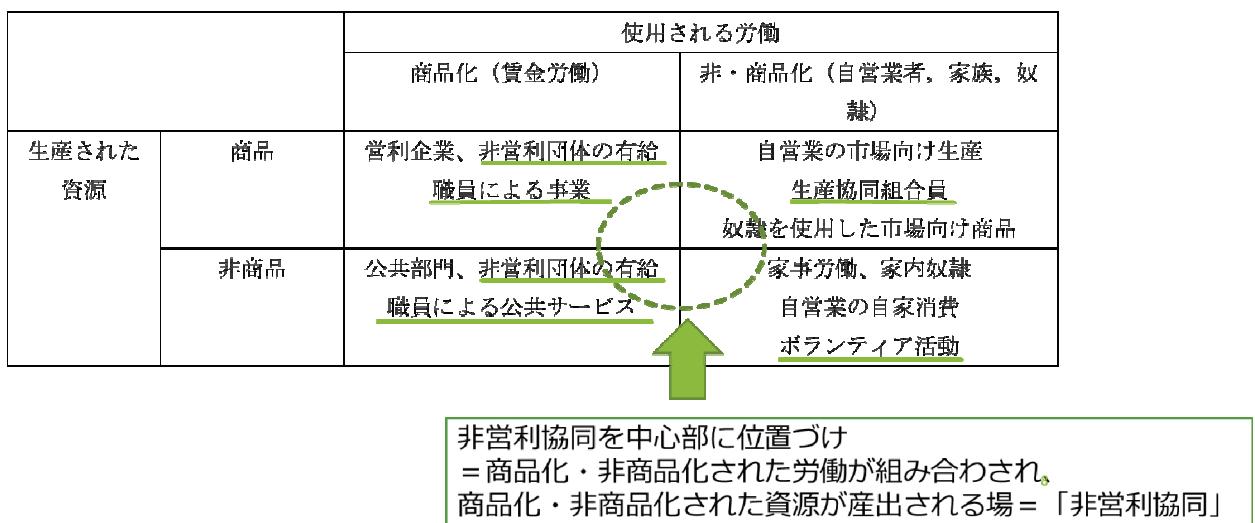
（2）意義②：非営利協同組織によるニーズの顕在化機能の強調

- ▶ サービス提供での役割を強調した点も重要。2000年代後半から、サービス給付も含めた生活保障のアウトカムに焦点を当てたが、「生活の協同」もその一部。
- ▶ 非営利協同組織の重要性を強調する理由のひとつは「意思決定の平等性」「対話」によって、人々が自覚しなかった潜在的ニーズを顕在化させる側面を持つこと。
- ▶ 強調点は「協同生産」（co-production）概念。サービス（ケア）を一方的なものではなく、提供者と当事者が相互作用で成り立つものと捉える。

(3) 意義③：非営利協同組織を「資源（財・サービス）を生産する四つの関係」モデルの中心に設定

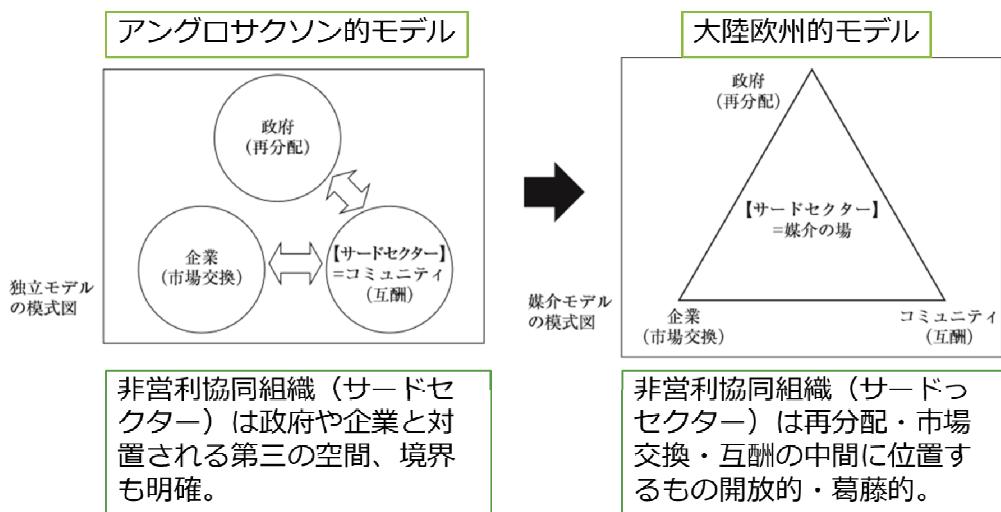
- ▶ 生活保障システム論では「資源（財・サービス）を生産する四つの関係」を基軸としたが、その中心部に非営利協同セクターが位置づけられる。
- ▶ 欧州の非営利協同研究と焦点の置き方が類似。ただ、強調点を商品／非商品に置くことで異なる側面を焦点化した独創的なもので、展開可能性は大きい。

資源（財・サービス）を生産する四つの関係



引用：大沢（2007a）を一部修正

《参考》



引用：米澤（2011）

3. 展開可能性

展開可能性①：「資源（財・サービス）を生産する四つの関係」モデルの洗練

- ▶ 大沢は四象限モデルの中心に非営利協同セクターを置いたが（残余ではなく中心へ）、大沢自身による展開はなされていない。
- ▶ 例：ジェンダーバイアスとの関連。サードセクターでもジェンダーによる地位の偏りが存在する（理事は男性、ボランティアは女性など）。また、ジェンダーバイアスの生じ方によって各社会の非営利協同組織の様相は変わり、それが社会へ及ぼす影響は小さくないと考えられる。
- ▶ より一般に、資源（財・サービス）を生産する四つの関係モデルは、非営利協同セクターの各社会での位置づけ、変化を考察する際の土台となりうる。
 - ▶ 例：非営利協同セクターにおいて、非商品・非商品から商品・商品のパターンに変わるとき（ボランティア組織（第四象限）からソーシャルビジネス（第二象限）への比重の変化）の含意に関する研究へ展開可能。

展開可能性②：サービス給付と組織特性の分析

- ▶ 大沢は2010年代には現金給付と税・社会保険負担に分析を焦点化（国際比較可能な統計の不備にもよる）¹³。
- ▶ これ自体は必要な研究領域とはいえ「本来個別的で多次元的であるリスクを、所得の不足という一次元に還元する」というベバリッヂプランへの大沢自身の批判を踏まえるならば、サービスにかかるアウトカム指標を用いた分析も必要
 - ▶ 例外として高齢者福祉サービスについての定員数の国際比較（大沢 2008; 大沢 2013: 368）がある。このような分析を進展させる必要。
- ▶ 非営利協同組織を含む、多様なメゾレベルの組織・制度群が人々の必要をいかに充足するかという課題（例えばユニバーサルなサービスを整備するために必要な社会政策は何か）は残されている。

展開可能性③：メゾレベルでの経済と民主主義の関係性

- ▶ 生活保障システム論では、経済と民主主義（属性によらない意思決定への参加）の関係は、ひとつの研究の基軸。
- ▶ 非営利協同組織（特に協同組合など）の研究は「メゾレベル」における経済と民主主義の将来を検討するうえで重要。世帯というミクロ、国家というマクロのあいだをつなぐメゾの水準について、生産・分配の両面から再検討することの意義は小さくない。

文献

大沢真理, 2007a, 『現代日本の生活保障システム——座標とゆくえ』岩波書店.

大沢真理編, 2007b, 『生活の協同——排除を超えてともに生きる社会へ』日本評論社.

¹³中央政府・社会保障基金政府・地方政府という大沢自身による三つの政府論（大沢 2007c）のなかでも、近年は中央・社会保障基金政府の研究に大沢自身は注力している（ように見える）

- 大沢真理, 2007c, 「三つの福祉政府体系と当事者主権」、上野千鶴子・中西正司編『ニーズ中心の福祉社会へ——当事者主権の次世代福祉戦略』医学書院, 178 - 199.
- 大沢真理, 2008, 「高齢者介護システムの国際比較」上野千鶴子・大熊由紀子・大沢真理・神野直彦・副田義也編『ケア その思想と実践5 ケアを支えるしくみ』岩波書店, 189 - 204.
- 大沢真理編, 2011, 『社会的経済が拓く未来——危機の時代に「包摂する社会」を求めて』ミネルヴァ書房.
- 大沢真理, 2013, 『生活保障のガバナンス——ジェンダーとお金の流れで読み解く』有斐閣.
- 米澤旦, 2011, 『労働統合型社会的企業の可能性——障害者就労における社会的包摂のアプローチ』ミネルヴァ書房.

金井 米澤さん、ありがとうございました。では、続いて、三浦さんからお願いします。

三浦まり「ガバナンスとジェンダー分析」

私は政治学の立場から手短に大沢先生のご研究の意義が何かということをお話ししたいと思います。私のレジュメに図がないのですが、本誌 28 ページに生活保障のガバナンス論の図があります。その上のところに第 4 期生活保障のガバナンス論の代表的な著作、5 冊並んでいますが、私が対象にするのは大沢先生の最後の 10 年間を中心とする研究活動ということになります。

ガバナンス論としてまとまった形で大沢先生が発表されたのが 2013 年の『生活保障のガバナンス』です。そのときに出でてきた図が「生活保障のガバナンス」になります。本誌 47 ページに似たような図があったのをお気づきになった方がいらっしゃるかと思いますが、こちらのタイトルは「社会政策の総過程モデルのジェンダー化」でした。大沢先生自身、似たような図を違ったタイトルでたびたびご著書の中で使われているのですが、この図が大沢先生が考えていらっしゃる社会政策あるいは社会保障システム全体を表すモデルということになります。これが 20 年間ずっと使われてきたということは、耐用年数の高い一般的なモデルを 90 年代においてすでに構築され、それをさらに進化させて、最終的にはガバナンスという枠組みを完成させたのが大沢先生の研究の進化過程だととらえています。

このような観点から本誌 47 ページと本誌 28 ページの図がどのように違うのかをご覧いただくと、進化の過程が見えてくると思います。大沢先生は「社会保障システム」という切り口から、個々人の生きづらさに焦点を当て、なぜそういった生きづらさが生まれてくるのかを、システムとして捉えて解明なさってきました。その「生きづらさ」ということを、より社会科学的な言葉として先生は「ニーズ」を当てられ、概念を精緻化されています。

ニーズが充足されない状況を先生は「社会的排除」として捉え、社会的排除が起きないような社会政策をどうやって実施するのかをガバナンス論としてまとめ上げたわけです。そのニーズは本人が認識している場合もあるのですが、それが十分に認識できない場合もあるかもしれない。それは第三者の関与があつて初めて自分には何が足りないのか、なぜこういう生きづらさを自分が抱えているのかということが分かるのだということで、経済学でありながら、社会学に近接した形での「ニーズの認知」ということに焦点を当てています。

さらには、ニーズは社会的に構築されるだけではなく、政治的な共同の作業として認識されるものであるという設定をされています。なぜなら、政治的に認識されないとニーズは政策として結実しないからです。ここから、ガバナンス論へと体系化を進められたわけです。

生活保障システムについては、すでに相馬さんからお話がありましたように、機能不全を起こしている、あるいは逆機能を起こしているというのが大沢理論であり、これをさまざまな角度から豊富な統計データで実証してきたことが、大沢理論の一番重要な貢献ではなかったかなと思います。今日の最終講義においても、最新のデータを集めて、いかに日本が貧困にあるかということを示されていました。実は大沢理論としては、貧困に初めか

ら焦点を当てるものではなく、理論的には社会的排除という概念から出発して、見つめるべき指標を選び出しています。

社会的排除は貧困よりもさらに広い概念です。しかしながら、さまざまな統計データを精査し、何が一番個人の生きづらさを規定するものなのかを探っていくうちに、たどり着いた結論は貧困であった、というのが大沢先生のここ10年近くの研究の成果であったと思います。ある意味、貧困というのは社会政策論にとって原点のような、古典的な問題なわけです。大沢先生はそれに取り組んできたわけではなく、社会的排除あるいは生活保障システム全体の機能不全という問題意識から研究を進めたところ、貧困を再発見したというのが、大沢理論の展開だと受け止めています。

今までではOECDの中で日本を比較することが多く、特にドイツあるいは韓国との比較を熱心にやられてきたわけですが、今日の最終講義ではついに中国、インドを射程に含めての比較になったことに感慨を覚えました。

それくらい日本の貧困状況への危機感が強いことを意味しますが、ジェンダーの視点なくして大沢先生はそこまでの危機感を持つことはなかっただろうと思っています。それは先ほどお示しくださいましたひとり親の貧困データに象徴的に表れているわけですが、ジェンダーの視点があったからこそ、貧困問題の深刻さを一層深く捉えたのではないかと考えています。

私自身は直近では、社会的投資論のお仕事をご一緒させていただきました（三浦まり編『社会への投資』）。社会的投資戦略に対しては、中所得者以上に恩恵があるもので、貧困をかえって拡大させるのではないかという批判もあります。それに対して大沢先生は、むしろ社会的投資をすることで貧困削減が可能になるという議論を展開されています。これはまだ日本語でしか発表されていない論文ですが、ぜひとも英語でも発表されて、社会的投資論に対して貧困の観点から、かつ女性の貧困の観点から、さらなる貢献をしてくださいかなと思っているところです。

では、大沢先生のガバナンス論の意義についても触れたいと思います。その特色は個人に焦点を当てている点にあると思います。比較福祉国家論では国を分析単位として比較を行いますが、大沢先生の視点はあくまで個人であって、その個人が多様であるということ、すなわちニーズが多様であるということを繰り返しあっしゃっています。なかでもジェンダーに注目されるわけですが、加えて年齢、家族形態、就業形態を分類しながら比較調査をなさっています。近年では東日本大震災を契機に、居住地域にも注目されています。住んでいる地域のコミュニティのあり方、あるいはその地域の特色的な家族形態のあり方というものが住んでいる個々人にとっていかなる意味を持つのかという問題を設定されています。

大沢先生ご自身も語っていましたが、東日本大震災のような大きな災害を前に社会科学にいったい何ができるのか、という深い自問の中からたどり着いた分析視角だと思います。レジリエンスが地域復興に大きな力を持つこと、その鍵は女性のエンパワーメントであること、そしてそれを促進する政策手段について研究を切り拓いておられます。

これまでのご報告では、大沢理論は社会科学の下部領域において、まだメインストリームとはなっていないことが指摘されました。楽観的かもしれませんのが、社会科学全体で考えたときには、もはやジェンダー視点なしに研究は成立しないのではないかと思っています。

す。大沢先生も編集に加わった『ジェンダー社会科学の可能性』という4巻本がありますが、これは社会科学全体にジェンダー視点を貫徹させた現時点での到達点だと思います。個別の領域、社会学とか経済学とか、さらに細かく労働経済学などと分かれしていくと、ジェンダーの研究のインパクトはあまりないといった結論が導き出されるのかもしれません、総合的な学問としての社会科学を見たときに、もはやジェンダー視点なしに統合性を持たすことができないのではないかでしょうか。ジェンダーはそれだけ学問横断的な視点なのではないかと思います。

それを自覚的に最先端の研究を30年近くにわたって切り拓いてきた大沢先生の功績を、大沢先生の言葉では「共同研究者」として、我々が引き継ぐことは大変荷が重いですが、同時に重要な役目もあると思っています。社会科学全体だけではなく、分節化された個々の研究領域においても、メインストリームにジェンダー視点を持ち込むことは政治学においても可能であるし、またそういったバトンを私自身も引き継いでいきたいと思っているところです。私の報告は以上です。（拍手）

ガバナンスとジェンダー

三浦まり

大沢真理氏は「生活保障システム」概念を通じて長年、福祉レジームのジェンダー分析を行ってきたが、『生活保障のガバナンス』(2013年、業績I-44)よりガバナンス概念を導入するようになった。同書でガバナンスに与えられた定義が「政府や民間団体による相互作用の『効果』の総体」(同書、5頁)であったことは、氏の研究の関心が生活保障システムの機能不全の解明へと焦点化されたことを示唆する。さらには、『ガバナンスを問い合わせる』(業績I-47)や『ジェンダー社会科学の可能性』(業績I-40)の編集を通じて、ジェンダー視点を貫く統合的社会科学を提起した。

大沢氏の視点は常に個人の生きづらさに注がれ、それを規定する社会経済システム、変革の可能性としてのガバナンス、さらにはグローバルなレベルでの新しい社会経済モデルの構想へと研究を展開させてきた。

大沢氏の多方面な研究は、経済学、社会政策論のみならず、社会学、政治学、行政学、国際関係論へも波及するもので、ジェンダー視点によって統合的な社会科学が発展しうる可能性、そして、ジェンダー視点なしにもはや社会科学の研究は成り立たないことを証明しているのではないか?

1. システム論からガバナンス論への転換

○システムとしての理解に「ガバニング」という政治・行政過程を組みこむ
—経済学的・社会学的な「システム」論から、変革の可能性を自覚的に組み込む「ガバナンス」論へと発展

—ガバナンスの変革主体としての研究者大沢真理の役割

○「効果」とは何か

—社会的排除ニーズが充足されない状況が社会的排除、潜在能力の欠損、「生きにくさ」
—ニーズ認知は社会的構築、かつ政治的協同

○生活保障システムの「機能不全」「逆機能」のデータによる可視化

—大沢氏の大きな功績としての豊富な統計データ

—概念として「社会的排除」から出発し、実証分析を通じて「貧困」を再発見

—社会的投資論へも、貧困削減の観点から新しい視点で貢献(業績II-136, 137)

2. ジェンダー視座からのガバナンス論の意義

○「ニーズ」の多様性

—ジェンダー視点なくしては捉えられない男女で異なるニーズ

—世帯単位から個人単位へ、さらに多様な個人(家族形態、居住地域、就業形態)

○地域という視座とレジリエンス

—東日本大震災を機に、レジリエンスのジェンダー分析へ(業績I-36, 38, 42, 43, 45等)

3. 統合的ジェンダー社会科学へ（業績 I-40）

- 社会学・政治学を包摂する「ニーズ」認知
- 国際統計データの整理に基づく日本の正確な位置付け
- すべてに貫くジェンダー視点

ジェンダー視点を貫くことにより、社会科学を統合的に捉える分析枠組みを確立。今後、ジェンダー視点を欠落させた社会科学は意味ある研究を打ち出せるのか？

金井 ありがとうございました。では、引き続き申琪榮さん、お願ひします。

申琪榮「ガバナンスの中の研究者の役割」

皆さん、こんにちは。お茶の水女子大学の申琪榮です。私は、今までお話しされたような大沢先生の立派な研究成果を学問の世界にのみとどめておくのではなく、研究によって得られた知見を、私たちの生活に直結する政治や政策に必ず還元してよりよい政策作りにつなげるべきという立場から、ガバナンスの中での研究者の役割に対して、少し話しさせていただきます。

話はレジュメに沿って進めていきます。前半の話は大沢先生ご自身にあげていただいたガバナンスの中での大沢先生の主な実績及び、活動となっています。それを4分野にまとめています。一般的に学者が研究する以外に現実社会に貢献する方法は、二つのルートがあると思います。一つは市民社会との繋がりを通じてです。女性団体、NPOなど男女共同参画分野の市民団体と連携して、課題を明らかにする、分析する、理論を通じて言説を提供することで市民社会の知の形成に貢献することです。もう一つのルートは、政策決定過程、意思決定過程に直接参加することで、国の政策形成に貢献することです。

日本では自民党政権が長いので、フェミニスト学者が政策決定過程にどれだけ関わるかというと、あまり参加していないように思います。大沢先生は社研の教授である立場から、ジェンダー視点に立脚して日本の政策決定過程に携わっておられた数少ないフェミニスト研究者であり、それゆえ貴重な存在であったと私は認識しています。

ここで挙げます4つの分野においても、大沢先生と言えば、男女共同参画社会基本法に関わっておられたことが最も大きな功績として、あげられるかと思います。それは日本の歴史に残る功績だと思います。皆さんの中では男女共同参画社会基本法に関して、まだ不十分と思う方も多くおられるでしょうが、今改めて読んでも非常に先駆的なところがたくさんあります。その一つが第4条です。4条「社会における制度又は慣行においての配慮」は、「男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定期的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにはんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない」としています。ジェンダー政策の海外事例を比較研究する私の立場からすると、90年代末に取り入れられたこの4条は非常に先駆的な条文であり、「ジェンダーと政治学」分野の言葉で言えば「フェミニスト制度主義」というアプローチの事例とも言えます。つまり法律や政策は、決してジェンダー中立ではないという認識をはっきりと打ち出したものです。

フェミニスト制度主義は、法律や政策が書かれているフォーマルな法律だけではなく、それを実行するために必要なインフォーマルな慣行にも焦点を当てた理論で、これらに蔓延るジェンダー・バイアスを分析する研究視点を指すものです。法律にはもちろんフェミニスト制度主義という用語は使っていませんが、確かにフェミニスト制度主義の考え方方が、基本法の4条の根拠となっていると思います。これはとても先駆的なことと評価すべきであり、大沢先生の尽力によって可能だったと思っています。ただし、今までこの4条があ

まり生きされていないのが残念であると指摘せざると得ません。

2つ目は、2004年の年金改革の審議会委員をお務めになり、遺族年金改革に挑んだことでした。ご本人は、遺族年金改革にはある程度、成果をあげたと評価しておられます。ただし、この時一緒に改革に取り組んだ第3号被保険者制度の廃止に関しては、「いいところまではいった」ものの、結局、廃止には行き着きませんでした。

3つ目は、2010年民主党政権下で、税調の専門家委員会で委員長代理をお務めになった時の役割です。この時は自民党政権と違って、フェミニスト学者の役割が大きかったと推察します。先ほどもお話があったように、大沢先生は、この時、福祉において現金給付も大事ですが、より大事なのは財源調達であることに気づかれます。税調での経験がその後の研究方法を導いたフィードバックが逆になることを経験されたともおっしゃっています。

最後に、学者の会への参加を挙げたいです。大沢先生は近年安倍政権で行われている一連の動きを見て、民主主義の手続きに対する大きな挑戦だと危惧していました。そこで知り合いの研究者から声をかけられ、学者の会に参加することを決めたそうです。大沢先生の言葉を借りますと「政府の嘘を正す学者の責任は大きい」と。

ここからは、フェミニスト学者が政策形成・決定のガバナンスの中で役割を果たすことはどういう意味を持つのかについて話したいと思います。フェミニスト学者が政策形成に関わることは単純に女性の視点あるいは、フェミニスト的視点をもう一つの違う視点として政策に取り入れましょうという話にとどまるものではありません。

レジュメの1番に書いているように、私はフェミニスト学者が政策立案過程に参加する困難さが国によって異なるのではないかと思ったことがあります。日本は特にそれが困難な国ではないかと推察します。その理由は、私が二重の困難とまとめていることです。まず1つの困難として、日本では学者社会、アカデミズムの中で、「学者の価値中立性」を厳しく要求している風土があることです。中立性ということに関しては、さまざまな考え方があって、本日はそれについてはここでは述べませんが、例えばフェミニスト学者が女性やマイノリティの視点に立った議論を持ち出すと、「それは偏っている」とすぐに批判されがちです。性中立性という綺麗な言葉で反撃を受ける可能性が高いのです。

もう1つの困難としては、フェミニスト運動の中から聞こえる批判です。これは日本のフェミニズムの歴史とも関連します。女性運動をしてきた多くのフェミニスト達が先の戦争の国策に取り込まれてしまった痛い歴史を引き継いだため、フェミニズムは国家との距離をどれくらい置くべきかについて常に悩まされてきました。戦後のフェミニスト達は、国策に取り込まれるよりは勇ましく戦って死ぬ純正性を求めて、それが最も失敗しないフェミニズムという考え方を持っていましたのではないかと思います。フェミニスト学者はこれら二重の困難を抱えたうえで政策決定過程に挑むことになるわけです。

私は、社会を変革するためにフェミニスト学者が政策決定過程に参加することが欠かせないことだと思います。Feminist Standpoint Theory を手がかりに、その意義を考えたいと思います。Feminist Standpoint Theory は、世の中を理解する知識は、その知識を生産する主体の社会的「立場性」によって形成されると主張します (Feminist Standpoint Theory 自体单一理論ではなく、多様な議論が存在するが、ここでは単純化して述べた)。しかし、立場性を大事にするとの意義は、単に様々な立場の意見を中立的に考慮して「多様性を増やす

ましょう」という考え方ではありません。ここで言う立場性は、ジェンダーの権力構造の中の位置を意味していて、その位置から獲得される知識を示すものです。私たちが生きているこの社会では、権力の中枢部にいる集団もいれば、最も周辺に置かれている集団もある、それぞれの立場から見える世界は全く異なるという考え方です。

例えば、社会的マイノリティとか女性はジェンダー権力構造の中で周辺に置かれている。それら周辺に置かれている人のみにしか見えない現実があります。つまり、いろいろな人がいろいろな立場を持っていることだけではなく（もちろんみんな部分的な知識しか持っていないのは確かですが）、周辺に置かれているからこそより全体像に近い権力構造が見えるため、そこから生まれてくる知識を Women's Standpoint、あるいは Feminist Standpoint の根拠としました。フェミニストスタンドポイントは、女性やマイノリティなど、権力の周辺に置かれている人たちの経験を理解し共感することから得られる知識なので、権力の中枢部にいる集団は持ちがたく、それゆえ権力の中枢部の人々のみが参加する政策形成に反映しにくいです。そこで女性の経験から生まれた知識を政策につなげられるのがフェミニスト学者ではないかと考えます。

大沢先生は、フェミニスト学者というアイデンティティを持つ以前に、まず一人の「フェミニスト市民」からスタートしたとの自己認識です。それから研究していくうちに、本を読んでいくうちに、そして周辺に置かれた人たちの声に耳を傾けていくうちに、徐々にフェミニスト学者として成長していったといえます。

スタンドポイントの話は理論的な根拠を示すためでしたが、フェミニスト学者が政策過程に参加することは現実的にはどういう意味があるでしょうか。それは日本の政治を考えると非常に明らかことで、きわめて同質な男性集団が政策を決定している今の日本の状況、例えば、専門家、官僚、官邸、議員、財界、労働、全ての意思決定の場には男性ばかりです。ここに欠けている女性の視点を反映させることができがフェミニスト学者の政策形成過程への参加の大きな意義です。フェミニスト学者は女性議員のように有権者に選ばれなければならない制限もないで専門的な立場からフェミニストスタンドポイントに沿った政策提言ができるはずです。

2番は既にお話ししました。

3番目も大事なポイントです。女性市民のニーズが存在しても、それを政策決定過程につなげなければなりません。この「つなげる」ということは生の経験や言葉が政策になるための言葉に変換されることを意味します。政策的な言葉に「通訳」されなければなりません。「こんな〇〇がありました」としても、それを言うだけでは政策決定者に十分に伝わりません。経験の意味が全く理解されないこともあります。女性の経験とニーズ、生の声を法律の言葉、政策の言葉として通訳する、現行法律や政策がなぜダメなのかを指摘して、改善策を提示する、その役割が必要です。それはフェミニスト学者のように、両世界を生きながら理解できる者がるべき役割ではないかと思っています。

4番目に、次世代フェミニスト学者のロールモデルの役割、これも非常に大事なことだと思います。ここで私は大沢先生がいることだけで、次世代のフェミニスト学者たちは、先生が果たした役割、これ以上の役割を担いたいという気持ちを持つだけで十分でしょうと思いたいわけです。ところが、今現在フェミニスト学者たちが置かれている状況はそんなに甘くない、ガバナンスに参加するどころか、研究そのものを遂行していくかのよう

な、大変な状況にあると思います。

その理由の一つとして、第一世代のフェミニスト学者がほとんど大学を退官される時期になりつつありますが、そのポストに必ずフェミニスト学者がついているとは限らないことです。大沢先生もそうなのですが、最近、皆さん、多くの最終講義に行かれていますよね。その第一世代は一人独学でフェミニストになった世代です。第一世代のフェミニストたちがみんな大学を去って行った後、彼女たちの役割をすぐ引き継ぐ次の世代が大学にはほとんどいません。いたとしても、一人奮闘しているか、さまざまなバッシングに晒されている状況です。皆さんもご存知のように、関西で行われている科研費裁判もあります。研究の正当性そのものが失われるかもしれないようなバッシングにさらされています。残念ながら次世代はまだ、大沢先生のように、社研の教授という権威ある立場から研究で得られた知識を政策に反映させるような立場にはいません。

なので、ロールモデルは大事なのですが、後継はどこにいるのでしょうか、ということをここで問いかけたいです。社研には次の大沢真理はいるのでしょうか。複数いてもいいはずだったのですが。そこで私はロールモデルがいることだけではなくて、次世代を育てられるのがより大事ではないかという問題提起をして、ご報告を終わらせていただきます。

(拍手)

ガバナンスの中の研究者の役割

申琪榮（お茶の水女子大学）

*政策形成・決定のガバナンスにおける大沢真理先生の主な実績

① 男女共同参画社会基本法の起草に関わったこと

- ✓ 特に4条 社会における制度又は慣行についての配慮を入れたこと
- ✓ 「法令でなく「社会における制度又は慣行」とされている点で、法律上の平等のみならず事実上の平等（結果の平等ではない）を目指している」。
(http://www.gender.go.jp/about_danjo/law/kihon/chikujyou04.html#id2から引用)
- ✓ 法制度や慣行はジェンダー中立ではないこと

『男女共同参画社会基本法』第4条

男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が性別による固的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

- ✓ 『男女共同参画社会をつくる』 (NHKブックス)

② 2004年の年金改革で審議会委員を務めたこと

- ✓ 遺族年金の改革に挑む。年金の改革にはある程度成功、ただし、第3号被保険者廃止については失敗した
- ✓ 『現代日本の生活保障システム』第5章参照 (岩波書店)

③ 2010年に政府税調の専門家委員会委員長代理を務めた

- ✓ 民主党政権下で、政府税調の役割が大きかった。この時、現金給付だけでなく財源調達がより重要だと思うようになる

④ 学者の会の活動

- ✓ 民主主義の手続き的正義への挑戦だと思い、参加
- ✓ 政府の嘘について正す学者の責任は大きい

*フェミニスト学者の政策形成・決定のガバナンス中での役割を考える

1. フェミニスト学者の政策立案過程に参加することの二重の困難
 - ✓ 学者社会からは、日本で特に強いと思われる学者の「中立性」
 - ✓ フェミニスト運動からは、純正性の要求。また、政治や国に関わることへの批判（国家フェミニズムに対する日本の女性運動の批判）
2. 社会変革をめざすフェミニズムの対案的知の生産 (Feminist Standpoint Theoryなど)
 - ✓ 女性の経験 (Lived Experience) を認識論の根源におく
 - ✓ 白人男性中心の知の体系に対する批判→全ての知識は部分的知識、周辺に置かれた場合にのみ見える事実がある
 - ✓ 大沢先生自身フェミニスト市民→フェミニスト学者になっていった。
3. フェミニスト学者が政策形成過程に参加すること
 - ✓ 極めて同質の男性集団が政策を形成、決定（専門家、官僚、官邸、議員、財界、労働・・・）が限られた視点で政策や予算配分を行う現実への問題提起
 - ✓ 女性の視点が必要であること以上に、現行法律や政策が性中立的ではない→法律・慣行、そのものを見直す必要
 - ✓ 女性市民と政策形成集団のパイプ役、時には二つの世界の通訳者（政策決定者が理解できる言葉に変換する必要）
 - ✓ 「税金で自由に研究する職業が国立大学の教授。この国に住んでいるみんなのために研究するのは当たり前の使命である」
4. 次世代フェミニスト学者のロールモデルの役割
 - ✓ 意思決定の場にいる、発言すること自体にすでに意味がある

金井 申さん、ありがとうございます。では、これで第2部を終わりまして、一度、休憩に入りたいと思います。かなり時間が押していまして、今45分なので10分休憩で55分から最後、総括討論に入りたいと思いますので、よろしくお願ひします。もしレジュメを受け取られていない方がいましたら、準備できていますので、おっしゃってください。では、55分からスタートしたいと思います。

(休憩)

第三部「総括討論」

中村 それでは、総括討論に移りたいと思います。最初に皆さんのコメントに対して、大沢先生から簡単なリプライをお願いしまして、そのあとオープンなディスカッションに移りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

目標終了時刻は5時45分を想定していますので、よろしくご協力いただければと思います。では、よろしくお願ひします。

大沢 会場の方々にいいたいことがいっぱいあると思います。それを言い訳にして、なるべくリプライは簡潔にします。それでも各報告者は、私の仕事を総ざらいのようにして論点を抽出してくださり、本当に恐れ入ることしきりです。

相馬さんは重要なご質問をいくつも出してくださっているのですが、そのなかでいまお答えするとなったら、家族主義論にどのように向き合うかという点だと思います。相馬さんの本誌レジュメ30ページの上から2段目のところになります。ここに注が付いているSaracenoさん、キャラという名前の爽快なおばちゃんですけれども、ドイツでもイタリアでも会ったことがあって、なかなか鋭い人です。彼女の家族主義論には、私は魅力を感じているのですが、やはり保守主義モデルとか、それを私は「男性稼ぎ主」モデルと言い換えているわけですが、それにたいして家族主義モデルというのが、きちんと区別できる異なるタイプだという論拠がまだ弱いと思っています。福祉レジームの4類型ではなく3類型を維持し続けている理由は、そのところにあります¹⁴。

¹⁴ セミナー当日には家族主義論へのスタンスのみリプライした。このリプライが対象にしたのは、自由主義・保守主義・社会民主主義という福祉レジームの3つのタイプに対して、第4の類型として家族主義を立て、南欧や日本・韓国などを事例とするような議論である

(くわしくは大沢真理(2013)『生活保障のガバナンス—ジェンダーとお金の流れで読み解く』有斐閣、103-106頁)。そのような家族主義論に基づく貴重な研究成果として、辻由希(2012)『家族主義的福祉レジームの再編とジェンダー政治』ミネルヴァ書房、がある。しかし、相馬報告の質問の趣旨はその種の家族主義論にはないと思われ、リプライになつていなかった。ここで、相馬報告が言及したSaraceno論文とMathieu論文にコメントしたい。Saraceno 2016は、家族主義の概念を精緻化したうえで、同類とされがちなイタリア、スペイン、日本、韓国について、所得支援の責任(困窮の場合と子育て費用)、および子どもと高齢者のケアの責任を、家族・国家・市場でいかに分担しているかを問い合わせ、4つの国のあいだに差異があることを見出している。他の諸国には言及がない。Mathieu 2016は先行研究のレビューにもとづいて、脱家族主義化ではなく“Demotherization”を用いることを提倡する。家族主義と称してしまうと、実際に担っているのが母親(子どものケア)

米澤さんのご指摘にも関連するのですが、ここ10年くらいを振り返っても、国際比較をするためのデータへのアクセスは、かなり改善してきました。もしこういうデータがたとえば2000年代のはじめの頃、内閣府の男女共同参画会議で影響調査専門調査会をやっていた頃、このようなデータが利用できたら、もっときちんとしたインパクトのある影響調査ができたのにと、いまでもときどき思っているところです。それはともかく、支出や現金給付面の国際比較データはかなり整ってきたところで、サービス給付についてのデータの整備は5歩も6歩も遅れています。いずれ整っていくと思いますが、この5年間くらいに出た非常に大事なワーキングペーパーで、日本はデータを出していないのか、含まれていません¹⁵。これ自体問題だと思っているところです。

であることが、不可視化されるという批判は、Saracenoの家族主義概念にも妥当するかもしれない。いずれにしても、Mathieuがおこなったのは仮説の提示であり、データを使う指標構築や事例国の分析はおこなわれていない。

精緻化された家族主義概念は、家族主義的ではないとされる諸国（北欧や英語圏諸国、大陸西欧諸国）にも適用が不可能ではないと思われ、今後の展開が待たれる。大沢の「男性稼ぎ主」モデルの定義では、家事やケアが妻＝母によって無償で担われることを含めており、Mathieuの議論と「コインの裏表」という相馬報告の指摘は、当たっている。なお上記の辻（2012）は、残念ながらSaracenoたちの業績に言及していない。

相馬報告のレジュメでは家族主義論へのスタンスを含めて6点にわたって疑問が提起された（口頭報告では2点に絞られた）。以下に最低限のリプライをおこなう。

第一にジェンダー概念の位置づけについては、相馬報告レジュメが「ジェンダーを基軸に他の変数との交差をとらえていく」と表現した立場に近い。昨今では、男女共同参画よりもダイバーシティが打ち出される傾向があるが、それがたとえば性差別より「障害者」（人種や社会階層などと入れ替えてよい）差別のほうが重大という姿勢につながるとすれば、実は差別はなくならないと考えるからである。フェミニスト交差性は、たとえば「障害者」のなかでも女性のニーズが後回しにされがちであることに着目する。

第二に、現状の日本において最重要のジェンダー課題は、ジェンダーに固執することが、社会の持続可能性自体を危うくしていることと考える。

第三に、相対的貧困率は生活保障のガバナンスの総合成果を代理する指標と考えるが、あきらかに弱点をもつ。まず機械的に算定されたある所得よりも低所得の人口の割合を示すだけであって、その所得で営まれる生活の質（その所得によって獲得された財・サービスをケイパビリティに変換できているか）は不明である。しかも等価にするという手続きは、所得が世帯員全員（老若男女）に均等に分配されていると前提しており、現実的でない。個々人のケイパビリティ（社会的排除）を示す指標が必要である。

第四に、近年の社会保険制度改革や全世代型社会保障論の問題点は、（消費税率を引き上げたとしても）税収が上がらないことが大前提になっていて、逆進的な財源調達（社会保険料と自己負担）に向かっていることだと考える。セミナー当日の報告には、その大前提を問い合わせ直す意味もあった。

第五に、アジアレベルでの共通社会政策や国際規範構築において重要なのは、中国・インド国内の経済格差と貧困が地球レベルの持続可能性を損なっていることに鑑みて、その解消をアジェンダに乗せることではないだろうか。

¹⁵ 社会保障のサービス給付による所得格差の削減効果や貧困削減効果については、OECDワーキングペーパー等による試算がある(Verbist, G., M. Förster and M. Vaalavuo (2012), "The Impact of Publicly Provided Services on the Distribution of Resources: Review of New Results and Methods", OECD Social, Employment and Migration Working Papers, No. 130, OECD Publishing, Paris. <http://dx.doi.org/10.1787/5k9h363c5szq-en>; Förster, M. and G. Verbist (2012), "Money or

それから藤原さんの厳しいご指摘ですが、私は主流を乗っ取るために研究をしてきたわけではないので、ご自分を主流だと思っている方々がそのまま変わらないということに対して、私自身はあまり痛痒は感じていません。でも、あれだけ言われて変わらないあのおじさんたちの下で私たちは仕事をしているのよ、という辛いお気持ち重々分かります。藤原さんが最後に出てくれた先行研究批判を超えて、新たに何を生み出すかというのは、やはり藤原さんからさらにあとに続く世代の課題であり続けているのかなと思います¹⁶。

Kindergarten? Distributive Effects of Cash Versus In-Kind Family Transfers for Young Children”, OECD Social, Employment and Migration Working Papers, No. 135, OECD Publishing, Paris.
<http://dx.doi.org/10.1787/5k92vxbgpmnt-en>)。子ども向けの給付にかんする後者の分析結果では、一般的には、児童手当の貧困削減効果が、保育サービスおよび就学前教育サービスの貧困削減効果よりも、大きいと結論される。しかし、OECD メンバー国の中の 3 分の 1 程度の諸国では、サービス給付のほうが貧困削減に有効であるとも留意されている (Förster and Verbist 2012 : 47)。欧州諸国の住宅にかんして、現物給付 (社会住宅の提供) と現金給付 (住宅給付) の効果を比較し、とくにドイツを詳しく検討したのは、Grabka, Markus M. and Gerlinde Verbist (2015), "Non-cash benefits from social housing in Europe: a comparative perspective", ImPROvE (Poverty, Social Policy and Innovation), Discussion Paper No. 15/07。また Ozturk はアメリカの離別女性について種々の現物給付の貧困削減効果を検討している。Ozturk が貧困指標として、相対的貧困ではなく “Sen, Shorrocks, and Thon poverty index” を使っている点も参考になる(Ozturk, Gulgul Bayaz (2018), "Anti-Poverty Effects of In-Kind Transfers Among Divorced or Separated Women in the United States", *Poverty & Public Policy*, 10(1) : 57-80)。

¹⁶ 藤原報告レジュメの「労働研究における受容」（じつは不受容）のうち、遠藤公嗣と野村正實の著作は、大沢と近い問題意識に基づいていると考える。というより、大沢が労働を少々研究するなかで野村の著作に教えられたことは大きい。しかし、野村も遠藤も性別が差別になる構造を解き明かしているとはいえない。むしろ核心に迫りながら逸れてしまったのが、佐口和郎の雇用システム論（佐口和郎（2018）『雇用システム論』有斐閣）であり、非常に含蓄が深い。2019年1月28日に、2019年3月6日のセミナーに向けた事前検討会で、藤原報告が佐口 2018 を取り上げたことがきっかけで、大沢も佐口の諸著作を注意深く読むことになった。

佐口 2018 は、第 1 章「雇用制度の理論」において、20 世紀の雇用諸制度（大企業体制、大量生産方式、産業民主主義という環境で具体化）は、「成人男性中心の長期的雇用を現象させることとなった」と述べる（23 頁）。これは現象の記述としては妥当であるが、「理論」としては飛躍がある。というのは、女性雇用の章（第 7 章）では、雇用制度は「原理的には性中立的」と言明されるからである（154 頁）。それに先立って同じ女性雇用の章の 130 頁では、「“産む性”であることは直接的には雇用制度の機能への制約ではない」、性別役割分業の規範は「雇用制度にとって外在的」、「元来雇用制度と性別職務分離・性差別は親和的であるとはいえない」と疊みかけたうえで、「雇用制度にとって外在的な性別役割分業の規範」と雇用制度の強い拘束性とが、結びつくと、「性別職務分離・性差別につながりうる」と述べる。これらの「原理」や「元来」の議論は、雇用制度が拘束性が強い制度であること（16—17 頁、20 頁）を論じた第 1 章でこそ、論じられるべきであるが、第 7 章まで先延ばしされたのは、佐口理論にとって性差別が「厄介」な論点であることを示唆して余りある。

だが、それ以上に含蓄が深いのは、第 1 章で雇用制度には、「“無限定的・全人格的献身と厚い生活保障”」という関係、および「“特定のサービスの納入と成果報酬”」という関係の、二つの異なる関係が入り込んでいる、と捉えていることである。

大沢の考えでは、企業に「無限定的・全人格的献身」を行う労働者には、乳幼児・障害

高松さんの今後の展開にかんする箇所は、日本の国内の（地域）開発政策や社会政策と、片や ODA やグローバル社会政策というものの接合が、ちゃんとできていないのではないかというご指摘だと思います。それはそのとおりだと思っています。そこで最近に読んでここにミッシングリンクがあったと思ったのが、この Sumner の *Global Poverty* という本です。Kate Raworth の本に論文が引用されていたのですが、調べたらより新しく 1 冊の本が出ているのが分かりました。いまやグローバル・プアの 75% が中所得国に暮らしているという事態にたいして、開発援助や国際協力の政策には、どういう方向転換が求められているかという重要な指摘がなされています。

簡単にいうと、高松さんも気にしていらっしゃるように、ドナーというか援助ないし協力する側が、政策一貫性へのこだわりを増さなければいけないということ、concessional loan という言葉もあげられています。これは特別に有利な条件での融資という意味ですが、政府統計 (e-Stat) の統計用語によれば、日本政府は無償融資と訳しているようです。Sumner は co-financing も強調しています。世界あるいは地域の公共財のための資金調達を、たとえば中国と日本が一緒になっておこなうようなことにもなるのかもしれません。そして大事なことは、中所得国になったけれども絶対貧困層が滞留してしまっている諸国の問題は国内にあって、一つは地域間格差であり、もう一つが社会グループ間格差である。中国でいえば内陸と沿岸、それから社会階層としての農民ということになると思いますが、包摂的な成長を支援して格差の解消にテコ入れすることを、国際協力として、真っ当にアジェンダに載せていくべきだという提案がなされています¹⁷。

どのテーマをとっても、日本国内の問題にそのまま跳ね返ってくる、というか、今日報告したように、中国以上に日本が大きな課題を抱えているといつても過言ではありませんから、わが身を正すことなくして、国際協力はやっていけない。高松さんがおっしゃる接合こそが肝心であるという時代に入ってきたと思います。

米澤さんのサービス給付関係については、一応さっきお答えしたつもりではあります。ただ、サービスのアウトカムを把握することは容易でありません。一つ注目している研究が、たとえば就学前教育を受けることによって、その子どもが大人になっていく経過で、人生の質がどれだけ高まるかという研究です。そのためには、同じ子どもたちを 40 年間に

者・高齢者などにも増して、日々、身の回り・メンタルをケアしてくれるケアラーが必要である。雇用制度が持続するためには次世代の再生産が必要であり、ケアラーは終身独身寮の寮母さんというわけにいかず、家庭内のケアラーとなる。そして企業に「無限定期・全人格的献身」をおこなう労働者は、「原理」的に、家庭で他者のケアはできないため、ケアは複数人のあいだのギブアンドテイクにはならない。その意味で、家庭内のケアラーは「パートナー」でなく（無給の）「召使」である。かつ雇用制度にとって次世代の再生産も必要であるから、「召使」は妊娠出産もおこなう「妻」となる。さらに「原理」的に、「日々、仕えるべき旦那様」をもつ労働者（女性）に対して、企業は「無定期的・全人格的献身」を要求できない・しないため、生活保障もしない。

かくして性別役割分業の規範は「雇用制度にとって外在的」どころか、全く逆に、20 世紀雇用諸制度は、ジェンダー=性別役割分業を前提するだけでなく、ジェンダーと不可分離であり、ジェンダーを日々再生産しているという理解が、佐口理論から導かれる。

佐口理論にかんする以上の考察を、2019 年 2 月 6 日の時点で、3 月 6 日セミナーの報告者に伝えた。

¹⁷ Sumner 2016: 147-153.

もわたって追いかけることが必要です。そういう研究がたとえばアメリカで小規模ですが、おこなわれたこともあります。イギリスではブレア政権で保育サービスを拡充しましたから、その追跡調査が始まりました。しかし、政権も変わり 15 年目のところで途絶えてしまっているようです。40 代のはじめになるくらいまで追跡しないと、保育園などに通ったことの効果がどれくらいなのか、確定できないという課題があります。

幸いなことに日本で経済学者の方が、保育園に通った子どもと幼稚園に通った子どもと、どっちが大学進学率が高かったかという、とても「危険な」研究をしていて、暫定的結論をいえば保育園のほうだそうです。これをどういうふうに政策的インプリケーションとして政策形成につなげていくか。いまの政治状況では「怖い」研究ですが、参考までにお知らせします¹⁸。

三浦まりさんのおっしゃったことは、全部そのままごもっともで、貧困を再発見したというか、社会的排除の多くの指標は所得貧困と高い関連性にあるので、そういう意味で、相対的貧困率は近似指標として、一部で言われているより使い勝手は高いのではないかと思います。

申琪榮さんのコメントについては、誰のことを言われているのか、もぞもぞするみたいな感じでお聞きしていました。特に女性の経験、それから二つの世界といつても、私のような経験をたどってきた者が恵まれない女性の経験や、そのニーズを本当にくみ上げることができるのはどうかは、大いに疑問です。その自戒はいつも忘れないようにしていきたいと思っています。私からのリプライは以上です。

金井 大沢先生、ありがとうございます。では、たぶん会場からいろいろご質問やコメントがあると思いますので、挙手していただいて、お名前をおっしゃってからご質問、コメントをお願いします。

では、皆さんを考えている間に、相馬さんから言いたいことがあるということだったので、先にお願いします。

相馬 先ほどの私の発表の中で、本誌レジュメ 29 ページの④を時間の関係で飛ばしました。社会政策、社会保障、社会福祉関連の教科書的な文献を、今回読みましたけれども、武川先生の有斐閣の教科書以外ではジェンダーに関する独立した章はなく、それぞれ少子化や男女共同参画、ケア、あるいは福祉レジームといったトピックのなかでの扱いになっています。これはどうしてかと考えたときに、やっぱりベバリッヂの五つの巨悪の議論がありますが、それに加えて武川先生のお仕事で、第 6 の巨悪、ディサビリティとか虚弱というようなトラブルに加えて、個人的には第 7 の巨悪として、それが差別だったり、ハラスメントだったり、暴力、虐待などを位置づける必要があるのではないか。ベバリッヂの五つの巨悪というパラダイムが、狭かったのではないか。それに加えて、今日、もしこれから社会政策、社会保障、社会福祉のプランを書くのであれば第 6 の巨悪、さらに第 7 の巨悪という事例を足していく必要があるのではないかと、今回大沢先生の最終報告を機に、考え直しました。

三浦 福祉国家論の話で、いま相馬さんから質問があって、大沢先生が答えられた家族主

¹⁸ Akabayashi, Hideo and Ryuichi Tanaka (2013), "Long-Term Effects of Preschooling on Educational Attainments", GRIPS Discussion Paper 12-21.

義をどう取り込むかという論点は、まだまだやらなければいけないという課題だとおっしゃっていたのですが、政治学の私からすると、付け加えるべき視点があるように思います。大沢先生は社会システムの全体を把握しようとし、そこにガバナンスは入れたのですが、国家の視点は入っていなかったように思います。社会システムではなくて、国家というところから出発して組み立てると、また違った見え方になります。先生は個人のニーズからストーリーを組み立てられていると思いますが、政治学に軸足を置く私からすると、国家のほうが勝手にニーズを解釈して、これがお前らのニーズだといって社会政策を組み立てるところが多分にあるわけです。国家がいったいどういう目的で社会政策を実施しているかという視点抜きに、とりわけ日本の社会政策を理解することはできないと思っています。日本の家族主義がヨーロッパの家族主義と似ていながら、政策目的が根本的に異なるがために帰結も違うことを把握する際のキーポイントが、「国家」あるいは「国家主義」だと思っています。

先生の本の中でもそのことは三浦はこう言っているというような感じでご紹介くださっていて、大変ありがたいのですが、それをさらに大沢理論の中に組み込むことが、次の研究課題なのではないかと考えています。国家は歴史的に形成されたものですが、歴史に根差した国家のあり方を組み込んだ形で生活保障ガバナンス論を展開させていく可能性はあるでしょうか？

大沢 ありがとうございます。エスピング＝アンデルセンの指標のなかにエタティズムという呼称で国家主義が登場しています。国家主義とは国家が経済活動を直接に指導・組織すべきであるという考え方である、という文脈です。ところが、それをとらえる代理指標は公務員にたいする年金給付費の対GDP比です¹⁹。そうすると日本はまったくエタティズムではないという話になります²⁰。私は三浦さんのご著書 *Welfare Through Work* のなかでとてもおもしろいと思ったのが、国家主義、Statism という言葉をまったく逆の意味に使っている点です。でも、これは国際的通用性があるの、と思ったところで止まっています。ようするに“お上に迷惑をかけるな”という国家主義だというのですよね²¹。これは国際的に通用するんでしょうか。

三浦 それは非ヨーロッパ型の近代化の過程においては、国家が中心となって近代化を引っ張って、そのときに個人が国家の負担になつてはならないという形で作っているわけですね。かつ社会政策が何のためにできたかといえば、治安のためであったり、国民統合の手段であったり、あるいは戦争を遂行するための一つの装置であったりしたわけです。こうした国家主導の近代化は日本を含む東アジアでは顕著ですが、ヨーロッパにおいても見出されるものです。ガーシエンクロンなどの近代化論の議論では、フランスやドイツといった「後発型」の経済において国家の役割は大きく、市場に依拠した英米とは異なると

¹⁹ Esping-Andersen, Gøsta (1990), *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Cambridge: Polity Press. 日本語訳は、岡沢憲美・宮本太郎監訳『福祉資本主義の三つの世界 比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房、2001年: chap. 3.

²⁰ 公務員の年金が手厚くないためではなく、公務員の数が圧倒的に少ないと、年金給付費の対GDP比もとるに足らない。

²¹ Miura, Mari (2012) *Welfare Through Work, Conservative Ideas, Partisan Dynamics, and Social Protection in Japan*, Ithaca and London: Cornell University Press: 60.

いう議論はよくなされていました。国家のそうした役割に目を向けずに、契約論的に個人のニーズに政府が応えていると想定するのはフィクションでしょう。そして、国家が個人を統制していくときに、家族を介在して行うこともまた、日本で顕著とはいえ、普遍性のある統治手法だと思います。

金井 では、渡辺さん。

渡辺照子 貴重なお話、ありがとうございました。私は大学とは全然縁がなくて、シングルマザーで長く派遣で働いて、一昨年、雇止めにあった者です。これから自分の課題として、当事者として、今探求するというか、必要なのは、女性で、シングルで、シニアで、非正規、これは日本では本当に貧困のデパートみたいな感じの属性を複層的に抱っているのですが、そういう人が今後どういった条件整備、社会保障を整備すればサバイブできるのかということです。働いても貧困、働けなくなったらもっと貧困という状況が、少なからず待っているわけです。

次世代の人たちはもっと貧困であるかもしれないというときに、まず私たちの世代が何か一つ、そういう意味ででも生き延びることのできるビジョンなり、モデルなり、少しでも何か求めたいと思っております。何かヒントがありましたら教えていただければと思います。

金井 何個か質問をまとめましょうか。ほかにいらっしゃいますか。

住澤博紀 つい最近まで日本女子大学の家政学部において、政治学を専攻して、ちょっと変わったポジションなのですが、家政学部の場合には、社会保障、生活保障の問題は生活時間の問題、社会生活基本調査という立派な統計があるものですから、生活時間論で議論するんですね。90年代にかなりアンペイドワークをめぐって生活時間論で議論されたのですが、それが消えてしまった感じがあります。しかし時間は重要なことで、必ずしも税負担の問題と、その給付の問題だけの議論ではなくて、どういうふうに時間が、人々が必要な社会的時間を規制しているのか、そういう視点で見ると思いますが、大沢さんの議論は生活時間の問題とどのように接点があるかお聞きしたいです。

金井 ほかにありますか。では、ひとまず大沢先生のほうから。

大沢 渡辺照子さんのご指摘、問題提起は非常に重要です。まず貧しくなる要素が全部そろっているというご指摘だったのですが、日本の年金制度の組み立てを考えると、これらは余計、恵まれた専業主婦だった女性でも夫に死なれた途端に貧困に陥る確率、リスクは高まっていると思います。なぜならば日本の年金制度の給付水準は、働き続けていて初めてゆとりのある生活が送れるという設計になっているからです。高齢者の収入源泉のなかで勤労所得の割合は、国際的に見て日本ではすごく大きいです。だからこそ、高齢者間の所得格差も大きいわけです。働けるうちは働いているからいいじゃない、健康にもいいし、と思われているかもしれないですが、働き続けることを前提した給付設計で、しかも夫が働き続けられることが条件で、妻の基礎年金も入れれば生活できるという設計になっています。夫に死なれた途端に恵まれた専業主婦だった女性も、貧困状態に陥るというリスクは、繰り返しになるけれども、高いわけです²²。

²² 山田篤裕・小林江里香・Jersey Liang (2011) 「なぜ日本の単身高齢女性は貧困に陥りやすいのか」、『貧困研究』Vol. 7、110–122 頁；山田篤裕（2012）「高齢期における所得格

そこで重要なのは、生活保護にいけという話ではなく、年金の給付に最低保証を設けるということです。これも民主党の政策にきちんと組み込まれていたもので、いまだに掲げられている点かと思います。今日の会場に金子勝さんがいらっしゃいますが、90年代の末年くらいから、神野直彦さんや金子勝さん、それから私なども入れていただいて、最低保障つきのスウェーデン型の年金を提言し続けています²³。それが政党レベルでの政策パッケージにも入っているということは、ここで申し上げてもいいのかなと思います。

住澤さんのご質問ですね。私は生活時間をメインなテーマとしていないかもしれません、あまりページ数を気にせずに本を書けるときには、必ず入れています。そして、やはり一貫して、日本の男は家事をやっていない、育児もほとんど時間が伸びていないということは指摘してきました。

それとは違う論理の流れで、これは三浦さんと社会的投資の仕事をさせていただいて、むしろ論文を書き終わって本が出てしまってから気が付いたのですが、やはり日本の社会は社会関係資本といわれるものがかなり貧弱で、衰えている。社会関係資本の議論には、社会中心アプローチと制度中心アプローチという2種類があって、社会中心アプローチだと、ボランティア活動をしたり、NPOに入ったりする人が日本は少ない。これがいけない。お前たちボランティアをやらないから社会の質が悪い、みたいな話になります。これにたいして制度中心アプローチというのは、むしろ国が行っている福祉政策や、社会福祉の給付がユニバーサルであるかどうかを、問題にします。人によって受給額が大きく違ったり、受け取れる人と受け取れない人が窓口の役人の裁量で振り分けられてしまったりするような社会というのは、やっぱり社会関係資本が育ちにくいというのが、制度中心アプローチのほうの研究結果です²⁴。

本が出てから私があらためて思ったのが、どちらのアプローチでも、大事なのは時間だということです。ボランティアをやるにも、投票に行くにも、図書館に通って学習グループに入るにも、やっぱり時間がなければできないし、時間だけではなくて、それなりの金銭的余裕もなければできません。つまり働く場の働き方がディーセントでなければボランティアも社会活動もできないわけで、社会中心アプローチといいつつ、政府がなすべきこと非常に大きい。

制度中心アプローチから見ると、政府のなすべきことは、給付をユニバーサル（普遍的）

差と貧困—脆弱なセーフティネットと勤労所得への依存—」、橘木俊詔編『格差社会』ミネルヴァ書房、147-164頁

²³ 金子勝・神野直彦(1999)「協力社会の年金を創る」、『世界』1999年3月号; 金子勝(1999)「拠出税方式の所得比例年金を」、神野直彦・金子勝編『「福祉政府」への提言 社会保障の新体系を構想する』岩波書店

²⁴ 坪郷實(2015)「ソーシャル・キャピタルの意義と射程」、坪郷實編『ソーシャル・キャピタル』ミネルヴァ書房、1-17頁; 藤長千乃(2015)「普遍的福祉国家とソーシャル・キャピタル」、坪郷實編『ソーシャル・キャピタル』ミネルヴァ書房、164-176頁; Rothstein, Bo and Eric M. Uslaner (2005) "All for All: Equality and social Trust," LSE Health and Social Care Discussion Paper No. 15; Rothstein, Bo. And Dietland Stolle (2008) "the State and Social Capital: An Institutional Theory of Generalized Trust," *Comparative Politics*, 40 (4), pp.441-459.

にすることです。逆の選別主義や低所得ターゲティングには、行政のテマヒマがかかります。当然、受給者もなけなしの時間を手続きに取られるのです。いまの日本政府は低所得ターゲティングを強めるような政策しかとっていないので、これはますます国民のあいだの分断というか、やっかみを強めることにしかならず、社会関係資本はますます痩せ細っていくと感じています。ありがとうございました。

富澤由子 今日は本当に大事な大沢さんのこういう場を作っていただきありがとうございます。私は女性参政権を活かす会の富澤と申します。市民運動をやっている立場から、申さんが先ほど男女共同参画社会基本法の法律を具体的にあげていただいたので、大変うれしく思いましたし、そこに脚光を当てて、大沢さんに聞けるいいチャンスだと思って伺います。この第4条、性別役割分業を慣行から制度から見直すという、中立的なものにして配慮されなければならない。私は日本の性差別構造の中で、地域社会、伝統社会が差別構造を温存するというところに私たち女性が労働法やあるいは国籍法の改正などの運動をしていきながらも、漏れてきた点だと考えています。

たとえば戸籍法の中で長男、次男とか長女なんとかと生まれながらに、そう決めて、そして価値観を、男性からでも、女性からでももっていくのが当たり前としていること、それから喪主についても民法で慣行によるというふうに明記されていまして、葬儀の祭祀権は男性にあるかのような慣行が温存させているということです。そのためにいろいろな意識の偏在といいますか、古い意識がいつも台頭してきて女性の平等を阻む。祭りにおいてもそうですし、さまざまな慣行の場での見直しを、大沢さん、この法律をここに盛り込まれた中で、どのように私たちの課題を、限界や、あるいはまた可能性を感じいらっしゃったのかという点を伺いたいと思います。

金井 では、萩原さん。

萩原久美子 米澤先生の資料にあるように、非営利協同という観点を組み込んで、資源を生産する四つの関係を提示されておられます。では、非営利共同という観点と労働組合、あるいはユニオンはこの表にどのように位置づくのでしょうか。労働に関するガバナンスにおいては、労働組合は国家、市場（ないしは企業）という並ぶアクターであったはずだが、資源を生産する四つの関係とガバナンスとの関連でもはや労働組合は位置づけないのでしょうか。資源生産の関係変革という観点から見て、労働組合の持つ変革可能性、民主主義をについてどのようにお考えでしょうか。

金井 ほかにありますか。

堀口悦子 今日はありがとうございました。明治大学の堀口と申します。高松先生と大沢先生にお伺いしたいのですが、先ほどの高松先生のお話の中で援助ということと、日本の国内の政策ということでは、皆さんたぶんご存じだと思いますが、国連の安保理決議1325に基づき、国内行動計画、NAPを策定するということで、外務省も第1次を作り、それを改訂すると思うんですけれども、海外援助に対する政策はその中に入っているのですが、国内行動計画といつても、沖縄の問題、この決議1325というのは女性、平和、安全保障がテーマなのですが、沖縄の女性の対する暴力は非常に大きな問題なのですが、それがまったく入っていないです。

そういう国内政策をやっている国が本当に海外を援助していいのか。できるのか。政策の問題として、2年くらい前に国際ジェンダー学会でパネリストもこの中にいらっしゃる

方はご存知でしたが、この1325国内行動計画や、1325については会場にいる人は、私ともう1人しか2人しか知らなかった。今日のテーマの社会科学とジェンダーということで、やっぱりジェンダー研究をする人は、もうちょっと社会制度というか、社会科学にももう少し関心を持つ人を増やしていく。山口一男のご著書にもありますが、女性が職業選択をどういうふうにしていくかということとも非常に大きく関わるなと思ったのですが、この問題について高松先生と大沢先生にお答えをいただければと思います。お願いいいたします。

金井 ほかにありますか。では、ひとまず。大沢先生から。

大沢 富澤さんからは、男女共同参画社会基本法の第4条に関連して、社会の制度・慣行についてどのように考えた結果として、こういう第4条みたいな条文が制定されたのかというご質問だと受け取ってよろしいでしょうか。どちらかというと、慣行のほうに重点を置いたご質問なさったと思いますが、基本法第4条が起草された背景としては、総理府に男女共同参画室が置かれていた時代に提出された「男女共同参画ビジョン」、1996年に男女共同参画審議会から答申されたものですが、これが大きな源になっています。そのなかで、性別によって偏りのある社会制度・慣行が議論されており、具体的な取組みとしては、配偶者控除制度、基礎年金の第3号被保険者制度、遺族年金制度、夫婦同氏を強制する民法などを男女共同参画社会の形成の観点に立って、検討・見直しすることがあげられました²⁵。それ以外にももちろん法律が規定しているのではない社会の慣行としても、集落の草刈とか道普請などの作業に参加するときに、男性だったらお金を出さなくていいけれど、女性を出すなら半分の働きなのでお金も出せなどという、慣行を持っている地域が、まだまだ日本のあちこちにあり、そういう慣行も念頭には置きました。しかし、主として、先ほど言ったような配偶者控除制度や第3号被保険者制度、それから夫婦別氏制・同氏制というようなことを議論した結果として、それを抽象化したものが、この法律の条項になります。

2001年から設置された内閣府男女共同参画会議の最初の頃は、私は影響調査専門調査会の会長を務めており、主として配偶者控除制度が労働市場にもたらしている歪みを検討して報告書で指摘しました²⁶。その後、いろいろと出された報告書などをたどると、影響調査という側面は内閣府男女共同参画会議の機能としては低下してしまっているのかなと、とても残念なことだと感じます。そんなことでお答えになっているかどうか。たぶんもっといろいろご不満があるでしょう。

萩原さんにはとても鋭いところを突いていただきました。米澤さんに確認したいのですが、この非営利協同組織のなかに労働組合は入っていませんよね。つまり、財やサービス

²⁵ 男女共同参画室（総理府）編（1997）『男女共同参画2000年プラン&ビジョン』大蔵省印刷局、143-135頁。大沢は1995年から男女共同参画審議会の専門委員を務め、男女共同参画ビジョンの策定には起草委員の一人としてかかわった。男女共同参画社会基本法の制定の際にも、男女共同参画審議会の委員であり、その基本法検討小委員会のメンバーも務めた。

²⁶ 男女共同参画会議・影響調査専門調査会（2002）「「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」に関する中間報告」；男女共同参画会議・影響調査専門調査会（2002）「「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」に関する報告」；男女共同参画会議・影響調査専門調査会（2004）「ライフスタイルの選択と雇用・就業に関する制度・慣行」

を生産している、それらが値段を付けて売れる場合もあるような活動をしていると、非営利協同組織を捉えています。では労働組合がやっていることは何なのかというと、職場の働き方を規制する、賃金について経営側と交渉して引き上げを獲得するというように、確かに労働組合員にたいしてサービスを提供しているのですが、個人に割り当てて値段を付けられるというサービスではなくて、一種の共同財を生産していて、なおかつそのサービス対象が限定されている（組合員以外の従業員にも及ぶけれど）。この4象限の図には収まりにくいと思います。私は何でもすぐに妄想を広げるので、その波及効果、つまり労働組合がきちんと賃上げにしろ、労働時間の限定にしろ、それから人事査定の公平性みたいなことについて、役割を果たしていくけば、その企業だけのことではなく、社会的な波及効果を持ちうるわけです。そうなると非営利団体には有給職員がいて、労働組合には専従役員がいますから、公共的なサービスを生産しているという意味で、公共部門に準ずるものとして位置づくかもしれないという気はします。行商をしている労働組合とかもあるので、物品の生産も行っているなら、財を生産しているといえるのかもしれません。

堀口さんのご質問は、ピンポイントで鋭いご質問だと思います。安保理決議の1325に基づく国内行動計画がつい最近作られたことを、私自身つい最近知ったものですから、いまお答えできる準備はありません。このことに限らず、たとえば災害の問題、兵庫行動枠組のときも、仙台で採択された仙台防災枠組でも、ジェンダーの視点が非常に強調されました。兵庫行動枠組でもすでにそうでしたが、仙台行動枠組では女性のリーダーシップというところまで表現が踏み込んでいるわけです。日本はそういった行動枠組にかんして、国際的に実現を促進するためにお金も出します、国際協力しますと政府は表明しているのですが、日本国内の災害の対応を考えてみたら、仙台枠組はおろか、兵庫枠組も守られていない状態で、いったい何をやっているんだというのは、まったく問題意識を共有させていただけのかなと思います。高松さん、いかがですか。

高松 国連安保理決議の1325を諸外国の行動計画と比較しますと、日本の計画は比較的、紛争下における女性の保護というところが強調されているかなという印象を受けます。そう考えると、ご質問にあったように、日本の国内の課題との整合性はどう取られるのかという疑問を持ちます。一方で、ちょっと余談になりますが、紛争下における女性の保護は極めて重要ですが、同時に行動計画のとらえる女性像といったものが、もう少し多様でもいいのかなと感じます。実際のところ女性と紛争の関わり方は多様です。ご質問の中で（紛争との関わり合いの中で）、日本のような国が対外的な援助が可能かというご意見もあったかと思います。私はODA等の良い面、特徴的な点として、第三国から評価を受ける機会があるということがあげられると思います。それは国の利益だけではなく、グローバルな視点に立って政策を考えなければならないという良いプレッシャーを与えると思いますし、特にジェンダーに関する部分については日本社会に対しては良いプレッシャーになるし、政策の整合性という観点をも持つことにより、国内の政策に影響を与える可能性も持つのではないかと考えます。ちょっと期待を持ちすぎかもしれません。

金井 ありがとうございます。では、また会場のほうに戻したいと思いますが、いかがでしょうか。

皆さんを考えている間に、私が労働研究なので、禹先生に当ててもいいですか。藤原さんからの問題提起もありましたし、それを受け、大沢先生の労働研究に対して、禹先生

の立場から何かコメントなり、質問なりがありましたら、お願ひします。

禹 宗栄 いきなり当てられてあわてています。実はお話を聞きながら考えたのですが、さつき労働組合とかも話題に出ましたけれども、大沢先生の大きな全体像の中に中間組織みたいなものはどこに入っているのかしらと思って、それについてできれば少しお話を聞かせていただければと思います。以上です。

金井 ほかにありますか。では、またひとまず大沢先生。あと何か藤原さんからもあれば。

大沢 中間組織はどう位置づくのかということですが、今日お2人が引用してくださった総過程モデル（本誌レジュメ28ページと47ページ）をご覧ください。これはもっぱら政府レベルの話のように見えるのですが、ガバニング主体としては、国家とともに種々の団体と考えています。企業、労働組合、非営利協同組織、中間組織等の団体もガバニングの主体として考えていますので、この図は国家レベルだけを考えているわけではないというのが1点です。

それにしても、私の仕事の全てを通じて運動の分析、あるいは運動のナラティブというのは決定的に弱いところです。総評女性局長だった山野和子さんが立ち上げたNGOのフォーラム・「女性と労働21」で、自分が活動主体のようになってしまい、それでナラティブは後手に回ってしまったという感じもしています。

ただ、日本の労働組合運動の弱さとか、その組織率の低下について、企業別組合だからという点が宿命のようにいわれるわけですが、企業別組合にもできることはいくらでもあると思います。女性やパート労働者のニーズをくみ上げて活動し、伸びている組織も、多數ではないにしても現に存在するわけです。ニーズのくみ上げが大事だということ、同時に、企業別組合になったいきさつは自然とそうなったのではなくて、戦前の治安警察法第17条の適用によって企業別組合になることが事実上強いられたという歴史があります。

横断的な組織とか会社以外の人間が入ってきてストライキを扇動することが、治警法第17条によって禁止されるという点が、第一次世界大戦後に、床次竹二郎内務大臣によって打ち出された労政です。それまでは日本の労働者は労働組合といえは横断的なものだと思っていたし、実際そのように組織していたんですね²⁷。だから、それは日本の労働運動の宿命ではないというのは、覚えておいてもいいと思っています。

米澤 今の労働組合などのお話は、労働者の市場所得（当初所得）にかかる部分であり、大沢先生のレジュメでいえば、13ページの当初所得の貧困率に関わるような問題だと思います。最終的には可処分所得で貧困や平等などを考える意義は大きいという前提で、当初所得の平等度を高めることや、あるいは貧困率を削減することに関して、どのような意義があると考えればいいのかを、もしお考えがあればお聞かせいただきたいです。

大沢 実は当初所得の意義は高まっていて、それは北欧諸国を先頭に先進的な福祉国家で現金給付から現物サービス給付へと重点をシフトする動きが、90年代以降、明らかに見られるからです。そうなると、現金給付でどれだけ貧困を減らしたかという点よりも、働いて稼ぐことをサポートするサービスや制度によって、どれだけ当初所得を増やして貧困への備えを作ったかということが、評価されるようになるわけで、ですから、ディストリビ

²⁷ 岡田与好（2014）『競争と結合 資本主義的自由経済をめぐって』蒼天社出版、第5章を参照。

ューション（分配）、それを再分配する税金や社会保険料（リディストリビューション）にたいして、プレディストリビューションというような概念も新たに出てきています。

たとえばこの10年くらいでスウェーデンでは貧困削減率は下がっています。それは働くことをサポートした結果として、当初所得レベルの貧困率が下がっているんですね。エスピング＝アンデルセンは、福祉国家が市場所得ゼロの人口を膨大に作り出す機能を持っていとも指摘しています。つまり年金給付が十分であれば、あるいは育児休業中の所得保障が十分であれば、だれも無理に働くうとしないので、市場所得ゼロの人口が福祉国家によって作り出されるという関係があるわけです²⁸。

現金給付するのではなくて、保育サービスを充実することによって継続就業できるようにサポートすれば、明らかに当初所得レベルの貧困率は下がります。そういう意味でも、私は貧困率という指標は、当初所得レベル、可処分所得レベル、その両者のビフォア・アフターをとらえる貧困削減率などを通じて、サービス給付の効果もかなり反映していると思っています。

金井 ありがとうございます。もう時間が押し迫ってきましたので、司会者の特権で、上野先生、最後コメントを兼ねて何かご発言があったらと思います。

上野千鶴子 閣討ちのような……（笑）。本日私は、認定NPO法人ウィメンズアクションネットワーク（WAN）のメンバーとして最終講義の撮影に伺いました。大沢さんはWANの終身会員でいらっしゃることを、ご紹介申し上げます。皆さんのコメントの中で、大沢さんの功績の中で二つ、とても大事なことを触れられなかつたので、それをご紹介したいと思います。

一つは、大沢さんを編集委員に迎えて、領域を超えた研究者の間で岩波『日本のフェミニズム』という12巻のシリーズと、『岩波女性学辞典』という日本的第一世代の女性学のレガシー（遺産）を作り出したことに、大きな貢献をなさったということをお伝えしたいと思います。

もう一つは、どなたもおっしゃいませんでしたが、東京大学の学内政治において、大沢さんが果たされた役割は非常に大きかったことです。日本でもっとも先進的なモデルケースとなった東京大学ハラスマント防止委員会とハラスマント相談所の設立にあたって、大沢さんのご尽力がどれだけあったかは記憶しておいてください。それに加えて学内に男女共同参画室を作られ、また東大初の女性部局長（社会科学研究所所長）になられました。それから初の女性副学長だったと思いますが。

大沢 違います。

上野 初ではありませんでしたか。私にはとうてい及ばない政治力です（笑）。水面下で動いた大沢さんのご尽力は外には見えませんが、確実に学内を変えてこられたということは、ぜひとも皆さんにお伝えしたいと思います。

最後に質問を一つ。せっかく申琪榮さんがあんなに素晴らしいツッコミをしてくださつたので、その続きを。社研にポスト大沢真理がいるのか。社研どころか、東京大学にポスト大沢真理がいるのか、日本の次の世代にポスト大沢真理はいるのか。そのことについて、

²⁸ Esping-Andersen, G. with John Myles (2009) "The Welfare State and Redistribution", Salverda, W.; Nolan, B. & Smedding, T. eds. *The Oxford Handbook of Economic Inequality*, Oxford: Oxford University Press.

大沢さんご自身がどう考えておられるのかをお聞きしてみたいです（笑）。女性学をけん引してきたセルフメイドの第一世代が、このようにして次々に現役から引退していきます。今壇上に並んでいらっしゃる報告者の方たちは第一世代が育てた40代が中心でいらっしゃいます。お茶大に今あるような領域横断的なジェンダー社会科学のコースやジェンダー研究機構を、私の在任中に東京大学に作ることができなかつたことについて、今日にいたっても痛恨の思いを持っています。大沢さんやわたしたちの思いを受け継いでいただけるポスト大沢真理はどこにいるのか、ぜひ最後に希望を私たちに与えていただきたい、と思います。

大沢 女性として最初の部局長でもなければ、最初の副学長でもありません。部局長としては女性では3人目、副学長としては2人目です。どうでもいいんですけども。ハラスメント防止体制や学内の男女共同参画室を立ち上げたのは事実です。たぶん最長不倒距離になる8年間もハラスメント防止委員を務めました。こんなことは誰にも繰り返してほしくない。どれだけ研究時間を奪われたか。男が起こしたセクハラのせいで（笑）、ということはいまだに思っております。

申さんの質問ですが、第二の上野千鶴子がいないように、第二の大沢真理もいません。そういうのはありえないです。みんなオシリーワンですから、学問はそうやって発展していくものだと思います。少し小さめの第二を作つてどうするんですか。前世代の殻を破るような人たちがどんどん出て、いまここにいるじゃないですか。ただ、東大の学内で博士（ジェンダー学）とか、そういう博士の学位を出せるような状況というのは、どのくらい時間がたつたら作れるのかというち、それは結構遠い道です。

しかしながら、たとえばASNET（アジア日本学ネットワーク）が、研究科や研究所を超えたネットワークとして存在して、授業の単位も出しています。ジェンダー研究のネットワークを、連携研究機構のような形で作つて、そこに教育のレイヤーを設けるというのは、いまの東大の体制ではそれほど難しいことではなくなっています。2、3年くらい前までは、とても難しいことでしたが、いまの体制だとできる。

東京大学は一昨年に指定国立大学というものに指定されました。その指定国立大学に申請するにあたって、東大が出した構想調書のなかに、東大は地球と人類社会の未来に貢献する大学になる。国益などではありません。全人類だけでなく地球も、です。そして、SDGsですね。これを最大限生かして大学を作つていく。知を生産していくとうたい上げています。SDGsのなかでも初期の課題として重要な課題のなかに、経済格差とジェンダー平等をあげています²⁹。その課題への取り組みを誰が担当するんですかと、私は研究科長と研究所長の合同会議などで尋ねたのですが明確な回答はなく、逆に、学内にジェンダー研究者がどのくらいいるかサーベイするタスクが降つきました。サーベイの結果、決して誇れる多さではありませんが、大学の団体が大きいので、人数はそれなりにいることが分かりました。

そういう方々が今後連携研究機構などの形でネットワークを作るということへのハードルは、ずいぶん下がっています。そういうノウハウも退職してからでもお知らせしたりお手伝いするほうがいいかなと思っています。東大がその気になれば世の中も変わる、そ

²⁹ https://www.u-tokyo.ac.jp/focus/ja/articles/n_z1302_00003.html

ういう瀬戸際のところにいるのかもしれません。これもやはり上野さんがまいた種、いろいろな方がまいた種が芽を出し、伸びていると思います。ちなみに私は第一世代だと自分のことを思っていないけれど、第二世代というほど若くないので、1.5 世代かなと思っています。どうもありがとうございました。（拍手）

中村 今のお答えが今日の総括ということでしたので、このあたりでシンポジウムを締めさせていただきたいと思います。今回、社会科学研究所として、この最終報告会を企画させていただいて、中心は金井さんと高松さんですが、私もお手伝いをさせていただきました。社会科学研究所は大沢先生のあと、もちろんタイプはいろいろですが、女性研究者が着実に増えていますので、これから少しずつジェンダーバランスの改善に向けて取り組んでいきたいと思っています。

なお、今回の設営にあたりまして、埼玉大学の金井さんの社会人ゼミ生の方々に、大変なご協力をいただきました。本来だったら、うちのほうから人を出すべきところを、まことに申し訳ないと思いますとともに、心の底から感謝しています。どうもありがとうございました。

以上をもちまして本日の大沢先生の最終報告会を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

付録

大沢真理教授 略歴・主要業績目録（増補版）

略歴

1981年3月 東京大学大学院経済学研究科博士課程単位取得退学
1981年3月～84年3月 東京大学社会科学研究所助手
1985年4月～88年9月 東京都立大学経済学部助教授（大学院も担当）
1987年6月 経済学博士号を取得（東京大学）
1988年10月 東京大学社会科学研究所助教授（以後、大学院経済学研究科を兼任）
1992年10月～93年3月 ドイツ・ベルリン自由大学客員教授
1994年10～11月 ドイツ・ボッフム大学マリー・ヤホダ国際女性学客員教授
1997年11月～ アジア工科大学院ジェンダーと開発専攻客員教員
1998年4月～ 東京大学社会科学研究所教授
2006年5～7月 ドイツ・ハンザ先端研究所フェロー
2009年10月～2014年度 社会科学研究所全所的プロジェクト研究「ガバナンスを問い合わせる」プロジェクトリーダー
2015年4月～2018年3月 東京大学社会科学研究所長
2015年6月～2018年6月 ドイツ研究振興協会 Deutsche Forschungsgemeinschaft (DFG)の
Mercator Fellow
2018年度 東京大学 大学執行役・副学長

業績一覧

I 編著書

1980年代

- (1)『イギリス社会政策史—救貧法と福祉国家—』東京大学出版会、1986年5月、317頁
- (2)『転換期の国家・資本・労働—両大戦間の比較史的研究—』(廣田功・奥田央と共編)、東京大学出版会、1988年2月、304頁
- (3)『フェミニズムって何だろう—あるゼミナールの記録—』(広渡清吾・平石直昭・小森田明夫と共に編著)、日本評論社、1990年6月、237頁

1990年代

- (4)『変容する男性社会—労働、ジェンダーの日独比較—』(原ひろ子と共に編著)、新曜社、1993年7月、329頁
- (5)『企業中心社会を超えて—現代日本を<ジェンダー>で読む—』時事通信社、1993年8月、247頁
- (6)『ライブラリ相関社会科学2 ジェンダー』(原ひろ子・丸山真人・山本泰と共に編)、新世社、1994年9月、404頁

- (7)『アジア・太平洋地域の女性政策と女性学』(原ひろ子・前田瑞枝と共に編)、新曜社
1996年2月、581頁
- (8)『ライブラリ相関社会科学5 現代日本のパブリック・フィロソフィ』(山脇直司・大森弥・松原隆一郎と共に編)、新世社、1998年10月、418頁
- (9)『21世紀の女性政策と男女共同参画社会基本法』(編集代表)、ぎょうせい、2000年5月、303頁

2000年代

- (10)『21世紀の女性政策と男女共同参画社会基本法 改訂版』(編集代表)、ぎょうせい、2002年2月、317頁
- (11)『女性学事典』(井上輝子・上野千鶴子・江原由美子・加納実紀代と共に編)、岩波書店、2002年6月、541頁
- (12)『開発とジェンダー エンパワーメントの国際協力』(田中由美子・伊藤るりと共に編)、国際協力出版会、2002年9月、332頁
- (13)『男女共同参画社会をつくる』NHKブックス 2002年9月、252頁
- (14)『福祉国家とジェンダー』(叢書現代の経済・社会とジェンダー 第4巻) (編著)、明石書店、2004年1月、256頁
- (15)『ユニバーサル・サービスのデザイン 福祉と共生の公共空間』(大西隆・神野直彦・森田朗・植田和弘・莉谷剛彦と共に編、新しい自治体の設計6)、有斐閣、2004年3月、281頁
- (16)『経済危機と学問の危機』(宮本憲一・間宮陽介・内橋克人・吉川洋・神野直彦と共に著、岩波書店創業90年記念シンポジウム)、岩波書店、2004年3月、245頁。
- (17) 平成14年度～15年度科学研究費補助金基盤(B)(1) (研究代表者: 大沢真理) 研究成果報告書『「ニュー・エコノミー」の比較ジェンダー分析—高齢社会のサービス化、情報化と格差問題—』(編著)、2004年5月、260頁+24
- (18)『アジア諸国の福祉戦略』(編著、講座福祉国家のゆくえ4) ミネルヴァ書房、2004年6月、346頁
- (19)『市民がつくるくらしのセーフティネット 信頼と安心のコミュニティをめざして』(川口清史と共に編)、日本評論社、2004年10月、235頁
- (20) Gendering the Knowledge Economy, Comparative Perspectives, co-edited with Sylvia Walby, Heidi Gottfried, Karin Gottschall, Basingstoke and New York: Palgrave Macmillan, 2007, xiv+322
- (21)『現代日本の生活保障システム 座標とゆくえ』岩波書店、2007年3月、251頁
- (22)『生活の協同一排除を超えてともに生きる社会へ』(編著)、日本評論社、2007年4月、287頁
- (23) 平成16年度～平成18年度科学研究費補助金基盤研究(S) (研究代表者: 大沢真理) 研究成果報告書『ニュー・エコノミーと労働・家族・国家—日米欧の比較ジェンダー分析—』(編著) I・II、2008年5月、241頁、312頁
- (24)『ケア その思想と実践6 ケアを実践するしかけ』(編集委員: 上野千鶴子・大熊由紀子・大沢真理・神野直彦・副田義也) 岩波書店、2008年7月、280頁

- (25) 金英訳、韓国語版『現代日本の生活保障システム 座標とゆくえ』ユマニタス、2009年7月、279頁
- (26)『新編 日本のフェミニズム4 権力と労働』(編集委員：天野正子・伊藤公雄・伊藤るり・井上輝子・上野千鶴子・江原由美子・大沢真理・加納実紀代、解説：大沢真理)、岩波書店、2009年8月、321頁
- (27) iCOOP 研究所訳、韓国語版『生活の協同一排除を超えてともに生きる社会へ』(編著)、iCOOP 研究所、2009年11月、284頁
- (28)『女性の貧困化に社会はどう立ち向かうのか—グローバル危機の中での日仏比較』(日仏女性研究学会・日仏会館研究センターと共に編)、GCOE「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」社会科学研究所連携拠点研究シリーズ No.1、2010年2月、137頁
- (29)『ジェンダー平等と多文化共生—複合差別を超えて』(辻村みよ子と共に編)、東北大学出版会、2010年3月、263頁
- (30) *Gender Equality in Multicultural Societies: Gender, Diversity, and Conviviality in the Age of Globalization*, co-edited with Tsujimura, Miyoko, Sendai: Tohoku University Press, 2010, 291
- (31)『公開シンポジウム 『ニーズ中心の福祉社会へ：当事者主権の次世代福祉戦略』(上野千鶴子・中西正司編、2008年) を読み解く』(編著)、GCOE「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」社会科学研究所連携拠点研究シリーズ No.2、2010年3月、49頁
- (32)『いまこそ考えたい 生活保障のしくみ』岩波ブックレット No. 790、2010年9月、71頁
- (33)『国際共同シンポジウム 日韓社会における貧困・不平等・社会政策：ジェンダーの視点からの比較』(韓栄恵と共に編)、GCOE「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」社会科学研究所連携拠点研究シリーズ No. 3、2010年11月、251頁

2010年代

- (34) *Social Security in Contemporary Japan, A comparative analysis*, London and New York: Routledge/University of Tokyo Series, 2011, 222
- (35)『社会的経済が拓く未来—危機の時代に「包摂する社会」を求めて—』(編著)、ミネルヴァ書房、2011年6月、257頁
- (36)『ポスト3.11の構想—日本の政治と社会—』(住沢博紀、宮本太郎、山口二郎、アンドリュー・デヴィット、浅倉むつ子、駒村康平と共に著)、2011年8月、生活研ブックス32、80頁
- (37)『ジェンダー社会科学の可能性 第2巻 承認と包摂へ 労働と生活の保障』(編著)、岩波書店、2011年8月、222頁
- (38)『「災害・復興と男女共同参画」6.11シンポジウム～災害・復興に男女共同参画の視点を～』(堂本暁子・山地久美子と共に編、皆川満寿美が編集補佐) GCOE「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」社会科学研究所連携拠点研究シリーズ No. 4、2011年9月、76頁+204頁+11頁
- (39) エスピン=アンデルセン、G. 著、大沢真理監訳 (共訳者：不破麻紀子・田宮遊子・

今井貴子・富江直子)『平等と効率の福祉革命—新しい女性の役割』岩波書店、2011年11月、246頁

- (40)『ジェンダー社会科学の可能性 第4巻 公正なグローバル・コミュニティを—地球的視野の政治経済』岩波書店、2011年12月、210頁
- (41)『集中討議・ジェンダー社会科学の可能性』(辻みよ子と共同監修、萩原久美子・皆川満寿美・李善姫・中根一貴・中村文子・西山千恵編集)、GCOE「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」社会科学研究所連携拠点研究シリーズNo.5、2012年8月、116頁
- (42)『ジェンダー、多様性、東北復興—3年目に続くガバナンスの機会と課題—／*Gender, Diversity and Tohoku Reconstruction: Governance Challenges and Opportunities Two Years On*』(スティール若希と共に編、日本語監訳)、GCOE「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」社会科学研究所連携拠点研究シリーズNo.6、ISSリサーチシリーズNo.53、2013年3月、119頁
- (43)『復興を取り戻す 発信する東北の女たち』(萩原久美子・皆川満寿美と共に編)、岩波書店、2013年4月、147頁
- (44) *Reconsidering Governance: An Interdisciplinary Approach; Record of an International Symposium*, Tokyo, May 21, 2013, edited with Masako Sugino, ISS Research Series No. 55, p. 104
- (45)『生活保障のガバナンス—ジェンダーとお金の流れで読み解く—』有斐閣、2013年12月、441頁
- (46) 日本学術会議東日本大震災復興支援委員会産業振興・就業支援分科会『提言 被災者に寄り添い続ける就業支援・産業振興を』(委員長としてとりまとめ)、2014年9月、23頁
- (47) ウォルビー、S. H・ゴットフリート、K・ゴットシャル、大沢真理共編、大沢真理編訳『知識経済をジェンダー化する—労働組織・規制・福祉国家』ミネルヴァ書房(Iの(20)の増補日本語訳)、2016年8月、402頁
- (48) 東京大学社会科学研究所・大沢真理・佐藤岩夫編『ガバナンスを問い合わせI 越境する理論のゆくえ』東京大学出版会、2016年11月11日、272頁、『ガバナンスを問い合わせII 市場・社会の変容と改革政治』東京大学出版会、2016年11月11日、288頁
- (49)『第28回社研シンポジウム(国際シンポジウム)「知識経済をジェンダー化していく」の記録』(編)、社会科学研究所研究シリーズ第63号、2018年3月、111頁
- (50)『『社会への投資—〈個人〉を支える 〈つながり〉を築く』合評会の記録』(三浦まりと共に編)、社会科学研究所研究シリーズNo.65、2018年9月、51頁

II 論説

1970年代

- (1)「「自由主義」の社会福祉の理念に関する基礎研究—19世紀初葉イギリスにおける救貧法改革の場合—」、岡田与好編『19世紀の諸改革』木鐸社、1979年6月、13-85頁

1980 年代

- (2) 「ウェップ夫妻と『1909 年救貧法報告』、『社会科学研究』34 卷 1 号、1982 年 7 月、117 - 170 頁
- (3) 「エド温・チャドウイックの「公共経済学」—イギリス「社会政策」理念の源流—」、岡田与好編『現代国家の歴史的源流』東京大学出版会、1982 年 12 月、83 - 111 頁
- (4) 「ベヴァリッジ・プランと「平等主義」」、『社会科学研究』34 卷 5 号、1983 年 2 月、111 - 136 頁
- (5) 「学説史上の「競争」と「独占」—エド温・チャドウイックの「公共経済学」—」、岡野行秀・根岸隆編『公共経済学の展開』東洋経済新報社、1983 年 9 月、3 - 16 頁
- (6) 「「新救貧法」のインパクト—“right to relief” を主軸として—」、『社会科学研究』35 卷 3、4 号、1983 年 10 月、12 月、1 - 72 頁、161 - 256 頁
- (7) 「戦間期イギリスにおける失業政策の展開—ベヴァリッジ報告への道—」、東京大学社会科学研究所編『福祉国家 1 福祉国家の形成』東京大学出版会、1984 年 9 月、143 - 211 頁
- (8) 「戦間期イギリス労働党の社会政策—「ナショナル・ミニマム」を中心として—」、『社会科学研究』37 卷 4 号、1985 年 11 月、251 - 297 頁
- (9) 「充分性、最低生活費、ナショナル・ミニマム—高山報告、木村報告に接して—」、『社会政策叢書』編集委員会編『社会政策の危機と国民生活（社会政策学会研究大会 社会政策叢書第 10 集）』啓文社、1986 年 10 月、35 - 55 頁
- (10) 「「ゆとり」の不平等—東京都生計分析調査の数値から—」、日本科学者会議『日本の科学者』Vol.22, No. 5、1987 年 5 月、49 - 53 頁
- (11) 「イギリス 1834 年救貧法—“right to relief” を中心として—」、『社会事業史研究』第 15 号、1987 年 10 月、71 - 79 頁
- (12) 「大学教職員賃金を通じて見た人勧制度の問題点—「科学性」・「客觀性」はどこに?—」（西田美昭、佐口和郎と共に）、『日本の科学者』Vol.22, No. 12、1987 年 12 月、32 - 38 頁
- (13) 「両大戦間イギリスにおける「独占」・「団結」と産業「計画化」—1930 年代に焦点をあてて—」[I の (2) 所収]、1988 年 2 月、279 - 304 頁
- (14) 「ウーマン・ラヴィングが地球を救う」[I の (3) 所収]、1990 年 6 月、113 - 134 頁

1990 年代

- (15) 「フェミニズムと歴史学—経済学研究から—」、『歴史学研究』No. 626、1991 年 11 月、187 - 195 頁
- (16) 「雇用の女性化—日本の特徴—」、『労働の科学』47 卷 2 号、1992 年 1 月、4 - 7 頁
- (17) 「現代日本社会と女性—労働・家族・地域—」、東京大学社会科学研究所編『現代日本社会 6 問題の諸相』東京大学出版会、1992 年 1 月、33 - 79 頁
- (18) 「女性化する雇用—日本の特徴」、昭和女子大学『女性文化研究所紀要』10 号、1992 年 7 月、11 - 21 頁

- (19) 「産業構造の再編と「雇用の女性化」—1973～1985年—」、栗田健編『現代日本の労使関係—効率性のバランスシート—』労働科学研究所出版部、1992年8月、103 - 128頁
- (20) "Corporate-Centered Society and Women's Labor in Japan Today," *U.S.-Japan Women's Journal*, English Supplement, No. 3, September 1992 pp. 3-35.
- (21) "Women and Japanese Society Today, Political Measures with Respect to Marginalized Labour Force," Tokunaga, Shigeyoshi, N. Altmann and H. Demes (eds.), *New Impacts on Industrial Relations, Internationalization and Changing Production Strategies*, Monographien aus dem Deutschen Institut fur Japanstudien, Bd. 3, iudicium. 1992, pp. 411-431.
- (22) 「現代日本の社会保障と女性の自立」、社会保障研究所編『女性と社会保障』東京大学出版会、1993年1月、13 - 34頁
- (23) "Feminization of Employment in Japan," *Annals of the Institute of Social Science*, No. 34, March 1993 pp.47-70.
- (24) 「日本における「労働問題」研究と女性—社会政策学会の軌跡を手がかりとして—」、社会政策学会年報第37集『現代の女性労働と社会政策』御茶の水書房、1993年6月3-21頁
- (25) 「会社人間さようなら—企業中心社会の形成と社会政策のジェンダー・バイアス—」[Iの(4)所収]、1993年7月、188 - 226頁
- (26) 「労働、社会政策とジェンダー—日独比較のための試論—」[Iの(4)所収]、1993年7月、318 - 329頁
- (27) 「日本のパートの現状と課題」、『ジュリスト』1026号、1993年7月、133 - 137頁
- (28) 「日本型福祉国家—企業中心社会の危うい福祉」、戸塚秀夫・徳永重良編著『現代日本の労働問題—新しいパラダイムを求めて—』ミネルヴァ書房、1993年12月、229 - 261頁
- (29) 「研究ノート「家事労働はなぜタダか」をてがかりにして」、『社会科学研究』45卷3号、1993年12月、239 - 273頁
- (30) "'Companyism' oder: Der mannlichkeitszentrierte Charakter der japanischen Gesellschaft," Esser, Martin & Kaoru Kobayashi (Hrsg.), *Kaishain, Personalmanagement in Japan*, Verlag fur Angewandte Psychologie Gottingen, Stuttgart 1994, pp.31-49.
- (31) 「日本の「パートタイム労働」とはなにか」、『季刊労働法』170号、1994年3月、34 - 51頁
- (32) "Bye-bye Corporate Warriors: The Formation of a Corporate-Centered Society and Gender-Biased Social Policies in Japan," *Annals of the Institute of Social Science*, No. 35, March 1994, pp. 157-194.
- (33) 「日本の社会科学とジェンダー—社会政策論と労働研究の系譜にそくして—」[Iの(6)所収]、1994年9月、2 - 25頁
- (34) 「研究ノート「家族労働の搾取、労働力の価値、家族賃金イデオロギー」」、『社会科学研究』46卷3号、1994年12月、273 - 280頁
- (35) 「「変わる」日本のシステムとジェンダー—雇用・産業構造・福祉国家—」、村松安子・

- 村松泰子編『エンパワーメントの女性学』有斐閣、1995年8月、138 - 159頁
- (36)「企業中心社会を超える」、基礎経済科学研究所編『働く女性と家族のいま① 日本型企業社会と女性』青木書店、1995年9月、157 - 185頁
- (37)「『企業中心社会』は変革されるのか—第6回社研シンポに寄せて—」、『社会科学研究』47卷2号、1995年10月、124 - 142頁
- (38)「社会保障制度審議会の勧告をジェンダーで読む」、『賃金と社会保障』1164号、1995年10月、10 - 19頁
- (39)「労働のジェンダー化」、岩波講座現代社会学 11『ジェンダーの社会学』岩波書店、1995年11月、85 - 106頁
- (40)「『福祉国家比較のジェンダー化』とベヴァリッジ・プラン」、『社会科学研究』47卷4号、1995年12月、87 - 107頁
- (41) "Unternehmenszentrierte Gesellschaft und Arbeit von Frauen im heutigen Japan," Jurgens, Ulrich (Hrsg.), *Stützpfiler des japanischen Erfolgsmodells: Gewerkschaften, Frauenarbeit, Personalmanagement im schlanken Produktionssystem*, Hans Bockler Stiftung, Dusseldorf, 1996, pp. 47-86.
- (42)「社会政策総論へのジェンダー・アプローチ—企業中心社会は効率的か—」、西村豁通・中西洋・竹中恵美子編『個人と共同体の社会科学—近代における社会と人間—』ミネルヴァ書房、1996年3月、123 - 142頁
- (43)「技術選択とジェンダー—ジェンダー研究からの覚書—」、社会政策学会年報第40集『技術選択と社会・企業』御茶の水書房、1996年5月、41 - 58頁
- (44) "Will the Japanese Style System Change? Employment, Gender and Welfare State," *The Journal of Pacific Asia*, No. 3, 1996, pp. 69-94.
- (45)「日本のシステムは変わらぬのか?—雇用、ジェンダー、福祉国家—」、アジア太平洋研究会・編集委員会編 *The Journal of Pacific Asia*, vol.3, 1996年、73 - 93頁
- (46)「『男女共同参画ビジョン』の特徴と意義—男女共同参画審議会メンバーの一人として」、フォーラム・「女性と労働21」『女性と労働21』No. 18、1996年11月、6 - 38頁
- (47)「大競争のなかの『新・日本の経営』—ジェンダーと社会階層へのインパクト」、『女性労働研究』No. 31、1997年1月、4 - 9頁
- (48) "Abschied von der Betriebsgesellschaft? Die Herausbildung der betriebszentrierten Gesellschaft und der vergeschlechtlichten Sozialpolitik in Japan," Lenz, Ilse, Michiko Mae (Hrsg.), *Getrennte Welten, gemeinsame Moderne? Geschlechterverhältnisse in Japan*, Leske+Budrich, Opladen 1997, pp.271-315.
- (49)「『パートタイム』労働と均等待遇原則—経済学的アプローチ—」、『日本労働法学会誌』90号、1997年10月、95 - 110頁
- (50) "The Feminization of the Labour Market," Banno Junji (ed.), *The Political Economy of Japanese Society, Volume 2: Internationalization and Domestic Issues*, Oxford: Oxford University Press, 1998, pp. 143-174.
- (51)「橋本6大改革のジェンダー分析」[Iの(8)所収]、1998年10月、241 - 270頁
- (52)「第2章 社会保障政策」、毛利健三編『現代イギリス社会政策史—1945 - 1990年』ミ

ネルヴァ書房、1999年3月、89 - 153頁

- (53)「開発政策の比較ジェンダー分析のモデル」、国立婦人教育会館『女性のエンパワーメントと開発—タイ・ネパール調査から—』平成6年度～平成10年度開発と女性に関する文化横断的調査研究報告書、1999年3月、245 - 270頁
- (54)「タイ・ネパール質問票調査結果および解説」、国立婦人教育会館『女性のエンパワーメントと開発—タイ・ネパール調査から—』平成6年度～平成10年度開発と女性に関する文化横断的調査研究報告書、1999年3月、18 - 74頁
- (55)「公共空間を支える社会政策—セイフティネットを張り替える」、神野直彦・金子勝編『『福祉政府』への提言 社会保障の新体系を構想する』岩波書店、1999年12月、186 - 223頁
- (56)「アジア経済危機のジェンダー分析—雇用、失業、生活と政策」、加瀬和俊・田端博邦編『失業問題の政治と経済』日本経済評論社、2000年4月、159 - 182頁
- (57) "Government Approaches to Gender Equality in the mid-1990s," *Social Science Japan Journal*, vol.3, No.1, April 2000, pp. 3-19.
- (58)「第8章 政策決定システムにおけるジェンダーの主流化」、山口定・神野直彦編『2025年 日本の構想』岩波書店、2000年10月、161 - 173頁
- (59)「第14章 公共空間を支えるセーフティ・ネット」、山口定・神野直彦編『2025年 日本の構想』岩波書店、2000年10月、278 - 305頁
- (60)「非営利・協同セクターをどうとらえるか—社会政策のジェンダー分析の立場から」、『生活協同組合研究』297号、2000年10月、13 - 17頁

2000年代

- (61)「「個人単位」の社会的セイフティネットを」、社会政策学会誌第5号『自己選択と共同性—20世紀の労働と福祉—』法律文化社、2001年3月、119 - 131頁
- (62)「テーマ別分科会「提言: ジェンダー政策パッケージ—均等待遇と個人単位」座長 報告」、社会政策学会誌第5号『自己選択と共同性—20世紀の労働と福祉—』法律文化社、2001年3月、133—135頁
- (63)「非正規は差別されていないか」、上井喜彦・野村正實編『日本企業 理論と現実』ミネルヴァ書房、2001年10月、55—81頁
- (64)「福祉国家と平等—社会政策の比較ジェンダー分析の立場から—」、社会政策学会誌第6号『「福祉国家」の射程』法律文化社、2001年10月、99 - 115頁
- (65) "People in Irregular Modes of Employment: Are They Really Not Subject to Discrimination?" *Social Science Japan Journal*, Vol.4 No.2, Oct. 2001, pp. 183-199.
- (66)「男女共同参画影響調査」の基本的考え方」、『社会政策研究』2号、2001年11月、49 - 71頁
- (67)「社会・ジェンダー視点に立った政策評価—社会政策の比較ジェンダー分析の立場から—」、『日本評価研究』2号、2001年12月、1 - 11頁
- (68)「第7章 日本型福祉国家」、戸塚秀夫・徳永重良編著『現代日本の労働問題〔増補版〕—新しいパラダイムを求めて—』ミネルヴァ書房、2001年12月、273 - 311頁
- (69) "Twelve Million Full-time Housewives: The Gender Consequences of Japan's Postwar Social

Contract,” Zunz, Olivier, Leonard Schoppa and Nobuhiro Hiwatari (eds.), *Social Contracts under Stress, The Middle Classes of America, Europe and Japan at the Turn of the Century*, New York: Russell Sage Foundation, 2002, pp. 255-277.

- (70) “Gendering Labor in the Context of Japan’s Labor and Social Policy Studies,” Park, Sung-Jo, A. Holzhausen, and B. Lunau, (eds.) *Social Science-Centered Studies on Modern Japan*, Berlin: Institute for East Asia Studeis, Freie Universitaet Berlin, 2002, pp. 113-131.
- (71) “How has the Lost Decade Started? Issues of the “Corporate-Centered Society” and its Reforms in the Early 1990s”, le Grand, Carl and Toshiko Tsukaguchi-le Grand (eds.), *Women in Japan and Sweden, Work and Family in Two Welfare Regimes* (Almqvist & Wiksell International 2003), pp. 45-62.
- (72) 「格差／平等論と社会政策の改革—ジェンダー視点から」、樋口美雄+財務省財務総合政策研究所編『日本の所得格差と社会階層』日本評論社、2003年12月、187 - 204頁
- (73) 「「男性稼ぎ主」型から脱却できるか 社会政策のジェンダー主流化」、社会政策学会誌第11号『新しい社会政策の構想 20世紀的前提を問う』法律文化社、2004年3月、52-66頁
- (74) 「綻びる日本型セーフティネット」[I の (19) 所収]、2004年10月、11-34頁
- (75) 「逆機能に陥った日本型セーフティネット」、橋本俊詔編『リスク社会を生きる』岩波書店、2004年12月、53 - 84頁.
- (76) “Koizumi’s ‘robust policy’: governance, the Japanese welfare employment regime and comparative gender studies”, Hook, Glenn D. (ed.) *Contested Governance in Japan, Sites and issues*, London and New York: RoutledgeCurzon, 2005, pp. 111-129.
- (77) 「逆機能する日本の生活保障システム—社会保険の空洞化と少子高齢化—」、『国際ジエンダー学会誌』第3号、2005年9月、35 - 61頁.
- (78) 「逆機能に陥った日本型生活保障システム」、東京大学社会科学研究所編『「失われた10年」を超えて〔1〕経済危機の教訓』東京大学出版会、2005年12月、175 - 201頁
- (79) 「福祉：生活保障から逃避する日本企業」、工藤章・橘川武郎・グレン・D・フック編『現代日本企業 企業体制 下 秩序変容のダイナミクス』有斐閣、2005年12月、155 - 179頁.
- (80) 「空洞化する社会的セーフティネット—社会保障改革の失われた15年」、東京大学社会科学研究所編『「失われた10年」を超えて〔2〕小泉改革への時代』東京大学出版会、2006年2月、279 - 309頁
- (81) 「社会的排除の装置となった「男性稼ぎ主」型セーフティネット」、武川正吾、イ・ヘギョン編『福祉レジームの日韓比較 社会保障・ジェンダー・労働市場』東京大学出版会、2006年3月、231 - 255頁
- (82) 「「生活の協同」の意義—社会的排除の文脈の中で」、現代生協論編集委員会編『現代生協論の探求<理論編>』コープ出版、2006年5月、31 - 58頁。
- (83) “Comparative Livelihood Security Systems from a Gender Perspective, with a Focus on Japan”, Walby, Sylvia, Heidi Gottfried, Karin Gottschall and Mari Osawa (eds.) *Gendering the Knowledge Economy, Comparative Perspectives*, Basingstoke and New York: Palgrave Macmillan, 2007, pp. 81-108.

- (84) 「いま、なぜ、「生活の協同」なのか」〔I の (22) 所収〕、2007 年 3 月、3 - 28 頁
- (85) “The Livelihood Security System and Social Exclusion: the ‘Male Breadwinner’ Model Revisited”, Lenz, Ilse, Charlotte Ullrich and Barbara Fersch (eds.) *Gender Orders Unbound? Globalisation, Restructuring and Reciprocity*, Opladen and Farmington Hills: Barbara Budrich Publishers, 2007, pp. 277-301.
- (86) 「調査研究の趣旨と成果概要」(神田道子と共に著), 平成 17 年度～18 年度科学研究費補助金基盤研究 (B) (研究代表者: 神田道子) 研究成果報告書『アジア太平洋地域の人身取引問題と日本の国際貢献—女性のエンパワーメントの視点から—』、2007 年 6 月、1-4 頁
- (87) 「「送り出し」地の地域事情、家族の状況」, 平成 17 年度～18 年度科学研究費補助金基盤研究 (B) (研究代表者: 神田道子) 研究成果報告書『アジア太平洋地域の人身取引問題と日本の国際貢献—女性のエンパワーメントの視点から—』、2007 年 6 月、7 - 12 頁
- (88) 「東アジアの社会政策を考える視点」、社会政策学会誌第 18 号『経済発展と社会政策 東アジアにおける差異と共通性』法律文化社、2007 年 9 月、19 - 32 頁
- (89) 「国際比較のなかの日本—“両立支援”型生活保障システムの構築と日本の課題—」、女性労働問題研究会編『女性労働研究』No. 52、2008 年 1 月、7 - 22 頁
- (90) 「高齢者介護システムの国際比較」、編集委員: 上野千鶴子・大熊由紀子・大沢真理・神野直彦・副田義也『ケア その思想と実践 5 ケアを支えるしくみ』岩波書店、2008 年 6 月、189 - 204 頁
- (91) 「福祉の最適混合を目指して」〔I の(24)所収〕、2008 年 7 月、1 - 28 頁
- (92) 「三つの福祉政府体系と当事者主権」、上野千鶴子+中西正司編『ニーズ中心の福祉社会へ 当事者主権の次世代福祉戦略』医学書院、2008 年 10 月、178 - 199 頁
- (93) 「生活保障システムという射程の社会政策研究」、『社会政策』創刊号、ミネルヴァ書房、2008 年 10 月、31 - 43 頁
- (94) 日本学術会議社会学委員会経済学委員会合同 包摂的社会政策に関する多角的検討分科会『提言—経済危機に立ち向かう包摂的社会政策のために』2009 年 6 月 25 日 (分科会副委員長としてとりまとめ)
- (95) 「希望が台無し 逆機能する生活保障システム」、東大社研・玄田有史・宇野重規編『希望学 [4] 希望のはじまり 流動化する世界で』東京大学出版会、2009 年 7 月、154 - 183 頁
- (96) 「女性の抵抗が世界を持続可能にする」〔I の(26)所収〕、2009 年 8 月、1 - 39 頁
- (97) 「生活保障システムとグローバル経済危機」〔I の(29)所収〕、2010 年 3 月、49 - 72 頁
- (98) “Challenges to the Livelihood Security System in Japan from a Gender Perspective,” 〔I の (30)所収〕, 2010, pp.73-96.
- (99) 日本学術会議日本の展望委員会社会の再生産分科会『提言 誰もが参加する持続可能な社会を』(分科会委員長としてとりまとめ)、2010 年 4 月 5 日、27 頁
- (100) 「まえがき」(神野直彦と共に著), 現代生協論編集委員会編『現代生協論の探求 新たなステップをめざして』コープ出版、2010 年 6 月、3 - 11 頁
- (101) 「生活保障システムの再構築と生活の協同」、現代生協論編集委員会編『現代生協論

の探求 新たなステップをめざして』コープ出版、2010年6月、19 - 43頁

- (102)「ガバナンスを問い合わせ—福祉レジーム、資本主義の多様性、生活保障ガバナンス—」、
Discussion Paper Series 全所的プロジェクト研究 ガバナンスを問い合わせ直す No. 1、
2010年8月、28頁+配布資料
- (103) "Introduction: Income Inequality, Social Exclusion and Redistribution," *Social Science Japan Journal*, Vol. 13, No. 1, 2010, pp. 1-3.
- (104) "Reconstructing the Livelihood Security System through Co-operation," The Consumer Co-operative Institute of Japan (ed.), *Toward Contemporary Co-operative Studies: Perspectives from Japan's Consumer Co-ops*, Tokyo: Consumer Co-operative Institute of Japan, 2010, pp. 184-206.

2010年代

- (105)「社会保障・税一体改革に求められる課題とはなにか」、地方財務協会『地方税』2011年1月号、2 - 8頁
- (106)「序章 危機の時代と社会的経済」[Iの(35)所収]、2011年6月、1 - 10頁
- (107)「社会的経済の戦略的意義—EUと日本の2000年代経済社会ガバナンスを対比して」、
[Iの(35)所収]、2011年6月、13 - 44頁
- (108)「おわりに」[Iの(35)所収]、2011年6月、251 - 254頁
- (109)「序論 経験知からの学の射程の広がり」[Iの(37)所収]、2011年8月、1 - 18頁
- (110)「経済学・社会政策の再構築—生活保障システム論」[Iの(37)所収]、2011年8月、
21 - 41頁
- (111)「生活保障システムと経済・社会の危機」、『生活協同組合研究』No. 428、2011年9月、12 - 19頁
- (112)「危機や災害に脆い社会を再構築するために—「男性稼ぎ主」型からの脱却を—」、
フォーラム・「女性と労働21」『女性と労働21』No.78、2011年10月、29 - 41頁
- (113)「解題」(難波早希と共に著) [Iの(39)所収]、2011年11月、179 - 204頁
- (114)「序論 グローバル社会政策の構想」[Iの(40)所収]、2011年12月、1 - 17頁
- (115) "Gender-Equality and the Revitalization of Japan's Society and Economy under Globalization," a Background Paper for the World Bank, *World Development Report 2012: Gender Equality and Development*, 2011.
- [http://siteresources.worldbank.org/INTWDR2012/Resources/7778105-1299699968583/7786210-1322671773271/osawa-JICA-RI-Japan-1-\(Osawa\).pdf](http://siteresources.worldbank.org/INTWDR2012/Resources/7778105-1299699968583/7786210-1322671773271/osawa-JICA-RI-Japan-1-(Osawa).pdf).
- (116)「グローバル化、金融経済危機と生活保障システム」、『ジェンダー研究』第15号、
2012年3月、33 - 47頁
- (117) "Japan's Postwar Model of Economic Development has Rendered Japanese Society Vulnerable to Crises and Disasters", Tohoku University Global COE on Gender Equality and Multicultural Conviviality in the Age of Globalization *GEMC Journal*, Vol. 8, 2013.3: pp. 22-40.
- (118)「福祉レジーム論から生活保障システム論へ」、グローバル時代の男女共同参画と多文化共生『GEMC journal』No. 9、2013年3月、6 - 28頁

- (119) 「人身取引対策とジェンダー平等 コメント」、グローバル時代の男女共同参画と多文化共生『GEMC journal』No. 10、2013年3月、23 - 26頁
- (120) スティール若希著、大沢真理監訳「民主的実践としてのジェンダー平等と異文化間能力へのアプローチ」、グローバル時代の男女共同参画と多文化共生『GEMC journal』No. 10、2013年3月、58 - 72頁
- (121) 「「民主的実践としてのジェンダー平等と異文化間能力へのアプローチ コメント」、グローバル時代の男女共同参画と多文化共生『GEMC journal』No. 10、2013年3月、72 - 73頁
- (122) “‘Reconsidering Governance’ : Insights from the International Symposium”, *Social Science Japan*, No. 49, September 2013, pp. 3-6.
- (123) 「生活保障のガバナンス—所得貧困にそくして—」、『社会政策』5巻3号、2014年3月、74 - 85頁
- (124) “Is Japan the mirror-image of Denmark, and Why?” 『社会政策』5巻3号、2014年3月、pp. 98-112.
- (125) 「特集「福井県における生活保障のガバナンス」序 本特集の趣旨と概要」、『社会科学研究』65巻1号、2014年5月、1 - 12頁
- (126) 「日本の生活保障システムは逆機能している—税・社会保障制度の累進性に焦点を当てて—」、『貧困研究』13号、2014年11月、17 - 28頁
- (127) 「解題」、岡田与好『競争と結合—資本主義的自由経済をめぐって—』蒼天社出版、2014年12月、i-xvii頁
- (128) 「日本の社会政策は就業や育児を罰している」、『家族社会学研究』27(1)、2015年4月、23 - 35頁
- (129) 「男性稼ぎ主」型の悲惨な現実と脱却の道—非営利・協同セクターが共倒れしないために—」、『協同組合研究』34(2)、2015年6月、1 - 13頁
- (130) 「アベノミクスと働き方改革」、『立教経済学研究』69(1)、2015年7月、201 - 206頁
- (131) 「基調講演2 逆機能を解消して機能強化を」、『季刊社会保障研究』51(2)、2015年9月、149 - 159頁
- (132) 「日本の生活保障システムは逆機能している—2000年代の比較ガバナンス」、『女性労働研究』60、2016年3月、24 - 40頁
- (133) 「税・社会保障一体改革により、「逆機能」の解消を」、岸 - 金堂玲子・森岡孝二編著『健康・安全で働き甲斐のある職場を作る—日本学術会議の提言を実効あるものに—』ミネルヴァ書房、2016年3月、259 - 267頁
- (134) 「税・社会保障の純負担を比較ジェンダー分析すると」、『社会政策』9(1)、2017年7月、12 - 28頁
- (135) (陈斌訳)「日本生活保障制度的反作用研究—基于2000年后“治理”的国际比较」『社会保障評論』1(3)、2017年7月、116 - 134頁
- (136) 「「社会への投資」としての貧困削減」、三浦まり編『社会への投資—<個人>を支える<つながり>を築く』岩波書店、2018年3月、165 - 194頁
- (137) 三浦まり・宮本太郎・大沢真理「終章 「社会への投資」に向けた総合戦略」、三浦まり編『社会への投資—<個人>を支える <つながり>を築く』岩波書店、2018年

3月，277 - 295 頁

- (138) 「逆機能する税・社会保障制度—アベノミクスはなにをしたのか—」『経済社会とジエンダー』3、2018年6月、5 - 22頁
- (139) "A Reverse-Functioning System: Japan's Social Security System and Tax Progression in the Early Twenty-First Century," Huerlimann, Gisela, Elliot Brownlee and Eisaku Ide (eds.) *Worlds of Taxation; The Political Economy of Taxing, Spending, and Redistribution Since 1945*, Palgrave Macmillan, August 2018, pp. 245-267.
- (140) 「補論 「第4次産業革命で劣後する日本企業と一般的信頼」、三浦まり・大沢真理共編『社会への投資—〈個人〉を支える 〈つながり〉を築く』合評会の記録』、社会科学研究所研究シリーズ No.65、2018年9月、47 - 51頁

III 競争的研究資金等によるプロジェクト

- (1) 1982年度科研費奨励研究(A):課題番号 57730028「近代イギリスにおける社会政策の展開—自助イデオロギーと「市場の失敗」—」(研究代表者)、700千円
主な業績: I - (1)・(2)
- (2) 1987年度科研費一般研究C:課題番号 62530032「日本の社会保障・福祉—日本型福祉国家の形成と転回—」(研究代表者)、800千円
主な業績: I - (4)・(5)、II - (22)
- (3) 1988-90年度科研費総合研究A:課題番号 63301083「労働経済の変容と労働組合機能に関する実証的研究」(研究代表者:栗田健。大沢は研究分担者)、5,800千円
主な業績: II - (17)・(19)・(20)・(21)・(23)
- (4) 1993-94年度科研費国際学術研究:課題番号 05041033「アジア及び太平洋地域における女性政策と女性の社会参画に関する調査研究」(研究代表者:1993年度は原ひろ子、94年度は前田瑞枝、大沢は研究分担者)、10,000千円
主な業績: I - (7)
- (5) 1996年度科研費国際学術研究:課題番号 08041085「アジアにおける〈開発と女性〉に関する文化横断的調査研究」(研究代表者:大野曜、大沢は研究分担者)、8,000千円
主な業績: II - (53)・(67)
- (6) 1997-1998年度科研費基盤(B):課題番号 09430006「日本企業の労働関係・企業間関係に関する理論的・実証的研究」(研究代表者:上井喜彦、大沢は研究分担者)、4,400千円
主な業績: II - (63)・(65)
- (7) 1997年度科研費国際学術研究:課題番号 09041091「アジアにおける〈開発と女性〉に関する文化横断的調査研究」(研究代表者:大野曜、大沢は研究分担者)、7,900千円
主な業績: II - (54)、I - (12)
- (8) 2002-03年度科研費基盤(B):課題番号 14310073「「ニュー・エコノミー」の比較ジエンダー分析—高齢社会のサービス化、情報化と格差問題—」(研究代表者)、13,800千円
主な業績: I - (17)・(20)

- (9) 2004-05 年度科研費基盤 (B) : 課題番号 16402028 「アジアにおける経済のグローバリゼーションとジェンダー構造の変化」(研究代表者: 横田伸子、大沢は研究分担者)、13,600 千円
主な業績: II - (75) • (80)
- (10) 2004-06 年度科研費基盤 (S) : 課題番号 16101010 「ニュー・エコノミーと労働・家族・国家一日・米・欧の比較ジェンダー分析—」(研究代表者)、80,210 千円
主な業績: I - (21) • (23) • (25)
- (11) 2005-06 年度科研費基盤 (B) : 課題番号 17310155 「アジア太平洋地域の人身取引問題と日本の国際貢献-女性のエンパワーメントの視点から」(研究代表者: 神田道子、大沢は研究分担者)、14,900 千円
主な業績: II - (86) • (87)
- (12) 2007-09 年度科研費基盤 (A) : 課題番号 19201055 「生活保障システムの比較ジェンダー分析—調整された市場経済における社会的排除の諸相—」(研究代表者)、48,230 千円
主な業績: I - (32) • (34)
- (13) 2008-11 年度科研費基盤 (B) : 課題番号 20310157 「人間の安全保障と人身取引—エンパワーメント視点からのアプローチ—」(研究代表者: 中野洋恵、大沢は研究分担者)、18,850 千円
主な業績: I - (40)
- (14) 2008-12 年度文部科学省革新的・先導的教育研究プログラムの開発推進グローバル COE プログラム「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」(プログラムリーダー: 辻村みよ子、大沢は社会科学研究所連携拠点リーダー)、約 1,042,409 千円 (連携拠点に 20% を配分)
主な業績: I - (28) • (29) • (30) • (31) • (33) • (37) • (38) • (40) • (41) • (42) • (43)
- (15) 2010-12 年度科研費基盤 (B) : 課題番号 22330020 「地域住民の生活保障と多機関連携 (ローカル・ガバナンス) の制度構築」(研究代表者: 佐藤岩夫、大沢は研究分担者)、17,810 千円
主な業績: I - (44)
- (16) 2010-12 年度科研費基盤 (A) : 課題番号 22241059 「生活保障システムとグローバル経済危機—6か国の比較ジェンダー分析—」(研究代表者)、33,410 千円
主な業績: I - (35) • (39)
- (17) 2012-14 年度科研費基盤 (C) : 課題番号 24602001 「共生社会構築のための比較立法政策論的・学際的研究—社会保障制度研究を中心に—」(研究代表者: 辻村みよ子、大沢は研究分担者)、5,590 千円
主な業績: II - (117) • (118)
- (18) 2013 年 10 月 21 日-2015 年度科研費基盤 (A) : 課題番号 25243009 「社会的脆弱性／レジリエンスの比較ジェンダー分析—生活保障システム論の新展開—」(研究代表者)、42,250 千円
主な業績: I - (45) • (47)、II - (116) • (123) • (126)、『科研費ニュース』2013、Vol. 1 に記事掲載 https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/22_letter/data/news_2013_vol1/p06.pdf

- (19) 2015-17 年度科研費基盤（B）：課題番号 15H03144 「災害・復興政策の比較ジェンダー研究—多様性に通ずるレジリエンス構築に向けて—」（研究代表者：原ひろ子、大沢は研究分担者）、16,250 千円
主な業績： II - (132)
- (20) 2016-18 年度科研費基盤（A）；課題番号 16H01900 「災害・危機へのレジリエンスをジェンダー化する一日独の対比に焦点を当てて—」（研究代表者）、34,710 千円
主な業績： I - (48) · (49) · (50) · (51) （増補）、II - (133) · (135) · (137) · (138)、『科研費ニュース』100 号（2017）の「私と科研費」欄にエッセイ掲載「日本を中心とした国際共同研究—科研費が可能にした」
https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/29_essay/no100.html

IV 国内研究活動（2004 年以前は未収録）

- 2005 年 2 月 19 日東京、国際シンポジウム「経済危機の次代：診断し処方する—フェミニスト経済学の可能性」（第 19 回東大社研シンポジウム）を開催。コーディネータを務めるとともに、「日本経済の危機と社会的セーフティネット」を報告
- 2005 年 4 月 16 日東京、フェミニスト経済学日本フォーラム 2005 年度大会（東京学芸大学）にて、共通論題「少子化のフェミニスト経済分析」の座長を務める
- 2005 年 5 月 21 日東京、日本評価学会春季第 2 回全国大会（国際協力総合研修所）にて、社会・ジェンダー評価分科会の座長を務める
- 2005 年 7 月 9 日東京、社会政策研究ネットワーク第 55 回研究会（9 周年記念シンポジウム）（東京大学）「少子社会と社会政策」にて報告「逆機能する＜男性稼ぎ主＞型」
- 2005 年 10 月 1 日東京、中央大学経済学部創立 100 周年記念シンポジウム「経済学部における教育とジェンダー—男女共同参画社会に向けて」（中央大学）にて、報告「経済学に欠かせないジェンダー視点」
- 2005 年 10 月 9 日札幌、社会政策学会第 111 大会（北海道大学）、テーマ別分科会「社会的包摂の系譜と課題—英・仏の経験から」にて、座長を務める
- 2005 年 10 月 20 日東京、International Symposium: Evolving Social Institutions in Contemporary Japanese Society organized by The Institute of Contemporary Japanese Studies （早稲田大学）にて、報告 ‘Gender Equality and Women’s Participation in Japan: A Synthesis’
- 2005 年 12 月 10 日京都、京都女子大学大学院公開講座「新しい公共圏をめざして—男女共同参画社会の Next Stage—」にて、基調講演「新しい公共圏をめざして—男女共同参画による社会的包摂を—」
- 2005 年 12 月 11 日広島、日本評価学会第 6 回全国大会（広島大学）にて、社会・ジェンダー評価分科会の討論者を務める
- 2006 年 2 月 22 日山口、山口大学大学院東アジア研究科・山口市女性会議主催、東アジア国際市民シンポジウム「地域から男女共同参画の推進を—アジアとの連帯を求めて」にて、基調講演「未来を開く男女共同参画—排除を超えて共に生きる社会へ—」
- 2006 年 10 月 22 日大分、社会政策学会第 113 回大会にて共通論題報告「東アジアの社会政策を考える視点」

- 2007年5月20日東京大学、社会政策学会第114回大会にて共通論題「子育てをめぐる社会政策—その機能と逆機能—」のコメンテータ
- 2007年8月4日明治大学、女性労働問題研究会第22回“女性労働セミナー2007”にて基調講演「国際比較のなかの日本“両立支援”型生活保障システムの構築と日本の課題
- 2007年10月20日お茶の水女子大学、第4回F-G E N Sシンポジウム「ポリティクスの分水嶺」にてコメンテータ
- 2007年10月20日東京大学、The Fourth Annual East Asian Social Policy research network (EASP) International Conference “Restructuring Care Responsibility: Dynamics of Welfare Mix in East Asia”，第一全体会の司会
- 2008年3月22日東京大学、日本学術会議社会学委員会・包摂的社會政策に関する多角的検討分科会および社会政策関連学会協議会設立準備委員会主催シンポジウム「グローバル化と社会政策—排除から包摂へ—」のコーディネータと討論司会
- 2008年4月19日滋賀大学、フェミニスト経済学日本フォーラム2008年度大会共通論題「ベーシックインカムへのフェミニスト的接近：ペイ・エクイティ、生活賃金、家事労働」司会
- 2008年5月20日東京大学社会科学研究所、全所的プロジェクト研究「希望学」セミナー第19回にて報告「希望が台無し—逆機能する生活保障システム」。
- 2008年5月24日國學院大學、社会政策学会第116大会共通論題「雇用・労働政策の変容」座長
- 2008年5月25日國學院大學、社会政策学会第116大会ジェンダー部会分科会「ケア／再生産労働のグローバル配置」座長
- 2008年9月12日日本社会福祉大学、第4回社会保障・福祉国際学術大会の企画主題1「東アジア社会福祉のセーフティネット—貧困／格差社会への挑戦」にて報告「逆機能する日本の生活保障システム」
- 2008年10月11日倉敷、日本社会福祉学会第56回大会学会企画シンポジウム「社会的排除の現実とソーシャル・インクルージョンの課題」にてシンポジスト
- 2008年10月25日京都、日本財政学会第65回大会シンポジウム「少子高齢化社会の財政システム」にてシンポジスト
- 2008年11月14日立教大学、立教大学経済学部国際シンポジウム（GCOE「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」東大社研連携拠点、アジア・リサーチ・ファンド、ドイツ・日本研究所が共催）「政治経済の危機：社会的排除を超えて」の第1部で、基調講演「経済危機と女性」
- 2008年12月19日JICA研究所、国立女性教育会館研究会公開セミナー「人間の安全保障と人身取引—エンパワーメント視点からのアプローチ」（JICAおよびGCOE「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」東大社研連携拠点が後援）にて司会
- 2008年12月20日・21日国立女性教育会館、国立女性教育会館「女性のエンパワーメント国際フォーラム2008」「人身取引問題の解決に向けたグローバル・パートナーシップ」（GCOE「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」および京都大学 GCOE「親密圈と公共圏の再編成をめざすアジア拠点」が共催）にて、フォーラム「グローバル・パートナーシップと人身取引問題の解決」を司会

- 2009年1月20日東京大学、公開シンポジウム「上野千鶴子・中西正司編『ニーズ中心の福祉社会へ：当事者主権の次世代福祉戦略』（医学書院、2008年）を読み解く」（東京大学ジェンダーコロキアム、GCOE「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」東大社研連携拠点、立命館大学生存学センターGCOE「生存学」が共催）にて司会
- 2009年1月24日日本女子大学、日本女子大学現代女性キャリア研究所開設記念公開講演会・シンポジウム「女性の多様な社会参加をもとめて—今、何が課題か」にてシンポジスト
- 2009年2月4日東北大学、GCOE「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」キックオフセミナーWG1「ジェンダー平等とセクシュアリティ」にて司会、また「ジェンダー平等と共生」セッションにて司会
- 2009年2月28日東京大学、第22回東大社研シンポ（国際シンポ）「社会的排除とジェンダー—日独型レジームと北欧型レジーム」（GCOE「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」、科研費基盤A「生活保障システムの比較ジェンダー分析」（研究代表者：大沢真理）、科研費基盤A「脱「日独型レジーム」の比較政治分析」（研究代表者：宮本太郎）が協力）をコーディネート、第一報告「社会の再生産の危機へ：逆機能する日本の生活保障システム」を担当
- 2009年3月8日日仏会館、日仏会館研究センター・日仏女性研究学会主催 国際女性デー・日仏シンポジウム「女性の貧困化に社会はどう立ち向かうのか—グローバル危機の中での日仏比較—」（GCOE「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」が後援）にて報告「再分配が作り出す貧困大国ニッポン」
- 2009年3月30日日本学術会議、日本学術会議「包摂的社会政策に関する多角的検討」分科会・社会政策関連学会協議会主催シンポジウム「反貧困 最前線」をコーディネート・司会
- 2009年4月15日東北大学、GCOE月例研究会にて報告「「生活保障システム」というアプローチ—「男女共同参画と多文化共生」研究の概念枠組みに向けて」
- 2009年4月18日法政大学、日本フェミニスト経済学会2009年度大会、共通論題「金融グローバリズムと貧困の女性化の現段階」にて討論者
- 2009年5月19日社研セミナーにて話題提供「生活保障システムと社会的排除」
- 2009年6月2日JICA研究所、UNDP Consultative Meeting on “Gender Equality and Unpaid Care Work: Policy and Programme Implications”にてコメント“Some Pitfalls in Moving from ‘Reduction’ to ‘Redistribution.’”
- 2009年8月3日東京大学、東北大学グローバルCOE「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」主催、国際セミナー2009「多文化共生社会のジェンダー平等 グローバリゼーション下のジェンダー・多様性・共生」にて、東京大学若手セッションを主催、同基調報告「生活保障システムの比較ジェンダー分析から見た世界経済危機」
- 2009年8月4日東北大学、同上国際セミナーの分科会2「経済格差と家族・労働」を主催
- 2009年8月5日東北大学、東北大学法学研究科附属法政実務教育研究センター・GCOE共催講演会「生活保障システム研究から見た世界金融経済危機」
- 2009年10月16日東北大学グローバルCOE「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」「萩セミナー」にて講義“Challenges to the Livelihood Security System in Japan from a

Gender Perspective”

- 2009年12月5日神奈川大学、ジェンダー法学会第7回学術大会プレ企画2にて招待講演
「生活保障システムとグローバル経済危機」
- 2010年1月23日東京大学、第22回「総合社会科学としての社会・経済における障害の研究」研究会にて報告「福祉政府と生活保障—ジェンダーの視点から」
- 2010年2月6日お茶の水女子大学、ジェンダー研究センター主催「公開シンポジウム 日本におけるジェンダー主流化政策」にてパネリスト。
- 2010年3月13日日本学術会議、日本学術会議シンポジウム「日本のジェンダー平等の達成と課題を総点検する—CEDAW（国連女性差別撤廃委員会）勧告2009を中心に」にて討論者
- 2010年3月22日東京大学、日本学術振興会二国間交流セミナー日本・フィンランド「介護制度と自治体再編期におけるローカル・ケアミックスの課題」にて討論者
- 2010年4月10日東北大学グローバルCOE「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」「桜セミナー」にて、プロジェクト中間報告の総括
- 2010年4月27日社研、全所的プロジェクト研究セミナー第1回にて報告「ガバナンスを問い合わせ直す—福祉レジーム、資本主義の多様性、生活保障ガバナンスー」
- 2010年6月5日同志社大学、公開シンポジウム「所得リスクにどう立ち向かうか—社会的包摂のための社会保障」（主催：日本学術会議社会学委員会・経済学委員会合同包摂的社会政策に関する多角的検討分科会・社会政策関連学会協議会・同志社大学ライフリスク研究センター・同志社大学社会福祉教育・研究支援センター）にて司会
- 2010年6月7日全電通会館、生活経済政策研究所総会記念シンポジウム「日本の税制、どう変えるか？」にて報告「福祉・社会保障分野から」
- 2010年6月13日東京大学、社会学委員会ジェンダー研究分科会シンポジウム「ジェンダーから展望する新しい社会のしくみ：女性の貧困・雇用・年金」にて報告「再分配が深める貧困大国ニッポン」
- 2010年6月24日東京大学社会科学研究所、合評会：末廣昭編著『東アジア福祉システムの展望—7カ国・地域の企業福祉と社会保障制度—』にて、司会とパネリスト
- 2010年7月3日専修大学、専修大学社会科学研究所・同今村法律研究室・同法学研究所主催シンポジウム「21世紀日本における学術の展望」にて報告「人間と人間の関係の再構築と人文・社会科学の役割」
- 2010年7月7日東北大学、GCOE月例研究会にて報告「2000年代の経済社会政策—社会的排除／包摂の視角から検証するEUと日本」
- 2010年10月29日日本学術会議労働雇用環境と働く人の生活・健康・安全委員会にて報告「逆機能する生活保障システム：いかに機能を回復するか」
- 2010年12月1日東京大学社会科学研究所シンポジウム「現代日本のガバナンス」（国際シンポジウム）にて、第1セッションの座長、第4セッションのパネリスト
- 2010年12月4日東京、国際開発学会20周年記念大会公開シンポジウム「東アジアにおける開発とジェンダー」にてパネリスト、報告“Challenges to the Livelihood Security System in Japan from a Gender Perspective”
- 2011年1月30日東京大学、『新編 日本のフェミニズム』全12巻完結記念公開シンポジウム

ムにてパネリスト

2011年2月4日東京大学、シンポジウム「ロールズ『正義論』と現代：自由・平等・友愛の社会へ」にてパネリスト

2011年3月17日中央合同庁舎4号館、「社会保障・税一体改革の論点にかかる研究会」にてヒアリング

2011年6月25日札幌、公開シンポジウム「社会サービスのユニバーサル・デザイン—医療・介護・居住の新たな政策課題—」（主催：日本学術会議社会学委員会・経済学委員会合同包摂的社会政策に関する多角的検討分科会・社会政策関連学会協議会、後援：日本学術会議北海道地区協議会・北海道大学高等法政教育センター）にて司会。概略は『学術の動向』2012年4月号の特集2「社会サービスのユニバーサル・デザイン—医療・介護・居住の新たな政策課題—」として公刊

2011年7月9日お茶の水女子大学、「アジアにおけるグローバル化とジェンダーの現在—マクロ経済と社会構築「UNDP集中セミナー『ジェンダーとマクロ経済に関する能力構築』」」パブリック・フォーラムにて報告「生活保障システムの比較ジェンダー分析が示すもの」

2011年12月10日慶應大学、コンファレンス“Two Political Economies in Crisis: Historical and Comparative Perspectives on the Fiscal Dilemmas Facing Japan and the United States?”にて報告“Revenue-raising side is more problematic than spending; The case of Japan's societal crisis”

2012年1月16日東京大学、GCOE「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」社研連携拠点・東京大学学術創成研究「総合社会科学としての社会・経済における障害の研究」（READ）共催の公開シンポジウム「上野千鶴子とケアの社会科学をきわめる」をコーディネート。

2012年2月25日明治大学、社会政策関連学会協議会主催シンポジウム「「3.11から1年—社会政策がアプローチする復興—」にて司会。

2012年3月20日東京大学、GCOE「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」主催シンポジウム「集中討議：ジェンダー社会科学の可能性」にて座長

2012年4月14日東北大学、桜セミナーにて研究プロジェクトの経過報告

2012年4月17日東京大学、全所的プロジェクト研究「ガバナンスを問い合わせ直す」第23回セミナーにて報告「「ガバナンスを問い合わせ直す」の今—Are Zombies Winning?—」

2012年5月27日駒澤大学、社会政策学会第124回大会テーマ別分科会「社会的投資としての育児・介護サービス—デンマークと日本—」にてコメント“Is Japan the mirror-image of Denmark, and WHY?”

2012年5月27日駒澤大学、社会政策学会第124回大会テーマ別分科会「震災が露呈した社会政策におけるジェンダー課題」にて座長

2012年7月19日東京大学、第12回 社研 GCOE セミナー「ジェンダーがひらく労働の新しい世界—ジェンダー分析はどこまで力をつけたのか」にて座長

2012年8月2日仙台国際センター、GCOE総括研究会「ジェンダー平等と多文化共生～プロジェクト研究成果の統合」にて、高松香奈の報告とスティール若希の報告にコメント

2012年9月29日日本学術会議講堂、日本学術会議第1部国際協力分科会主催公開シンポ

- ジウム「高齢社会論の最前線」にて「問題提起」
- 2012年10月13日日本学術会議講堂、日本学術会議複合領域ジェンダー分科会主催公開講演会「雇用崩壊とジェンダー」にてコメント
- 2012年12月8・9日東京大学、全所的プロジェクト「ガバナンスを問い合わせる」・GCOE連携拠点共催特別連続セミナー『復興元年を総括する—持続可能な社会の条件』にて座長
- 2013年2月23日日本学術会議講堂、日本学術会議複合領域ジェンダー分科会主催公開講演会「災害復興とジェンダー」にて報告「日本学術会議の東日本大震災への対応とジェンダーの視点」
- 2013年5月21日東京大学、東京大学社会科学研究所全所的プロジェクト研究国際シンポジウム「ガバナンスを問い合わせる」を企画開催、パネルディスカッションを司会
- 2013年5月25日青山学院大学、社会政策学会第126回大会共通論題「ジェンダー平等と社会政策」にて討論者
- 2014年4月8日東京大学、東京大学社会科学研究所社研セミナーにて報告「全所的プロジェクト研究「ガバナンスを問い合わせる」(2009年4月—2014年3月)」
- 2014年5月31日日本学術会議講堂、日本学術会議主催学術フォーラム「男女共同参画は学問を変えるか?」にて司会
- 2014年6月30日東京、日仏会館・東京大学社会科学研究所主催講演会「労働と家族の間における男女一日仏の現状報告」にて報告「日本の生活保障システムは逆機能している」。報告者は、パリ大学ドーフィーヌ校ドミニク・メダ教授)と大沢。ディスカッサントは水町勇一郎、宇野重規
- 2014年7月20日日本学術会議講堂、日本学術会議主催学術フォーラム「減災の科学を豊かに—多様性・ジェンダーの視点から」にて司会
- 2014年9月7日東京女子大、日本家族社会学会・日本学術会議社会学委員会少子高齢社会分科会主催公開シンポジウム「少子高齢化と日本型福祉レジーム」にて、報告「日本の社会政策は就業や育児を罰している」
- 2014年9月27日日本学術会議、学術フォーラム「ニュー・ガバナンスの限界と社会的包摂」にて報告「ニュー・ガバナンスの台頭と社会的包摂」、および総合司会
- 2014年10月12日岡山大学、社会政策学会第129回大会の書評分科会にて、自著『生活保障のガバナンス—ジェンダーとお金の流れで読む—』につきリプライ
- 2014年10月26日愛媛大学農学部、日本協同組合学会2014年度秋季大会にて基調講演「男性稼ぎ主」型の悲惨な現実と脱却の道—非営利・協同セクターが共倒れしないために—
- 2014年10月31日東京、国立社会保障・人口問題研究所第19回厚生政策セミナー「多様化する女性のライフコースと社会保障～人口減少社会を支え続ける社会保障の課題～」にて基調講演「逆機能を解消して機能強化を」
- 2014年12月3日東京、立教大学経済研究所主催公開講演会「アベノミクスと雇用改革—「ブラック企業」問題からワークライフバランスまで—」にて報告「アベノミクスと働きかけた改革」
- 2015年5月9日東京、法社会学会女性ランチョン・セミナーにて報告「逆機能する生活保障システム—バッドガバナンスからグッドガバナンスへ」
- 2015年5月20日東京(カナダ大使館)、the 28th International Conference of JSAC (Japan Studies

Association of Canada), “Challenges in Supporting Employment and Promoting Industries in Tohoku: The 2014 Recommendations of the Science Council of Japan”, paper at the JCIRN: DISASTER RESEARCH (DRR) PANEL-PART I.

2015年8月5日国立京都国際会館、報告“Japan’s Livelihood Security System Is Reverse-functioning: Focus on Progressivity of Tax and Social Security Scheme,” at the World Economic History Congress 2015 in Kyoto, S10116: Internationalization, Globalization, and their Effects on Taxation and Redistribution in OECD-nations since 1945.

2015年8月29日立教大学、招待報告「日本では、政府の所得再分配が貧困を深める」、女性労働問題研究会第30回女性労働セミナー「貧困と女性労働」

2015年8月31日東京大学、ベルリン自由大学博士課程ワークショップにて報告“Japan, a country where income redistribution deepens poverty”

2015年9月4日日本学術会議、報告「日本における女性・若手研究者の進出の現状」、国際交流基金・ベルリン日独センター・日本学術会議主催、日独シンポジウム「ダイバーシティが創る卓越性—学術界における女性・若手研究者の進出—」

2015年9月16日東京大学、デュースブルグ大学‘the Research Design and Practice in Transnational and Global studies’にて報告“Japan’s Livelihood Security System Is Reverse-functioning: Focus on Progressivity of Tax and Social Security Scheme”

2015年10月25日本学術会議、コーディネータ・司会、公開シンポジウム「均等法は「白鳥」になれたのか—男女平等の戦後労働法制から展望する—」

2016年3月4日AIT、Gender and Development Studies Program, Occasional lecture “Japan’s Livelihood Security System Is Reverse-functioning: Focus on Progressivity of Tax and Social Security Scheme”

2016年6月1日昭和女子大学人見講堂、昭和女子大学主催シンポジウム“Overcoming Obstacles: Promoting Women to Positions of Leadership in Japan”にてパネリスト(日本における女性・若手研究者の進出の現状 Current State of Women and Younger Researchers in Japan)

2016年9月10日大分市、全労済ソレイユ、第13回社会保障国際論壇 基調講演3 Japan’s Livelihood Security System is Reverse-functioning: Comparative Governance in the 2000s

2016年10月15日京都市 同志社大学良心館 社会政策学会第133回大会共通論題「財源調達と社会政策—納得の論理構築に向けて—」にて報告「税・社会保障の純負担を比較 ジェンダー分析すると」

2016年10月22日本学術会議講堂、日本学術会議社会学委員会ジェンダー研究分科会シンポジウム「202030は可能か」にてコメント

2016年11月8日東京大学福武ホールにて社研セミナー「『ガバナンスを問い合わせ直す I・II』をめぐって」を主催

2016年11月11日参議院議員会館講堂、AEQUITAS院内集会「貧困バッシングを考える」にて基調講演「相対的貧困の考え方と現状」

2016年11月13日東京大学福武ホールにて第28回社研シンポ（国際シンポジウム）「知識経済をジェンダー化していく Keep Gendering the Knowledge Economy」を主催

2016年12月3日京都市、立命館大学朱雀キャンパス、ジェンダー法学会第14回学術大会、

ワークショップ「戦後日本社会における法原理、政策原理としてのジェンダー平等」にて招待報告「戦後自民党政治下のジェンダー政策がもたらしたもの—「男性稼ぎ主」型への固着が社会を衰退させる—」

2017年7月8日お茶の水女子大学、日本フェミニスト経済学会2017年度大会共通論題『アベノミクスのジェンダー分析：税財政・金融緩和・雇用・「外国人」人材』からみる』にて報告「税・財政：逆機能する税・社会保障制度—アベノミクスは何をしたのか—」

2017年9月24日東京大学、日本学術会議公開シンポジウム「再考：高齢女性の貧困と人権」にて報告「税・社会保障制度におけるジェンダーバイアス」

2017年10月22日東京都港区、日本学術会議、日本学術会議主催学術フォーラム『乳幼児を社会科学的に分析する：発達保育実践政策学の進化』にて指定討論

2017年11月26日仙台、World Bosai Forum/IDRC2017 in Sendaiにおける分科会‘Consensus-building for Reconstructing Disaster Resilient Societywith Diversity and Gender Perspectives, in Japan and the World’にて基調講演“Disaster Recovery, Diversity and Gender”

2018年3月31日お茶の水女子大学、人文社会科学系学協会男女共同参画推進連絡会(GEAHSS)発足記念公開シンポジウム『人文社会系学協会における男女共同参画をめざして』にて講演「日本におけるジェンダー平等関連政策の展開」

2018年5月10日東京プラザF、生活経済政策研究所主催「『社会への投資』合評会」にてリプライ

2018年6月30日昭和女子大学、坂東眞理子基金昭和女子大学女性文化研究賞10周年記念シンポジウム『職場の男女不平等をいかに越えるか』にて報告「職場の男女不平等を放置するとどうなるか」

2018年9月14日東京、在日本国大韓民国大使館、韓日経済政策研究フォーラムにて報告「“誰もが活躍する”ための課題」

2018年9月26日福岡、世界社会科学フォーラムのパラレル分科会CS7-01 ‘Gender matters to national, social, human security’にて報告 “Poverty Reduction is a Vital Way of ‘Investment in Society’” .

2018年10月3日東京、日本学術会議第177回総会にて特別講演「Society5.0への諸課題」

2018年11月7日ドイツ日本研究所、Workshop on Work Style Reform, Gender TimeGap, Work-Life Balance, and Gender Equality in Japan and Germanyにて報告 Issues for ‘Society5.0’ , Poverty Reduction is a Vital Way of ‘Investment in Society’ .

2018年11月20日在日本英國大使公邸、Strategic roundtable on ‘Women, Digitalization and the Future of Work’にて報告 “Issues for Future of Work in Comparative Japanese Context”

2018年12月16日東京、千葉大学「未来型公正社会研究」第5回国際シンポジウム「グローバルな福祉社会の構想力—東アジアの介護・ジェンダー・移民—」にて基調講演「社会政策の逆機能とジェンダー：少子高齢化は「国難」か」

2019年2月1日東京大学、東京大学社会科学研究所 第30回社研シンポジウム『防災・減災と男女共同参画—2017年度自治体調査の結果からー』を主催し、報告「調査結果の概要ー市町村を中心にー」

V 海外研究活動（2004年以前は未収録）

- 2005年6月21日ソウル、Women's Worlds 2005; 9th International Interdisciplinary Congress on Women（於・李花女子大学）、のSub-theme Session “Economy, Work & Welfare”にて、招待講演者 Invited Speaker として報告‘Japan’s Economic Crisis and Hollowing Out of the Social Safety Net’
- 2005年7月4日バンコク、EU Asia Link Research Proposal Development & Writing Workshop（於・アジア工科大学院大学）にて基調講演‘Asian Economic Crisis and the Hollowing Out of the Social Safety Net’
- 2005年8月29日－9月2日イギリス、平成16-18年度科学研究費基盤S「ニュー・エコノミーと労働・家族・国家—日米欧の比較ジェンダー分析—」（研究代表者：大沢真理）の海外共同研究者との集中研究会を主催（於・マンチェスター、ウィンダーミア）
- 2005年9月4日－9月14日イギリス、イタリア、同上研究課題の一部として、イギリスとイタリアの社会的経済・社会的企業について現地調査
- 2005年12月16日ソウル、同上研究課題の一部として研究会を開催し（於・韓国労働研究院）、東アジアの文脈における経済グローバル化と社会的排除について、ワーキングペーパー「社会的排除／包摂というアプローチ」を報告、
- 2006年1月4日－1月13日タイ、カンボジア、同上研究課題の一部として、 ASEANの文脈における経済グローバル化と社会的排除について、国連関係者等の有識者インタビューを実施
- 2006年7月13日ブリストル、East Asian Social Policy Research Network International Conference にて基調講演“*The Livelihood Security System and Social Exclusion: The Reverse Functioning of Japan's "Male Breadwinner" Model.*”
- 2006年8月13日モントリオール、American Sociological Association 大会の招待セッション(336)にて報告 "*The Livelihood Security System and Social Exclusion: Japan's 'Male-breadwinner Model'"*"
- 2007年3月16日シェフィールド、National Institute of Japanese Studies, Inaugural International Workshop “*Negotiating the ‘Boundaries’ of Postwar Japan*”にて招待報告 “*The Livelihood Security System and Social Exclusion: the ‘Male Breadwinner’ Model Revisited*”
- 2007年7月23日杭州、第3回社会政策国際論壇第3分科会「東アジア社会政策」にて招待報告「東アジアの社会政策を考える視点」
- 2007年9月14日ソウル、第3回社会保障国際学術大会A分科会「社会保険と年金」を司会
- 2007年11月24日ベルリン、ベルリン日独センター・V S J F共催のシンポジウム“*Security and Insecurity: New Challenges for Japan in the Beginning of the 21st Century*”の第3パネルにて招待報告’*Societal Reproduction at Risk: Reverse Function of the Livelihood Security system in Japan'*”
- 2008年3月1日ボストン、ハーバード大学ライシャワー日本学研究所における”Workshop on Inequalities in Japan, Europe, and the US”にて招待報告’*Poverty, Disparity and Social Exclusion in Japan.'*”

2008年9月3日シェフィールド、シェフィールド大学東アジア研究所におけるセミナーにて報告' Fighting against Social Exclusion, Realizing Conviviality'

2008年9月6日バルセロナ、国際社会学会 Forum of Research: RC02 ECONOMY AND SOCIETY, Session RC02-08: Welfare and Gender Regimes in Comparative Capitalisms,にて報告'Social Reproduction at Risk: Reverse Function of the Livelihood Security System in Japan'

2008年9月8・9日バルセロナ、The CIDOB Foundation にてワークショップ Comparative Gender Analysis of Livelihood Security Systems, Faces of Social Exclusion in Coordinated Market Economies を主催。

2008年11月4日台北、国立台湾大学にて開催の東アジア社会政策研究ネットワーク第5回大会にて東アジアデータパネルを主催

2009年3月26日ソウル大学、ソウル大学日本研究所・東京大学社会科学研究所共同ワークショップ<脱近代日本の構造再編と生活世界の変容>にて報告「希望が台無し—逆機能する日本の生活保障システム」

2009年3月27日延世大学、延世大学国際関係研究科特別セミナーにて招待講演 ‘A Power Plagued with Poverty through “Redistribution”’

2009年7月3日シェフィールド大学、The Sixth Annual East Asian Social Policy Research Network (EASP) International Conference, Plenary Round Table on “Global Economic Crisis and Welfare Restructuring in East and West” にて、コメント”Crisis as an Opportunity for Change?”

2009年9月19日ハンザ先端研究所、主催：ブレーメン大学社会政策研究センター、後援：ハンザ先端研究所・科学研究費補助金基盤(A)「生活保障システムの比較ジェンダー分析」, International Conference “Gender Dynamics in Education, Labor Markets and Social Policy- Regulation and Outcomes in Comparative Perspective” にて、報告 Challenges to the Livelihood Security System in Japan from a Gender Perspective.

2009年11月14日パリ、共催：EHESS Paris 日仏財団・パリ日本文化会館「国際シンポジウム<危機を考える>」にて、招待報告 “Reducing Inequality and Poverty, Japan’s Responsibility to the Global Community”

2009年11月21日ベルリン、ベルリン日独センター・V S J F 共催のシンポジウム Risk and East Asia にて、招待報告 “Challenges to the Livelihood Security System in Japan from a Gender Perspective”

2010年3月6日ソウル大学、国際共同シンポジウム「日韓社会における貧困、不平等、社会政策：ジェンダーの観点からの比較」にて、報告と討論。主催は、科学研究費補助金基盤 (A) 「生活保障システムの比較ジェンダー分析」(研究代表者：大沢真理)，東北大大学グローバルCOE 「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」社会科学研究所連携拠点、ソウル大学校日本研究所

2011年3月2日ロンドン、大和日英基金にて講演 ‘What the State Provides: Social Security and the Welfare State’

2011年3月4日シェフィールド大学、National Institute of Japanese Studies Distinguished Lecture ‘Contextualizing the Socio-economic Strategy of the DPJ: Koizumi’s policy and the EU’s Lisbon strategy’

2011年3月7日エッセン、基調講演‘Gender-Equality and the Revitalization of Japan’s Society and Economy under Globalization’，Keynote speech presented at the Gender Workshop II “Gender & Social Policy Challenges in Japan, East Asia and Europe”，Organized by “Risk and East Asia (DFG Graduierten 1613), University Duisburg-Essen, in cooperation with Institute for Advanced Study in the Humanities (KWI-Essen), Essen College of Gender Studies (EKfG), Univ. Duisburg-Essen, Marie Jahoda Visiting Chair in International Women’s Studies, Ruhr Univ. Bochum, Institute of Modern Japanese Studies, Heinrich-Heine University Düsseldorf.

2012年6月1日韓国・建国大学、基調講演“Revenue-raising side is more problematic than spending; The case of Japan’s societal crisis,” in the plenary session on “Sustainable Welfare States: Experiences in OECD World,” at the Korean Association of Social Policy Conference on ‘Towards Sustainable Welfare States.’

2012年6月2日韓国・成均館大学、講演“Contextualizing the Socio-Economic Strategy of the DPJ: Koizumi’s Policy and the EU’s Lisbon Strategy,” at the SSK Networking Project: International Symposium on Social Risks and Multi-dimensional Polarization in Welfare States.

2012年6月11日カナダ・ヴィクトリア大学，“Postwar Japanese Model of Economic Development Has Rendered the Society Vulnerable to Crises and Disasters,” at the Workshop on “Post-311 Challenges and Opportunities: Gender and Diversity Mainstreaming in the Priorities and Planning of Tohoku Reconstruction.”

2012年11月26日エッセン、Gender Workshop: DFG Research Training Group 1613 „Risk and East Asia“ U. Duisburg-Essen and the JSPS funded Project on “Livelihood Security Systems and Global Economic Crises” U. of Tokyoにて報告“Japan’s Postwar Model of Economic Development has rendered Japanese Society vulnerable to Crises and Disasters”

2013年3月4日トロント、国際交流基金トロント主催講演会にて報告“Gender, Diversity and Tohoku Reconstruction: Governance Challenges and Opportunities Two Years On”

2013年3月6日オタワ、国際交流基金トロント・オタワ大学共催、在カナダ日本大使館後援の講演会にて報告“Gender, Diversity and Tohoku Reconstruction: Governance Challenges and Opportunities Two Years On”

2013年3月11日バンクーバー、国際交流基金トロント・サイモンフレーザー大学共催、在バンクーバー日本総領事館後援の講演会にて報告“Gender, Diversity and Tohoku Reconstruction: Governance Challenges and Opportunities Two Years On”

2013年6月27日ミラノ大学、the 25th Annual Meeting of the Society for the Advancement of Socio-Economics, session Q-01 ‘The Real Varieties of Welfare Capitalism in East Asia and the New Challenges’を共同主催し、報告“Socio-economic Vulnerabilities and Livelihood Security Systems, with a Focus on Japan”

2013年6月29日、同上年次大会の session Q-08: HRM and Labor Policy: Changes and Dynamics in Japan にて座長

2013年9月14日ソウル、韓国女性政策研究院・韓国ジェンダー法学会共催「2013年第3次ジェンダーと立法フォーラム&日韓女性国際カンファレンス「福祉国家における女性の労働と社会保障：法と政策の整備の方向」にて報告「日本における社会的脆弱性の克服と生活保障体系」

2013年11月9日ボン、Gender Workshop: DFG Research Training Group 1613 „Risk and East Asia“にて報告“Is Japan the mirror image of Denmark, and why?”, および討論者

2014年1月10日バンコクAIT,臨時セミナーとして招待講演“Socio-economic Vulnerabilities and Livelihood Security Systems, with a Focus on Japan”

2014年2月6日オタワ, ‘Democracy, Diversity, Disaster: A Japan-Canada Policy Dialogue on Intersectionality and the Challenges of Contemporary Risk Governance’にて報告“Socio-economic vulnerability, livelihood security and gender in Japan: Implications for Post-311 Reconstructions”

2014年6月18-19日トリノCollegio Carlo Alberto, Workshop for Comparing East Asian and Southern European Welfare Statesにて報告“Japan, a country where income redistribution deepens poverty”

2016年9月10日に第13回社会保障国際論壇（大分市全労済ソレイユ）にて基調講演3 Japan’s Livelihood Security System is Reverse-functioning: Comparative Governance in the 2000s

2016年11月30日韓国・仁川市、Songdo Convenciaにおける東アジア日本研究者協議会第1回国際学術大会にて、お茶の水女子大学ジェンダー研究所共同パネル「アベノミクスのジェンダー分析」にコメント

2017年6月30日韓国・ソウル、誠信女子大学、International Association for Feminist Economics 第26回大会、Special Session 1: Macroeconomics and Gender in East Asia にて報告“Comparative Gender Analysis of Net Burden of Tax and Social Security Contributions, with focus on Japan”

2017年8月31日ポルトガル・リスボン、NOVA大学、European Association for Japanese Studies (EAJS)、S6-07分科会 ‘Women's Participation and Advancement Under Abe’ にて司会

2017年10月28日中国・天津、賽象ホテル、東アジア日本研究者協議会第二回国際学術大会にて共同パネル「震災復興におけるジェンダー課題と女性のエンパワーメント」にて司会

2017年11月30日ドイツ、ベルリン、日独センター、JAPANESE-GERMAN CENTER BERLIN,FRIEDRICH-EBERT-STIFTUNG,JAPAN SOCIETY FOR THE PROMOTION OF SCIENCE, Symposium: Democracy without Equality? Gender Policies in Japan, Germany and South Korea にて招待報告“Japan and Germany have to make a Paradigm Shift to Contribute to World Sustainability”

2017年12月1日ドイツ、ベルリン、日独センター、JAPANESE-GERMAN CENTER BERLIN,FRIEDRICH-EBERT-STIFTUNG,JAPAN SOCIETY FOR THE PROMOTION OF SCIENCE, Colloquium on ‘Equal Participation and Diversity’ にて第3セッションの司会にて講演「災難（災害）とジェンダー：東日本大震災以降の日本社会の経験を中心に」

VI 書評、翻訳、エッセイ等

1980年代

(1) 書評：角山 栄・川北 稔編『路地裏の大英帝国—イギリス都市生活史—』(平凡社、

1982年2月)、週間『東京大学新聞』1982年6月29日付

- (2)「イギリス救貧法と「福祉国家」」、『木鐸』No. 17、木鐸社、1984年5月
- (3)書評:M. ブルース著『福祉国家への歩み』(秋田成就訳、法政大学出版局、1984年)、社会保障研究所『海外社会保障情報』No. 70、1985年3月、72-76頁
- (4)合評会:岡田与好著『経済的自由主義—資本主義と自由—』(東京大学出版会、1987年を読む(コメント1を担当)、『社会科学研究』39巻6号、1988年3月、pp. 160-168
- (5)書評:社会保障研究所編『スウェーデンの社会保障』、『イギリスの社会保障』(東京大学出版会、1987年)、『エコノミスト』、1988年4月19日号、99 - 101頁
- (6)書評:フロラ・トリスタン著『ロンドン散策—イギリスの貴族階級とプロレタリアー』(小杉隆芳・浜本正文訳、法政大学出版局、1987年)、『社会経済史学』Vol. 5 4、No. 3、1988年8月、133 - 135頁
- (7)書評:森嶋通夫著『サッチャー時代のイギリス』(岩波新書、1988年)、東京自治問題研究所『東京』1989年7月号、26 - 27頁
- (8)書評:原ひろ子著『ヘヤー・インディアンとその世界』(平凡社、1989年)、季刊『フェミナ』3号、1989年11月、364 - 365頁
- (9)「リーダーシップを超えて—A Love Call to You—」、『i m a g o』Vol. 1 - 5、1990年5月、171 - 177頁
- (10)書評:森建資著『雇用関係の生成』(木鐸社、1988年)、『歴史学研究』No. 608、1990年7月、43 - 49頁
- (11)「ウーマン・ラヴィングの実験—「ミシガン」のキッチンから—」、『i m a g o』Vol. 1 - 12、1990年12月、127 - 135頁

1990年代

- (12)合評会:毛利健三著『イギリス福祉国家の研究—社会保障発達の諸画期—』(東京大学出版会、1990年)を読む(司会を担当)、『社会科学研究』42巻5号、1991年3月
- (13)「「フェミニズムの挑戦」と社会科学」、『学士会会報』No. 793、1991年10月、55 - 60頁
- (14)「企業社会と家事労働」、『東京の女性』No. 59、1991年11月、2 - 3頁
- (15)「変革の中の女たち—姫岡とし子著『統一ドイツと女たち』を読んで—」、『情況』1992年6月号、1992年5月、67 - 74頁
- (16)書評:大山博・武川正吾編『社会政策と社会行政—新たな福祉の理論の展開をめざして—』(法律文化社、1991年)、社会政策叢書第16集『社会政策学と生活の論理』啓文社、1992年10月、317 - 321頁
- (17)「会社人間と内助の妻の不幸な共生」、目白学園女子教育研究所所報『女子教育』No. 16、1993年4月、97 - 104頁
- (18)「経済学のなかの社会保障—個人的経験から考える—」①~④、『時の法令』大蔵省印刷局、1453号、1455号、1457号、1459号、1993年7~10月
- (19)「シンポジウム「働きすぎのアメリカ人と日本人」」(J・ショア、川人博、加藤哲郎と共に著)、『季刊窓』17号、1993年10月
- (20)「母子家庭の風景」①~④、『時の法令』大蔵省印刷局、1461号、1463号、1465号、

1467号、1993年11月～1994年2月

- (21) 「往復書簡 家事労働はなぜタダか—働きすぎ社会と女の時間の価値」、『季刊窓』18号、1993年12月
- (22) 「日本の「パートタイム労働」とはなにか」①～⑤、『時の法令』大蔵省印刷局、1469号、1471号、1473号、1475号、1477号、1994年3月～7月
- (23) 書評：大沢真知子著『経済変化と女子労働—日米の比較研究—』（日本経済評論社、1993年）、法政大学『大原社会問題研究所雑誌』425号、1994年4月
- (24) 中野区男女平等推進区民会議『2000年にむけて 中野のまちの男女平等』1994年5月
- (25) 「社会政策論へのジェンダー・アプローチ」①～⑤、『時の法令』大蔵省印刷局、1481号、1483号、1485号、1487号、1489号、1994年9月～1995年1月
- (26) 「変容する？「企業中心社会」」①・②、『時の法令』大蔵省印刷局、1491号、1493号、1995年2月、3月
- (27) "Part-timers face pay, gender gaps," *Asahi Evening News*, 15. 2, 1995
- (28) "Economic reform plans must have real teeth," *Asahi Evening News*, 19. 4, 1995
- (29) "'Thinking sexism on campus,'" *Asahi Evening News*, 17. 5, 1995
- (30) "End of helpful wives and normal men," *Asahi Evening News*, 21. 6, 1995
- (31) "Piecemeal health care reform risky," *Asahi Evening News*, 26. 7, 1995
- (32) "Reunified Berlin--a pandora's box of gender," *Asahi Evening News*, 16. 8, 1995
- (33) "Thin end of 'girl-killing wedge,'" *Asahi Evening News*, 20. 9, 1995
- (34) "Survivor is better word than victim in rape cases," *Asahi Evening News*, 18. 10, 1995
- (35) "Equal Opportunity Law doesn't work," *Asahi Evening News*, 15. 11, 1995
- (36) "Eliminate gender bias," *Asahi Evening News*, 27. 12, 1995
- (37) "Mom's allowance has some strings attached," *Asahi Evening News*, 24. 1, 1996
- (38) "Time to take gender out of sexual equality discussions," *Asahi Evening News*, 21. 2, 1996
- (39) "Bias against women in Asia was reaction to colonial rule," *Asahi Evening News*, 3. 4, 1996
- (40) "Civil Code revision drive loses steam," *Asahi Evening News*, 19. 6, 1996
- (41) "Reproductive health everyone's right," *Asahi Evening News*, 24. 7, 1996
- (42) 第2期中野区男女平等推進区民会議『役割でなく「個」を生きる 中野のまちの男女平等』1996年3月
- (43) 男女共同参画審議会『男女共同参画ビジョン 21世紀の新たな価値の創造』平成8年7月30日、専門委員・起草委員会専門委員
- (44) 鳥取県『とつとりの男女がともにつくる労働と生活—鳥取県女性労働問題に関する意識と実態調査報告書—』平成8年11月 検討委員会委員長
- (45) 「福祉国家の時代」、『世界 臨時増刊 世界を読むキーワード4』1997年4月、56～59頁
- (46) (財) 財政経済協会『諸外国の国内本部機構の組織と機能に関する調査研究報告書』(総理府男女共同参画室委託調査)、平成9年3月、研究会主査
- (47) (財) 財政経済協会『諸外国の国内本部機構の組織と機能に関する調査研究報告書概要』(総理府男女共同参画室委託調査)、平成9年3月、研究会主査

- (48) 「企業中心社会と家父長制」、林玲子・柳田節子監修・アジア女性史国際シンポジウム 実行委員会編『アジア女性史 比較史の試み』明石書店、1997年6月、356 - 364頁
- (49) 「シンポジウム 女たちが問う！ 『構造改革』」(小宮山洋子、中野麻美、林陽子と共に著)、フォーラム・「女性と労働21」『女性と労働21』No.21、1997年7月、6-42頁
- (50) 「知の生産に深く埋め込まれたジェンダー・バイアス」、『法の科学』26号、1997年7月、143 - 148頁
- (51) 「知の生産に深く埋め込まれたジェンダー・バイアス」、上野千鶴子編『キャンパス性差別事情 ストップ・ザ・アカハラ』三省堂、1997年7月、30-48頁
- (52) 「日本の労働のジェンダー構造」、『法学セミナー』516号、1997年12月、30 - 32頁
- (53) 「<共同提言>安心して働き続ける権利・宣言 労働の規制緩和と雇用不安を生きのびるために」(海野八尋・金子勝・川人博・木下武男・熊沢誠・中野麻美・増田れい子と共に著)、『世界』1998年1月号、43 - 61頁
- (54) 「女性の起業—その必要性と可能性—」、国際交流基金編『女性の起業が世界を変える』啓文社、1998年3月、264 - 277頁
- (55) (財) 財政経済協会『男女共同参画に関する諸外国の基本法制等に関する調査研究報告書—基本法部門一』(総理府男女共同参画室委託調査) 平成10年3月、(研究会主査)、1998年3月、159頁
- (56) (財) 財政経済協会『男女共同参画に関する諸外国の基本法制等に関する調査研究報告書—基本法部門一概要』(総理府男女共同参画室委託調査) 平成10年3月、1998年3月、16頁
- (57) (財) 財政経済協会『男女共同参画に関する諸外国の基本法制等に関する調査研究報告書—公務部門一』(総理府男女共同参画室委託調査) 平成10年3月、(研究会主査)、1998年3月、99頁
- (58) Cross-cultural Research on Women/Gender and Development in Asia, Report of the Research supported by the Ministry of Education's Grant-in-Aid for International Scientific Research in 1996-1997, March 1998. Vol.1 (p. 1-256), & Vol. 2 (p. 1-353). (タイ調査班長)
- (59) 「大競争、規制緩和と「女性の不払い労働」」、義江彰夫・山内昌之・木村凌二編『歴史の対位法』東京大学出版会、1998年4月、281 - 294頁
- (60) 「対談 男女共同参画社会基本法の論点整理を語る」(縫田暉子と共に著)、『月刊婦人展望』1998年7月号、8 - 11頁
- (61) フォーラム・「女性と労働21」福祉社会将来ビジョン検討部会提言「個人自立型の年金システムをめざして」(部会座長)、フォーラム・「女性と労働21」『女性と労働21』No.25、1998年7月、7 - 16頁
- (62) 「シンポジウム ‘99年「女性と労働」ビッグバン！」(中野麻美・大森真紀・林陽子と共に著)、フォーラム・「女性と労働21」『女性と労働21』NO.27、1999年1月、7-30頁
- (63) 「インタビュー 男女雇用機会均等法の改正と生協にみる男女の格差の問題」、『生活共同組合研究』1999年2月号、5 - 11頁
- (64) 「対談 年金改革の論点検証」(有岡二郎・高山憲之と共に著)、『世界』1999年3月号、67 - 81頁
- (65) "Research Notes: The Asian Economic Crisis: Women Coping with the Bitter

End," (co-authored with Govind Kelkar), *Gender, Technology and Development*, 3(1), 1999, pp. 141-147.

- (66) 「経済危機、規制緩和と女性の不払い労働—自立と連帶のための社会政策を」、(社)日本家政学会編『変動する家族—子ども・ジェンダー・高齢者』建帛社、1999年5月、247 - 257頁
- (67) 「『橋本6大改革』をジェンダー視点から分析する」、『生活経済政策』No. 29、1999年6月、18 - 27頁
- (68) 「コメント4 巨大企業体制の「解体局面」か「暴走局面」か」、国際学術シンポジウムの記録編集委員会編『市場社会の警告』現代思潮社、1999年6月、155 - 164頁
- (69) 「上野千鶴子のズバリインタビュー 男女共同参画社会基本法のめざすもの 策定までのウラオモテ」(上野千鶴子と共に著)、(財)横浜市女性協会編集『女性施設ジャーナル5 1999年版』学陽書房、1999年5月、76 - 121頁
- (70) 「男女共同参画社会実現に向けての動き」、日本大学広報部『桜門春秋』81号、1999年11月、37 - 42頁
- (71) 「男女共同参画社会の実現を目指して」、自治省公務員課『地方公務員月報』438号 2000年1月、20 - 27頁
- (72) 「社会保障構造改革について—介護保険を中心として—」、フォーラム・「女性と労働21」『女性と労働21』30号、1999年10月、23 - 26頁
- (73) 「男女共同参画社会づくりと自治体の責務」、『月刊地方分権』ぎょうせい、10号、2000年2月、4 - 5頁
- (74) 「女性たちの歩み 1995 ~2000—国連女性 2000 年会議に向けて—」、北京JAC第4回全国シンポジウム実行委員会・世界女性会議ネットワーク静岡編『21世紀・ローカルからグローバルへ—女たちがめざす新時代—』ウィメンズブックストア松香堂、2000年2月、8 - 19頁
- (75) 「公的扶助 会社人間へ社会的セーフティーネットを」、『エコノミスト』2000年2月8日号、86 - 87頁
- (76) 「男女共同参画社会基本法—私たちの暮らしは、どう変わる?」、北九州市女性センター“ムーブ”『エンパワーメントの女性学IV』北九州市女性センター“ムーブ”、2000年3月、34 - 50頁
- (77) 「非営利・協同セクターをどうとらえるか」、生協総合研究所『生活協同組合研究』290号、2000年3月、2 - 3頁
- (78) 「男女共同参画社会基本法と女性政策」、東京女性財団『女性政策・女性センターを考え—男女共同参画社会基本法を受けて—』2000年3月、44 - 82頁
- (79) 「「小さな政府」・「大きな政府」の二分法を超えて」、通商産業省大臣官房企画室編『競争力ある多参画社会—21世紀経済産業政策のビジョン』通商産業調査会、2000年7月、70頁
- (80) 「インタビュー 男女共同参画は地域振興のカギ」、月刊『Ashita』2000年8月号、104 - 106頁
- (81) 総理府男女共同参画室・男女共同参画影響調査研究会「男女共同参画影響調査研究会報告書—男女共同参画の視点に立った政策過程の再構築—」2000年12月、30頁、研究

会座長

(82) 「社会保障を解きほぐす素朴な疑問 10」、『論座』2000 年 12 月号、116 - 123 頁

2000 年代

- (83) 「男女平等の確立が日本社会の「不安」を解消する」(前田正子・朴木佳緒留・福島 瑞穂と共に著)『世界』2001 年 1 月号、150 - 169 頁
『世界』編集部編『21 世紀のマニフェスト 日本をどのように変えるか』岩波書店、2001 年 3 月、201 - 239 頁に収録
- (84) 「介護保険 実施後の問題点 誰が負担か、仕切り直しを」、『朝日新聞』2001 年 1 月 19 日夕刊 9 面
- (85) 「論点 男女共同参画の視点に立った政策過程の再構築—男女共同参画影響調査研究会報告書をまとめて」、『女性展望』2001 年 2 月号、10 - 11 頁
- (86) "Key Issues in the Japanese Social Security System," *Japan Echo*, February 2001, pp.43-47.
- (87) 「男女共同参画基本法の背景」、『市民政策 市民と議員をつなぐ政策情報誌』市民がつくる政策調査会、15 号、2001 年 2 月、4 - 11 頁
- (88) 「日本労働ペンクラブ発足 20 周年記念シンポジウム 仕事とくらしの現在と将来 21 世紀日本へのメッセージ」(清家篤、ゲプハルト・ヒールシャー、森一夫と共に著)、『賃金実務』No.875 2001 年 3/14 - 18 頁
- (89) 「男女平等が不安と不況の悪循環を逆転する」、『旬刊経理情報』2001 年 3 月 10 日号、1 頁
- (90) 「男女共同参画社会の実現をめざして」、『日本女子大学教養特別講義第 35 集 2000 日本を見つめるために』2001 年 3 月、230 - 245 頁
- (91) 「男女共同参画社会の形成と「男女共同参画影響調査」」、フォーラム女性と労働 21『女性と労働 21』No.36、2001 年 3 月、6 - 12 頁
- (92) 「シンポジウム 21 世紀を拓く—IT・グローバライゼーションと女性労働」(浅倉むつ子・中野麻美・林陽子と共に著)、フォーラム女性と労働 21『女性と労働 21』No.36、2001 年 3 月、21 - 51 頁
- (93) 「座談会 21 世紀経済社会の活性化に女性は貢献できるか」(鹿嶋敬・八代尚宏・坂東眞理子と共に著)、『ESP』No.348、2001 年 4 月、6 - 18 頁
- (94) 「家族と社会政策」、原ひろ子『家族論』財団法人放送大学教育振興会、2001 年 5 月、47 - 65 頁
- (95) 「小泉「基本方針」は日本を救えるか」、『生活協同組合研究』Vol.308、2001 年 9 月号、2 - 3 頁
- (96) 「企業中心社会の変容と変革」、シンポジウム研究叢書編集委員会編『日本型企業社会の行方—現代日本社会の普遍性と特殊性—』中央大学出版部、2001 年 8 月、15 - 26 頁
- (97) 「対談補論—予想外の進展と予想どおりの反発」、上野千鶴子・大沢真理・河野貴代美・竹村和子・足立真理子『上野千鶴子対談集 ラディカルに語れば…』平凡社、2001 年 10 月、78 - 85 頁
- (98) 「座談会 21 世紀を迎える我が国の男女共同参画政策は進展したか」(住田裕子・寺尾美子・坂東眞理子と共に著)、政府広報『時の動き』2001 年 11 月号、14 - 23 頁

- (99)書評：盛山和夫編『日本の階層システム4 ジェンダー・市場・家族』、『理論と方法』No. 30、2001年10月、273 - 275頁
- (100)「男女共同参画社会」づくりと高い次元での人権尊重、『セールスノート』、『郵便局経営』、『情報通信ジャーナル』の2001年11月号、および『メルパルクだより』2001年12月号に掲載。
- (101)「構造改革と男女共同参画」、『女性展望』2002年1月号、1頁
- (102)「2002年新春インタビュー パラダイム・チェンジの仕掛け人 大沢真理氏に聞く」、北九州市立女性センター“ムーブ”情報誌『MOVING』27号、2 - 5頁
- (103)「男女共同参画の推進をつうじて自治の成熟を」、『都道府県展望』2002年1月号、8 - 11頁
- (104)「安心と公正のセーフティネット—「男性稼ぎ主」型から「個人モデル」＝「危険（リスク）分散型」へ—」、『法律の広場』2002年2月号、43 - 49頁
- (105)「超高齢社会への軟着陸と男女平等」、東京大学公開講座74『未来』東京大学出版会、2002年2月、167 - 191頁
- (106)「安心と公正のセーフティネット—ジェンダー視点から年金を考える—」、『厚生』2002年2月号、23頁
- (107)「安心と公正のセーフティネット—ジェンダー視点から年金を考える—」、『生活協同組合研究』314（2002年3月）号、5 - 11頁
- (108)「男女共同参画社会の思想」、AERAMook『ジェンダーがわかる』朝日新聞社、2002年4月、44 - 47頁。
- (109)平成13年度内閣府委託調査「雇用システムに関するアンケート調査報告書」社団法人日本リサーチ総合研究所、2002年3月、67頁。
- (110)「小泉改革を斬る！ 12・1シンポジウム「女たちの対抗提言」」（大森真紀・中野麻美と共に著）、フォーラム・「女性と労働21」『女性と労働21』No.40、2002年3月、6 - 37頁
- (111)「千葉県介護サービス利用実態調査報告書」（助言者）千葉県、2002年3月、204頁
- (112)「2001年セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査の結果」（ハラスメント防止委員会アンケート調査小委員会委員長）、東京大学広報委員会『学内広報』No.1233、2002年3月20日、1 - 48頁
- (113)「日本の福祉国家とジェンダー—社会政策研究に即して—」、『学術の動向』2002年4月号、18 - 22頁
- (114)男女共同参画会議・影響調査専門調査会「「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」に関する中間報告」（会長）、2002年4月、1 - 29頁、図1-46、資料1-3
- (115)「持続可能でライフスタイルの選択に中立的な年金とは」、『生活経済政策』2002年8月号、2 - 7頁
- (116)「配偶者控除 廃止は負担増に直結せず」、『朝日新聞』「私の視点」、2002年7月13日17面
- (117)「キーワードからみる男女共同参画社会第1回：男女共同参画ビジョン」、『共同参画21』1号、2002年7月、28 - 29頁

- (118) 「配偶者控除 抜本見直しも」、『讀賣新聞』「論点」、2002年9月13日14面
- (119) 「キーワードから見る男女共同参画社会第2回：少子高齢化」、『共同参画21』2号、2002年9月、30-31頁
- (120) 「キーワードから見る男女共同参画社会第3回：パートタイム労働者の均等待遇」、『共同参画21』3号、2002年11月、30-31頁
- (121) 「配偶者に関する控除とライフスタイルの選択」、『生活協同組合研究』2002年12月号、2-3頁
- (122) 男女共同参画会議・影響調査専門調査会「「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」に関する報告」(会長)、2002年12月、44頁、図72頁。
- (123) 「キーワードから見る男女共同参画社会第4回：機会の均等と結果の平等」、『共同参画21』4号、2003年1月、30-31頁
- (124) (林誠子・八代尚宏・坂東眞理子と共に著)「座談会 ライフスタイルの選択と制度・慣行」、『共同参画21』No.5、2003年3月、4-9頁
- (125) 「キーワードから見る男女共同参画社会第5回：「個人単位化」と年金分割」、『共同参画21』5号、2003年3月、28-29頁
- (126) 「「男性稼ぎ主」型から脱却できるか—問われる税・年金改革の方向」、『世界』2003年3月号、94-101頁
- (127) 「不安と不公平だらけの年金 ライフスタイルに中立な方式への転換を」、『週間金曜日』No.446、2003年2月7日、16-17頁
- (128) 「「男性稼ぎ主」型からの脱却を 子どもを生み育てることにやさしい社会へ」、『ウエルフェア』Vol.48、2003年2月、10-13頁
- (129) 「働く女性と税制・社会保障」、『現代のエスプリ 仕事と家庭の両立 ライフスタイル・フレンドリーな社会をめざして』429、2003年4月、184-197頁
- (130) (21世紀男女平等を進める会として共著)『誰もがその人らしく 男女共同参画』、岩波ブックレットNo.593、2003年4月、52+12頁
- (131) 特集編集『日本評価研究』第4巻1号、2004年3月、1-52頁
- (132) (大野曜・河野貴代美・竹村和子と共に著)「討論 男女共同参画の攻防」、竹村和子編『“ポスト”フェミニズム』作品社、2003年8月、142-156頁
- (133) 「総括 第一セッションへのコメント」、高木郁郎・住沢博紀・T.マイヤー編著『グローバル化と政治のイノベーション—「公正」の再構築をめざしての対話—』ミネルヴァ書房、2003年4月、149-152頁
- (134) (共著)『国際協力用語集〔第3版〕』国際開発ジャーナル社、2004年2月、298頁
- (135) 「自治体における男女共同参画推進の取り組み状況（4）—群馬県の場合—」、『自治総研』29巻、2003年4月、118-132頁
- (136) 「日本の将来における社会保障と国民負担」、調査報告2003-1『有効に機能する財政を築くために』社団法人日本経済調査協議会、2003年4月、390-404頁
- (137) (福島瑞穂と共に著)「福島瑞穂のいま会いたい いま話をしたい 大沢真理さん」、『月刊社会民主』582号、2003年11月、26-32頁
- (138) 「キーワードから見る男女共同参画社会第6回：次世代育成支援」、『共同参画21』6号、2003年5月、28-29頁

- (139) 「キーワードからみる男女共同参画社会第7回：社会政策の「型（モデル）」、『共同参画21』第7号、2003年7月、30-31頁
- (140) 「キーワードからみる男女共同参画社会第8回：デフレとジェンダー」、『共同参画21』第8号、2003年9月、28-29頁
- (141) 「キーワードからみる男女共同参画社会第9回：ライフコースに対する中立性」、『共同参画21』第9号、2003年11月、30-31頁
- (142) 「キーワードからみる男女共同参画社会第10回：「結婚離れ」社会？」、『共同参画21』10号、2004年1月、28-29頁
- (143) 「「男性稼ぎ主」型からの脱却を　私たちがめざす社会と年金・税制」、『季刊女も男も』2003年夏号、12-15頁
- (144) 「福祉国家とジェンダー」、『学術月報』56巻8号、2003年8月、78-79頁
- (145) 「男女共同参画で日本の活性化を」、『刑政』114巻10号、2003年10月、18-25頁
- (146) 「働き方の選択に対して中立的な年金制度」、『生活協同組合研究』第337号、2004年2月、2-3頁
- (147) 「これが年金不安を解消する改革案だ」、『週間金曜日』482号、2003年10月31日、18-21頁
- (148) 「阻まれた「世帯単位」から「個人単位」への移行」、『週間金曜日』501号、2004年3月26日、12頁
- (149) 「個人の働き方に中立的な年金制度を」、『論座』2004年1月号、126-131頁
- (150) 「男性稼ぎ主」型から脱却できるか—年金制度・税制」、北九州市立男女共同参画センター“ムーブ”編『ジェンダー白書2 女性と労働』明石書店、2004年3月、74-90頁
- (151) 「社会的セーフティ・ネットと市場経済—「生活の協同」概念の今日的意義—」、『生活協同組合研究』343号、2004年8月、5-11頁
- (152) 「多様化するライフスタイルにふさわしい年金制度を」、『日本記者クラブ会報』記録版125号、2004年8月23日、1-18頁
- (153) 「これでは空洞化はくいとめられない一年金改革関連法の中身とは」、『世界』2004年8月号、86-93頁
- (154) 「日本の福祉国家とジェンダー—社会政策研究に即して」、原ひろ子・蓮見音彦・池内了・柏木恵子編『ジェンダー問題と学術研究』ドメス出版、2004年8月、92-100頁
- (155) "Gender Equality and Women's Participation in Japan: A Synthesis", Mari Osawa and Karen Mokate, in Karen Mokate (ed.) *Women's Participation in Social Development, Experiences from Asia, Latin America and the Caribbean*, Washington DC: Inter-American Development Bank, pp.63-88.
- (156) 「21世紀家族と生活福祉—安心して子どもを産み育て老いていけるまち」（岡田眞理子・鈴木隆・鯉渕信也と座談会）、『横浜の政策力 調査季報』156、2005年3月、1-8頁
- (157) "Comparative Social Policy Systems from a Gender Perspective", *Social Science Japan*, 31, March 2005, pp. 9-13.
- (158) 「経済危機のジェンダー分析が示すもの 東大社研シンポから」（日下部京子著、雑

- 賀葉子訳、大沢真理監修)、『女性展望』2005年4月号、12 - 13頁
- (159)「体系転換せずに「空洞化」はくい止められない」、全労災協会 Labor Research Library、2005年4月号、15 - 18頁
- (160)「逆機能に陥った「男性稼ぎ主」モデル」、『月刊自治研』2005年4月号、41 - 48頁
- (161) "Japanese Government Approaches to Gender Equality since the Mid-1990s", *Asian Perspective*, 29 (1) Special Issue on Controversial Issues in Japanese Politics and Society, pp. 157-173.
- (162)「仕事と生活の調和？！男女平等法制のゆくえ」(中野麻美・林陽子とシンポジウム)、フォーラム・「女性と労働 21」『女性と労働 21』No. 52、7 - 32頁
- (163)「四醉人経倫問答 経済と倫理」(中野敏男・森まゆみ・川本隆史とシンポジウム)、川本隆史編集『岩波 応用倫理学講義 4 経済』岩波書店、2005年7月、244 - 300頁
- (164)「「男性稼ぎ主」型のネガティブ・スパイラル」、アジア女性資料センター『女たちの21世紀』43号、2005年8月、4 - 7頁
- (165) 福島瑞穂と対談「「男性稼ぎ主型」からの脱却を」、福島みづほ『戦争と憲法危機の時代に 政治をあきらめない—話せば元気がわいてくる 福島みづほ対談集』明石書店、2005年10月、146 - 155頁
- (166) "The Vicious Cycle of the 'Male Breadwinner' Model of Livelihood Security", *Women's Asia 21-Voices from Japan*、16, pp. 1-5.
- (167)「男女共同参画が日本の未来を開く—社会的排除を超えて—」、『学術の動向』2006年3月号、34 - 39頁
- (168)「社会政策の比較ジェンダー分析とアジア」、『アジア女性研究』15号、2006年3月、20 - 28頁
- (169)「有効で公平な税制とは何か」(神野直彦・三木義一と座談会)、『世界』2006年5月号、108 - 123頁。神野直彦・宮本太郎編『脱「格差社会」への戦略』岩波書店、2006年12月に収録。
- (170)『よりよい世界に向けた経済の安全保障（抜粋）』ILO 社会・経済の安全保障プログラム編著、大沢真理監訳、金井郁翻訳、I L O 駐日事務所 <http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/downloads/ecosec.pdf>、2006年、60頁
- (171)「格差社会の行方を問う—労働と社会保障の課題」(林陽子・中野麻美・西村智奈美とシンポジウム)、フォーラム・「女性と労働 21」『女性と労働 21』No.57、2006年6月、18 - 43頁
- (172)「第3分科会 社会的包摂の系譜と課題—英・仏の経験から」(座長報告)、社会政策学会誌 16号『社会政策における福祉と就労』法律文化社、2006年9月、127 - 130頁
- (173)「男女共同参画が日本の未来を開く—社会的排除を超えて」、学術会議叢書 12『どこまで進んだ男女共同参画』財・日本学術協力財団、2006年9月、203 - 214頁
- (174)「ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けて—行政、企業 労働組合による正しい現状認識が必要」、労働教育センター『女も男も一自立・平等』No. 108、2006年12月、4 - 8頁
- (175)「社会的排除から「生活の協同」へ」、『生活協同組合研究』No. 372 (2007年1月

号)、30 - 37 頁

- (176) 「ディスカッション 格差拡大の中での「生活の協同」の位置づけ」(福士正博・山口浩平と)、『生活協同組合研究』No. 372 (2007 年 1 月号)、38 - 42 頁
- (177) 「格差社会を越えて—公正社会の新しいデザイン」(岩田正美・神野直彦・宮本太郎と生活経済政策研究所設立 10 周年記念シンポジウム)、『生活経済政策』No. 120、2007 年 1 月、4 - 24 頁
- (178) 「生活保障システムと少子高齢化—社会的排除／包摂の視点から」、東京大学社会科学研究所『国立大学附置研究所・センター長会議 第三部会（人文・社会科学） 第 3 回シンポジウム 少子高齢化—何が問題か—』2007 年 2 月、22 - 31 頁
- (179) 「(総論) 経済危機とジェンダー」、北九州市立男女共同参画センター“ムーブ”編『ジェンダー白書 5 女性と経済』明石書店、2007 年 3 月、30 - 45 頁
- (180) ダイアン・エルソン「新自由主義的なグローバル化とジェンダー平等—オルタナティブを求めて—」(市井礼奈訳、大沢真理監修)、北九州市立男女共同参画センター“ムーブ”編『ジェンダー白書 5 女性と経済』明石書店、2007 年 3 月、46 - 71 頁
- (181) 「表紙の顔 原ひろ子」、『学術の動向』2007 年 6 月号、3 頁
- (182) ラウンドテーブル 07・3・26 の報告『美しい国日本』で生き延びられますか！？』(大森真紀・中野麻美・林陽子と共に著)、フォーラム・「女性と労働 21」『女性と労働 21』No. 61、2007 年 6 月、18 - 49 頁
- (183) 卷頭言「人身取引を吸引する「美しい国」」、生活協同組合研究 2007 年 8 月号、2 - 3 頁
- (184) 「社会的排除を超えて「希望と安心」へ ユニバーサル・サービスと生活の協同」、『世界』2007 年 12 月号、79 - 87 頁
- (185) 「対談 2007 年を振り返る 混迷する日本社会はどこに向かうのか」(桂敬一と共に著)、『女性展望』2007 年 11/12 月号、5 - 10 頁
- (186) 「経済学とジェンダー」、学術会議叢書 14 『性差とは何か—ジェンダー研究と生物学の対話—』財団法人日本学術協力財団、2008 年 1 月、101 - 111 頁
- (187) 「ジェンダー視点を社会政策に生かす」、学術会議叢書 14 『性差とは何か—ジェンダー研究と生物学の対話—』財団法人日本学術協力財団、2008 年 1 月、283 - 293 頁
- (188) 「社会的排除の装置と化した生活保障システム—「男性稼ぎ主」型の逆機能」、辻村みよ子・河上正二・水野紀子編『男女共同参画のために—政策提言』東北大出版会、2008 年 1 月、259 - 281 頁
- (189) 書評リプライ「現代日本の生活保障システム：座標とゆくえ」、『社会福祉学』48 卷 4 号、2008 年 2 月、214 - 216 頁
- (190) コメント「育てるうえでのニーズと育つうえでのニーズ」、社会政策学会編『社会政策学会誌第 19 号 子育てをめぐる社会政策 その機能と逆機能』法律文化社、2008 年 3 月、74 - 83 頁
- (191) 「逆機能する日本の生活保障システム」、『生活経済政策』No.136、2008 年 5 月、3 - 10 頁
- (192) 「15 歳児の学習到達度調査(PISA)が示唆すること—男女の読解力と女児の数学力の低下—」、『学術の動向』2008 年 5 月号、44 - 45 頁

- (193) キャンベル、ジョン・クレイトン「国際比較のなかの日本介護保険」(翻訳)、編集委員：上野千鶴子・大熊由紀子・大沢真理・神野直彦・副田義也『ケア その思想と実践5 ケアを支えるしくみ』岩波書店、2008年6月、169 - 188頁
- (194) 「思想の言葉 税・社会保障の「惨状」を直視し、明確な選択を」、『思想』2008年9月号、2 - 6頁
- (195) 「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて」、『JAUW シンポジウム 2008 ワーク・ライフ・バランスをめざして 育児・介護等を含めたケアワークへの男女共同参画』社団法人大学女性協会、2009年2月、3 - 16頁
- (196) 卷頭言「時代が求める包摂的な社会政策と包括的な社会政策研究」、『社会政策』第1巻2号、2009年4月、1 - 3頁
- (197) 卷頭言「失業給付から漏れる失業者」、『生活協同組合研究』No. 400、2009年5月、2 - 3頁
- (198) 「報告に対するコメント」、生協総研レポート No.60『生協の社会的役割を問う—2008年度現代生協論コロキアムの成果—』2009年3月、18 - 20頁
- (199) 基調講演「経済危機と女性」(経済学部主催国際シンポジウム「政治経済の危機—社会的排除を超えて—」)、『立教経済学研究』62巻4号、2009年3月、285 - 292頁
- (200) 「社会の再生産の危機へ—逆機能する日本の生活保障システム」、フォーラム・「女性と労働21」『女性と労働21』No.69、2009年5月、6 - 17頁
- (201) 「再分配がつくり出す貧困大国ニッポン—労働組合の責任は重大だ」、『連合』2009年6月号、28 - 29頁
- (202) インタビュー「貧困層と女性に公正な財政を」、『女たちの21世紀』No. 58、2009年6月、14 - 18頁
- (203) 「失業給付を受けない失業者 日本の比率は主要国で最高レベル」、『学術の動向』2009年6月号、112 - 114頁
- (204) 新所長あいさつ「生活研の出番の時代に」、『生活経済政策』No. 151、2009年8月、2頁
- (205) 扉「特集2 反貧困最前線」、『学術の動向』2009年8月号、49頁
- (206) 「貧困大国としての日本—舵を切り替えるのか」、『学術の動向』2009年8月号、50 - 53頁
- (207) 「公的年金に即して」、大会企画シンポジウム「社会的排除の現実とソーシャル・インクルージョンの課題」、『社会福祉学』50-2、2009年8月、80 - 83頁
- (208) 現代女性キャリア研究所開設記念シンポジウム「女性の多様な社会参加をもとめて—今、何が課題か」(木本喜美子・大沢真知子と共に著)、日本女子大学現代女性キャリア研究所紀要『現代女性とキャリア』創刊号、2009年9月、18 - 46頁
- (209) シンポジウム「少子高齢化社会の財政システム」(西村周三・権丈善一・宮島洋・植田和弘と共に著)、日本財政学会編『財政研究第5巻 少子高齢化社会の財政システム』有斐閣、2009年10月、4 - 55頁
- (210) 「抜本的な再構築が必要—生活保障システムから見る日本の課題—」、『生活経済政策』No.153、2009年10月、24 - 28頁
- (211) インタビュー連合結成20年、これまでとこれから②「「働いても貧困」状態の改善

に全力を」、『月刊労働組合』2009年12月号、24 - 26頁

- (212) 大沢真理さん講演録「男女共同参画社会基本法制定から10年 今後の課題」、『北京JACふくおか10周年記念講演会録』2009年12月、5 - 26頁
- (213) 座談会「社会保障制度の再建—民主党の社会保障政策をどう評価するか」(駒村康平・宮本太郎・小塩隆士と共に著)、『生活経済政策』No.156、2010年1月、4 - 19頁
- (214) 「世界金融経済危機と生活保障システムのあり方」、生協総研レポートNo.63『経済危機とくらしの諸相—「経済危機とくらし研究会」2009年度報告』、4 - 9頁
- (215) 「女性の社会参加が世界を持続可能にする」、『日本女子大学教養特別講義第44集(日本をみつめるために)』2010年3月、141 - 162頁
- (216) 「住民参加で“持続する”社会と地域を一農と食をカギとして」、『農中総研情報』2010年5月号、14 - 15頁
- (217) 卷頭言「包摂する社会が危機にも強い」、『生協研究』2010年7月号、2 - 3頁
- (218) 「福祉・社会保障分野から」、生活経済政策研究所『日本の税制、どう変えるか?』生活研ブックス31、2010年7月、37 - 48頁
- (219) 「再分配のジェンダー・バイアスが貧困を深めている」、『学術の動向』2010年9月号、52 - 54頁
- (220) "Introduction: Income Inequality, Social Exclusion and Redistribution," *Social Science Japan Journal*, Vol. 13, No. 1, 2010, pp. 1-3.
- (221) 扉「所得リスクにどう立ち向かうか—社会的包摂のための社会保障—」、『学術の動向』2010年11月号、67頁

2010年代

- (222) 「3つの講演へのコメントとまとめ」(特集経済危機とくらし—生協の理念と地域社会との協働—)、『生活協同組合研究』2011年1月号、35 - 39頁。
- (223) 書評: 橘木俊詔著『安心の社会保障改革—福祉思想史と経済学で考える—』(東洋経済新報社)、季刊『個人金融』2011冬、118 - 110頁
- (224) 「社会保障・税一体改革に求められる課題とはなにか」、地方財務協会『地方税』2011年1月号、2 - 8頁
- (225) 「日本の経済・社会を再生するジェンダー政策を所得再分配の実態から読み解く」、『We learn』財団法人日本女性学習財団、2011年3月号、4 - 9頁
- (226) インタビュー「平成23年度税制改正の論点」(聞き手: 上西左大信)、『JTRI 税研』財団法人日本税務研究センター、156号、2011年3月
- (227) 「女性と貧困」、大阪弁護士会編『貧困の実態とこれからの日本社会 子ども・女性・犯罪・障害者、そして人権』明石書店、2011年8月、51 - 84頁
- (228) 『民主党への緊急提言—希望の再生を目指して』(金子勝・波頭亮・山口二郎と共に著)、生活経済政策研究所、2011年12月、13頁。
- (229) 「財源をどうするのか」(土居丈朗・宮本太郎と共に著)、宮本太郎編『弱者99%社会 日本復興のための生活保障』幻冬社新書、2011年12月、152 - 176頁
- (230) 「パネル討論 流通・社会インフラの形成と危機に強い地域づくりに向けて」(木立真直・矢野和博・宮本弘・藤井克裕・芳賀唯史と共に著)、『生活協同組合研究』2012年1

月号、50 - 68 頁

- (231) 書評: 埋橋孝文著『福祉政策の国際動向と日本の選択—ポスト「三つの世界」論』(法律文化社)、『月刊福祉』2012年1月号、98頁
- (232) 「均等待遇こそ労使と国民の利益」、『Business Labor Trend』2012年3月号、7頁
- (233) インタビュー「平成24年度税制改正を語る」(聞き手: 上西左大信)、『JTRI 税研』財団法人日本税務研究センター、162号、2012年3月、1 - 9頁
- (234) インタビュー「一体改革に求められる視点」、『連合』288号(2012年4月号)、2012年3月、5 - 8頁
- (235) 「税・社会保障一体改革の課題」、月刊『社会民主』2012年4月号、7 - 12頁
- (236) 卷頭言「建設業の新展開で老若男女の雇用機会を」、『生活協同組合研究』435号(2012年4月号)、2 - 3頁
- (237) 「データで読み解く・日本の社会保障と税が抱えてきた問題」、『情報労連リポート』2012年4月号、7 - 10頁
- (238) 「税・社会保障の逆機能と打開の道」、『生活経済政策』No.184、2012年5月、11 - 17頁
- (239) 『民主党への緊急提言Ⅱ—明日を拓くために』(山口二郎・高橋伸彰・井手英策と共に著)、生活経済政策研究所、2012年6月、20頁。
- (240) 「ラウンド・テーブル記録集 『生活・雇用・いのち “実現したい私たちの一体改革”』」(中野麻美・林陽子・遠藤智子と共に著)、フォーラム・「女性と労働21」『女性と労働21』No.81、2012年7月、6 - 45頁
- (241) 「税・社会保障一体改革により、「逆機能」の解消を」、『公衆衛生』76(10)、2012年10月、810 - 814頁
- (242) 「脆い経済・社会は政策的に作られた」、ジェンダー法学会編『講座 ジェンダーと法 第1巻 ジェンダー法学のインパクト』日本加除出版、2012年11月、119 - 124頁
- (243) 『民主党への緊急提言Ⅲ—総選挙をたたかうために—』(住沢博紀・山口二郎・井手英策と共に著)、生活経済政策研究所、2012年11月、3頁
- (244) 「高齢社会論の最前線—問題提起—」、『学術の動向』2013年1月号、60 - 62頁
- (245) 「特集 座談会 民主党政権をふりかえる—総選挙結果と民主党の今後—」(住沢博紀・山口二郎・星野泉と共に著)、『生活経済政策』2013年2月号、3 - 18頁
- (246) 「「男性稼ぎ主」型からの脱却を」、『社会運動』395号、2013年2月、3 - 12頁
- (247) 「被災者に寄り添うとは—女性をはじめ多様な住民を主体に—」、『学術の動向』2013年2月号、70 - 73頁
- (248) 「大震災復興のために 日本学術会議の取り組みを聞く」、『経済』211号、2013年4月、135 - 139頁
- (249) 「コメント: 雇用崩壊と貧困拡大は、制度政策による部分が大きい」、『学術の動向』2013年5月号、47 - 52頁
- (250) 「特集 シンポジウム 誰もが生きやすい社会へ~日本を変えるジェンダー平等へ」(中野麻美・浅倉むつ子・小宮山洋子と共に著)、フォーラム・「女性と労働21」『女性と労働21』No.85、2013年6月、6 - 50頁
- (251) 「[6・18 生活経済政策研究所総会記念シンポジウム] 共生社会・日本をつくるための

- 政策課題と野党第 1 党の責任」(住沢博紀・山口二郎・駒村康平・宮本太郎・星野泉・松信ひろみと共に著)、『生活経済政策』2013 年 9 月号、10 - 28 頁
- (252) 「日本の貧困層とはだれか」、『生活経済政策』2013 年 9 月号、6 - 7 頁
- (253) 卷頭言「女性の活躍促進というけれど」、『生活協同組合研究』2013 年 8 月号、2 - 3 頁
- (254) 「逆機能する税・社会保障システム」、連合総研レポート『DIO』2014 年 5 月号(No.293)、10 - 13 頁
- (255) 「分配も酷いが再分配は最悪、しかし「逆機能」は希望も示す」(「報告 連合総研ワークショップ「安倍政権の成長戦略を問う」の一部)、『DIO』2014 年 10 月号、26 - 28 頁
- (256) 「シンポジウム「安倍政権の成長戦略を問う」一働くことを軸とする安心社会」(宮里邦雄・黒瀬直宏・龍井葉二と共に著)、『労働法律旬報』No.1827 (2014.11.10)、6 - 32 頁
- (257) 「男女共同参画で学術のイノベーションを」、『学術の動向』2014 年 12 月号、74 - 79 頁
- (258) 「分配が劣化し、得再分配は逆機能している—均等法成立から 30 年」、『季刊・労働者の権利』Vol.308、2015・1、18 - 26 頁
- (259) 「フォーラムで育った 20 年—自分史の二つの側面」、フォーラム・「女性と労働 21」『女性と労働 21』23 増刊号、2015 年 10 月、87 - 101 頁
- (260) 「広がる格差とメディアの責務 公開シンポジウムの要旨(下)=パネル討論会」(松本真由美・谷口学・曾根英二・今野晴貴・軽部健介と共に著)、『メディア展望』No. 651 (2016 年 3 月)
- (261) 「第 2 部 パネルディスカッション」(松本真由美・谷口学・曾根英二・今野晴貴・軽部健介と共に著)、公益財団法人新聞通信調査会編『広がる格差とメディアの責務』公益財団法人新聞通信調査会、2016 年 3 月、37-91 頁
- (262) 「生活保障のガバナンス—エンダーとお金の流れで読み解く—」、『2014 年度「連帯社会連続講座「連帯社会」について考える」』公益財団法人日本労働文化財団連帯社会研究交流センター、連帯社会ブックレット 04、2016 年 3 月、110-136 頁
- (263) 「座談会 “ReDEMOS” とは何か」(中野晃一・水上貴央・諏訪原健・本間信和と共に著)、『世界 別冊』881 号、2016 年 4 月 1 日、180 - 195 頁
- (264) 「女性の活躍と結婚・子育て一大切だというならサポートは?—」、昭和女子大学『女性文化』34 集、2016 年 4 月 1 日、81—106 頁
- (265) 「安倍政治から国民を守るか、「日本を売りわたす」か」、『自治労通信』2016 年 5 月 6 日号、特集「2016 参院選の争点はコレだ!」、10—11 頁
- (266) 「「安倍政治から国民を守るか、「日本を売りわたす」か」、『農村と都市を結ぶ』2016.7、4—11 頁
- (267) 『私と科研費』「「日本を中心とした国際共同研究—科研費が可能にした」、日本学術振興会科学研究費補助金、「研究概要・成果」、No.100、2017 年 6 月、日本語 https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/29_essay/no100.htm , 英語 , https://www.jsps.go.jp/english/e-grants/kakenhi_essay/grants11_100.html

- (268) 「研究する人生の魅力を高めながら、女性を増やすことが必要」、『学術の動向』2017年8月号、94—97頁
- (269) “Opening remarks”, *Social Science Japan* (Newsletter of the Institute of Social Science, University of Tokyo), 57 (The Seventieth Anniversary of the Founding of the Institute of Social Science of the University of Tokyo), September 2017, 3—5.
- (270) 大沢真理・宮本太郎・武川正吾「座談会 本来の全世代型社会保障とは何か」、『世界』904（2018年2月号）、68—81頁
- (271) 「税・社会保障制度におけるジェンダー・バイアス」、『学術の動向』2018年5月号、8—12頁
- (272) 海妻径子と共に著「「学術支援・研究職」の現状と課題—ジェンダー視点からの検討—」、『学術の動向』2018年11月号、特集2扉

VII 社会・国民への発信（2003年度以前は未収録）

- 2004年7月10日、北九州市男女共同参画センター“ムーブ”フェスタ公開シンポジウムにて基調講演「食とジェンダー」、およびパネルディスカッション
- 2004年10月9日、北京JAC第9回全国シンポジウムにて基調講演「北京+10に向けて—私たちはどこまで来たか、これからどうすべきか—」、およびパネルディスカッション
- 2004年12月11日、フォーラム・「女性と労働21」公開シンポジウム「仕事と生活の調和？！男女平等法制のゆくえ」にて、コーディネータ兼パネリスト
- 2005年2月19日東京、国際シンポジウム「経済危機の次代：診断し処方する—フェミニスト経済学の可能性」（第19回東大社研シンポジウム）を開催。コーディネータを務めるとともに、「日本経済の危機と社会的セーフティネット」を報告
- 2005年2月26日、北京JAC佐賀シンポジウムにて基調講演「ポスト9.11のグローバル・フェミニズムの政治地勢」
- 2005年3月12日、中野区「区民カレッジ講座」にて講義「年金制度改革に求められるもの」
- 2005年3月12日、東京弁護士会両性の平等に関する委員会「男女共同参画シンポジウム」にて講演「ポスト9.11のグローバル・フェミニズムの政治地勢」とパネルディスカッション
- 2005年10月1日、中央大学経済学部創立100周年記念シンポジウム「経済学部における教育とジェンダー—男女共同参画社会に向けて」にて報告「経済学に欠かせないジェンダー視点」とパネルディスカッション
- 2005年10月2日、山梨県立男女共同参画推進センターぴゅあ総合フェスティバルにて記念講演「男女共同参画と日本の将来」
- 2005年11月26日、第4回東北大学男女共同参画シンポジウム「どこまで進んだ大学の男女共同参画」にて基調講演「大学の男女共同参画と学術の発展」、およびパネルディスカッション
- 2005年11月3日、くまもと県民交流館パレア平成17年度 女性のキャリア形成支援フォ

ーラムにて基調講演「経済危機の時代における女性のキャリア」とパネルディスカッション

2005年12月10日、京都女子大学大学院現代社会研究科主催公開講演会「新しい公共圏創成をめざして—男女共同参画社会の Next Stage」にて基調講演「新しい公共圏をめざして—男女共同参画による社会的包摂」とパネルディスカッション

2006年2月18日、フォーラム・「女性と労働21」公開シンポジウム「格差社会の行方を問う—労働と社会保障の課題」にて報告「社会的排除の装置と化した日本の生活保障システム」、およびパネルディスカッション

2006年2月22日、山口大学大学院東アジア研究科・山口市女性会議主催「東アジア国際市民シンポジウム 地域から男女共同参画の推進を」にて基調講演「未来を開く男女共同参画—排除を超えて共に生きる社会へ」とパネルディスカッション

2006年10月7日 財団法人・生協総合研究所第16回全国研究集会「現代的な「生活の協同」のあり方を探る」にて報告「社会的排除から「生活の協同」へ」とパネルディスカッション

2006年10月26日 国立大学附置研究所・センター長会議 第三部会（人文・社会科学）
第3回シンポジウム「少子高齢化—何が問題か—」にて報告「生活保障システムと少子高齢化—社会的排除／包摂の視点から」とパネルディスカッション

2006年10月30日 日本学術会議公開シンポ「ジェンダー視点が拓く学術と社会の未来」
にて報告「社会政策とジェンダー」、およびパネルディスカッション

2006年11月13日 社団法人・生活経済政策研究所設立10周年記念シンポジウム「格差社会を超えて—公正社会の新しいデザイン—」にて報告「排除を超えてともに生きる社会へ」、およびパネルディスカッション

2006年3月10日 日本弁護士連合会 両性の平等に関する委員会 創立30周年記念シンポジウムにて基調講演「男女共同参画の意義と必要性」とパネルディスカッション

2007年3月26日、フォーラム・「女性と労働21」主催ラウンドテーブル「労働ビッグバン！『美しい国日本』で生き延びられますか！？」にて報告と討論。

2007年6月3日厚木、ヒューマンサポートネットワーク厚木 2007年総会にて基調講演「排除を超えて共に生きる社会へ—「生活の協同」の意義と役割—」

2007年10月6日早稲田大学『研究者養成のための男女平等プラン』第3回シンポジウム
『頑張れ若手研究者！！～早稲田モデルの構築をめざして』にて招待報告「高等教育・研究とジェンダーの視点」

2007年12月7日龍谷大学2007年度人権問題研修会にて講演「男女共同参画社会基本法時代の大学—東京大学の基本計画策定の経験から—」

2007年12月10日保谷、地域福祉フォーラム2007「つながる♥つながって地域をつくろう」
にて基調講演「排除を超えて共に生きる社会へ」

2008年2月23日四谷、フォーラム・「女性と労働21」連続シンポジウム第1回「多様化時代の雇用平等」司会

2008年3月28日東京大学、文部科学省科学技術振興調整費「女性研究者支援モデル育成」事業・東京大学創立130周年記念事業シンポジウム「世界のスーパー女性研究者が語る—アカデミアの男女共同参画と学術の発展」のコーディネータ・司会

2008年4月27日東京田町、「権利とくらし 平和のための女性集会」実行委員会・I女性会議主催「'08 権利とくらし 平和のための女性集会 ひろがる女性の貧困化—とりもどそう人間の尊厳を—」にて講演「ジェンダーの視点から『男性稼ぎ主型』生活保障システムを斬る」、シンポジウム「貧困から抜け出すために 私たちはどうとりくむか—雇用・医療・介護・福祉・地域など—」のシンポジスト。参加者350人。

2008年5月10日渋谷、(財)生協総合研究所「第5回現代生協論コロキアム～市民社会における生協の役割」にてコメント。

2008年9月16日日立、高齢者福祉政策研究会にて講演「日本の社会保障をどう救うか」

2008年9月16日文京区、第45回出版女性集会にて講演「ワークライフバランスの実現にむけて—ジェンダーの視点から日本の生活保障システムを斬る」

2008年9月21日弘前、高齢社会をよくする女性の会第27回全国大会、第6分科会「女の一生の経済設計—どう防ぐ貧乏ばあさん」にて報告「女の一生の経済設計—まず現在の惨状を直視する必要」

2008年10月25日三田、(社)大学女性協会・内閣府共催シンポジウム「ワーク・ライフ・バランスをめざして—育児・介護等を含めたケア・ワークへの男女共同参画」にて基調講演

2009年7月18日財団法人・市川房枝記念会、政治参画夏期研修会にて講義「赤字財政下の社会保障・福祉政策への提言」

2009年8月29日国立女性教育会館、平成21年度男女共同参画のための研究と実践の交流推進フォーラム、JAWW(日本女性監視機構)主催ワークショップ「第四回世界女性会議(北京)から15年:経済危機を含む男女共同参画の諸課題」にて報告「経済危機と男女共同参画の諸課題」

2009年9月5日福岡県男女共同参画センター、北京JAC ふくおか・福岡県男女共同参画センター共催「北京JAC ふくおか」10周年記念講演会にて、講演「男女共同参画社会基本法制定から10年—今後の課題—」

2009年10月29日日本女子大学教養特別講義「女性の社会参加が世界を持続可能にする」

2010年1月31日東京、シンポジウム「ニーズ中心の福祉社会へ一次世代型福祉戦略」にて報告と討論

2010年2月10日大阪、大阪弁護士会貧困問題連続市民講座第7講「女性と貧困」にて講演

2010年4月9日東京、練馬生活者ネットワーク「地域力 市民力でつくろう！セーフティネット」にて講演

2010年4月9日東京ウィメンズプラザ、「払えない？もらえない？税金・年金」にて講演

2010年8月20日東京、社会保障審議会年金数理部会「年金数理部会セミナー2010」にてパネリスト

2010年9月2日大阪、民主党近畿・中国ブロック女性議員ネットワーク会議研修会にて基調講演「再分配が深める貧困大国ニッポン」

2010年9月10日千葉、生活クラブ千葉：役員研修にて基調講演「生活保障システムが逆機能する国で：福祉政府と生活の協同の役割」

2010年9月24日大阪、関西経済同友会「安心できる社会を考える委員会」ヒアリングに

- て講演「新しい社会的リスク～ライフステージに潜む不安とは何か～」
- 2010年9月25日東京、生協総合研究所第20回全国研究集会「経済危機とくらし一生協の理念と地域社会との協働―」にて座長
- 2010年10月12日東京、北京JAC主催講演会「日本の税制：生活者・女性の視点からどう変えるか？」
- 2010年12月4日東京、2010年NGO日本女性大会にて第1パネルのパネリスト、報告「男女共同参画の推進が日本の社会・経済を再生させる」
- 2010年12月8日東京、2010年度電機連合「政策・制度シンポジウム」にて基調講演「逆機能する生活保障システム：いかに機能を回復するか」
- 2010年12月15日東京、福島みづほと市民の政治スクールにて講演「逆機能する生活保障システム：いかに機能を回復するか」
- 2011年1月29日横浜、内閣府男女共同参画推進事業、(社)国際女性教育振興会神奈川県セミナー講演とシンポジウムにて基調講演「多文化共生社会と女性の経済活動—グローバル化の流れの中で—」
- 2011年1月30日新潟、北京JAC・新潟記念講演会にて講演「日本の税制 生活者・女性の視点からどう変えるか？」
- 2011年5月11日、参議院国民生活・経済・社会保障に関する調査会にて参考人、報告「持続可能な社会保障（給付と負担の在り方）」について
- 2011年6月24日、生活経済政策研究所15周年記念シンポジウム「ポスト3.11の構想—日本の政治と社会」をコーディネート・司会。200人
- 2011年7月25日、公益財団法人生協総合研究所2011年度 第3回公開研究会「イギリス・イタリアにおける社会的経済の動向と日本への示唆—『社会的経済が拓く未来』出版記念講演一」にてコメント。60人。
- 2011年8月9日、信濃木崎夏期大学にて講義「社会保障・税一体改革の課題」、120人。
- 2011年9月8日、日本弁護士連合会主催のシンポジウム「女性こそ主役に！災害復興～東日本大震災後の日本社会の在り方を問う～」にて報告「戦後日本型の経済開発が災害に脆い社会をつくった」。160人。
- 2011年10月1日、朝日カルチャーセンター「シリーズ 日本のフェミニズム—権力と労働」にて上野千鶴子と対談、30人。
- 2011年10月8日、公益財団法人生協総合研究所第21回全国研究集会「東日本大震災と生協の役割」にて、パネルディスカッションへのコメント。210人
- 2011年10月15日、2011年北区男女共同参画センター パートナーシップ事業「女性の視点で読み解く」～ブックトークにて講演「大沢真理さんが語る、働くこととは」 4巻「権力と労働」より、20人。
- 2011年10月29日、社民党女性研修・交流会「東日本大震災、復旧・復興に女性の力を」にて講演「危機や災害に脆い社会を再構築するために—「男性稼ぎ主」型からの脱却を一」、70人。
- 2011年11月26日、第10回ジェンダーと災害復興研究会「復興まちづくりと女性」にて報告「危機や災害に脆い社会を再構築するため—「男性稼ぎ主」型からの脱却を一」、15人。

2011年11月27日、クレオ大阪中央主催「女性の労働事情がわかるブックトーク」にて、講演「『権力と労働 新編日本のフェミニズム第4巻』から、どう動き出すか」、100人。

2011年12月2日、内閣官房社会保障改革担当室主催シンポジウム「社会保障の明日を考える in 広島」にて基調講演「税・社会保障一体改革の課題」、120人。

2011年12月6日、「めざせディーセントワーク、非正規問題の解決」学習会にて報告「貧困の日本の特徴と社会保障・税一体改革の課題」、30人。

2012年1月18日、社民党「政策セミナー 2012NewYear」にて講演「税・社会保障一体改革の課題」、30人

2012年2月15日、「民主党への緊急提言」院内学習会（ミニシンポ）にて報告「税・社会保障の現実を直視し、ぶれることなく改革を」、国会議員93人（代理45人を含む）。

2012年2月16日、連合集会「私たちの求める「社会保障と税の一体改革」にて報告「税・社会保障一体改革の課題」、200人

2012年2月23日、「民主党への緊急提言」院内学習会にて講演「税・社会保障の現実を直視し、ぶれることなく改革を」、国会議員68人（代理40人を含む）。

2012年3月23日、日本生活協同組合連合会主催「社会保障と税のあり方を考えるシンポジウム」にて講演「税・社会保障の現実を直視し、ぶれることなく改革を」、100人。

2012年3月27日、「国のかたち」研究会にて講演「「異常事態」に「非常事態」が重なった日本の現状—打開は民主党政権の歴史的使命—」、国会議員40人。

2012年3月28日、未来経済研究会にて講演「年金問題を語る」、40人。

2012年4月26日、民主党国会議員「リベラルの会」勉強会にて報告「『社会保障と税の一体改革』の課題」、20人

2012年5月19日、フォーラム・「女性と労働21」・「生活保障システムとグローバル経済危機」研究プロジェクト主催、『ラウンド・テーブル 生活・雇用・いのち 実現したい“私たちの一体改革”』にて、報告「税・社会保障改革の問題点=少なくとも「逆機能」を解消せよ」および座長

2012年6月17日コラッセ福島、ふくしま女性フォーラム総会記念講演「危機や災害にタフな社会を構築するために 「男性稼ぎ主」型からの脱却を」、40人

2012年7月3日、「民主党への緊急提言II」院内学習会にて報告「税・社会保障の惨状を直視すれば、進むべき道は明らか」、83人

2012年9月5日、「民主党への緊急提言II」院内学習会にて報告「税・社会保障の惨状を直視すれば、進むべき道は明らか」、30人

2012年12月2日福井市、報告会「希望学プロジェクト ほぼ女子会～やりがいと希望へのトビラは？」（ふくい女性ネットNEXTとの共催）にて、座長

2013年1月15日参議院議員会館、全国フェミニスト議員連盟学習会にて講演「税・社会保障の惨状を直視すれば、進むべき道は明らか」、60人

2013年2月9日釜石市、東京大学釜石カレッジ・男女共同参画まちづくり市民大学にて講演「女性の活躍で復興加速」、30人

2013年2月16日前橋市、「母と女性教職員の会」群馬県集会にて講演「子どもと女性に投資することが日本再生のカギ」、100人

2013年4月13日東京大学、フォーラム・「女性と労働21」2013 シンポジウム「誰もが生

きやすい社会へ～日本を変えるジェンダー平等～」にて報告「どうしても必要な税・社会保障改革とは」、50人

2013年6月9日新潟、フォーラム・「女性と労働21」2013シンポジウムinにいがた「誰もが生きやすい社会へ～日本を変えるジェンダー平等～」にて報告「どうしても必要な税・社会保障改革とは」、50人

2013年6月18日参議院議員会館、生活経済政策研究所総会記念シンポジウムにて報告「成長では日本の危機を克服できない」、国会議員10人、一般参加60人

2013年10月25日東京、連合中央女性集会にて基調講演「男女平等参画と女性の活躍促進—「女性が日本を救う」ために必要な条件」、1000人

2013年10月26日盛岡、第16回全国シェルターシンポジウム2013 inもりおか・岩手にてパネリスト、500人

2013年12月6日大阪、大阪市立大学都市創造研究科都市公共政策研究分野一般公開ワークショップにて講演「現代日本の生活保障システム—再分配が貧困を深める国ニッポン」、60人

2014年2月15日大船渡、復興庁・岩手県共催「防災・復興について考えよう—男女共同参画の視点から—」にて講演「ジェンダー、多様性の視点を重視した復興のあり方」30人

2014年2月20日、公務公共サービス労働組合協議会拡大地方代表者会議にて講演「なぜ公共部門の充実が必要なのか—生活保障システムの惨状に照らして—」、100人

2014年3月14日東京カナダ大使館、「日本・カナダ 民主主義、多様性、災害に関する政策対話:オタワから東京へ 2014 Japan—Canada Policy Dialogue on Democracy, Diversity and Disasters: From Ottawa to Tokyo」を共催、総括発言

2014年4月6日東京、NHK千代田放送会館、「日曜討論」に出演

2014年4月12日仙台、「女性のための政治スクール」にて講演「分配（雇用）も酷いが、再分配は最悪—生活保障システムの惨状に照らして—」、40人

2014年6月5日参議院議員会館、生活経済政策研究所総会記念シンポジウム「民主党のアイデンティティとは何か—その役割と責任—」にて報告「「逆機能」は希望も示す—日本の生活保障システム—」、国会議員20人、一般70人

2014年6月14日東京大学小島ホール、フォーラム・「女性と労働21」および科研費基盤(A)「社会的脆弱性／レジリエンスの比較ジェンダー分析」(研究代表者：大沢真理) 共催「2014シンポ アベノミクスの徹底解剖—ジェンダー平等の視点から—」にて司会および報告「分配も酷いが再分配は最悪：しかし、「逆機能」は希望も示す」、120人

2014年7月28日東京、連合会館、連合総合研究所「連合総研ワークショップ 安倍政権の成長戦略を問う」にてパネリスト、100人

2014年8月31日、週刊BS-TBS報道部「特集未来ビジョン」に出演、連鎖する“子どもの貧困”http://www.bs-tbs.co.jp/houdoubu/future_vision/future_vision_20140831.html

2014年9月10日衆議院議員第一会館、院内勉強会「「女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築」って何？」にて、報告「差別・虐待をなくして輝こう—アベノミクスの真実に照らして—」、国会議員2人、一般116人

2014年9月12日日本記者クラブ、日本記者クラブ研究会「現代日本の貧困」にて講演「分

配も酷いが再分配は最悪」、40人、YouTube https://www.youtube.com/watch?v=ws1—4EQ19tQ&list=UU_iMvY293APrYBx0CJReIVw

2014年9月25日東京大学、第7回東職ランチョンセミナーにて報告「女性の活躍促進といふけれど」

2014年9月29日NHK、『視点論点』に出演、テーマは「貧困の連鎖を断ち切るために」

2014年10月4日福岡、北京JAC福岡主催「平等の文化」を創る 北京女性会議から20年～何が変わったか？ 講座1」にて講演「生きにくさの謎に迫る～ジェンダーとお金の流れを通して～」、180人

2014年10月8日東京、日本弁護士連合会貧困本部勉強会にて報告「雇用の劣化と税・社会保障制度～貧困との関連でどう見るか～」、100人

2014年10月23日松山東高校、スーパークローバルハイスクール講演「すべての女性が輝く社会」？—いま・なぜ・どのように—、松山東高校1年生等360人

2014年10月30日東京、民主党男女共同参画推進本部・内閣部門（男女共同参画・子ども）会議合同総会にてヒアリング「政府の女性政策について」、国会議員（秘書）20人

2014年10月25日東京、TOKYO MXTV MX ニュース「[深掘り！] 現代の貧困は「経済政策と密接」」に出演

<https://www.youtube.com/watch?v=vEJG44DrIQA&list=PLkZ0Cdjz3KkjwOWPzFoPGa7jnTpgdbR8g&index=4>

2014年10月28日東京、ビデオニュース・ドット・コム「マル激トーク・オンディマンド」第712回に出演、「総選挙の争点」。<http://www.videonews.com/marugeki-talk/712/>

2014年10月29日東京、（公財）市川房枝記念会女性と政治センター「ジェンダー平等政策サロン」2014年第4回にて講演「生活保障システムとガバナンス～ジェンダーとお金の流れで読み解く～」、33人

2014年12月4日東京、民主党放送局「5 min.民主」に出演、「社会保障政策」
<https://www.youtube.com/watch?v=1mv7tavYmSo&list=PLy2cbVnXXj0JzzLlCewhuBSMwZAUjIsmQ>

2015年2月10日東京、民主党共生社会創造本部にてヒアリング「格差・貧困と経済成長—OECDの近年の資料を参考に—」、100人

2015年2月16日東京、NHK第一ラジオ「夕方ホットトーク」に出演、シリーズ「格差問題を考える」①

2015年3月14日東京、公益財団法人日本労働文化財団・法政大学連帯社会研究交流センター主催『連続講座連帯社会』にて講演「生活保障のガバナンス～ジェンダーとお金の流れで読み解く～」、20人

2015年3月18日東京、TOKYO MXTV MX ニュース「[深掘り！] 子供の貧困問題②」に出演

2015年3月26日東京、参議院予算委員会公聴会にて公述人（「経済・財政・社会保障」）

2015年3月31日東京、日弁連人権大会実行委員会勉強会にて講演「雇用の劣化と税・社会保障制度：貧困との関連でどう見るか」、30人

2015年6月17日、昭和女子大学女性教養講座にて講演「女性の活躍と結婚・子育て一大切だというならサポートは？—」

2015年11月28日岩手大学、いわて未来づくり機構（事務局：岩手県復興局）主催 第4回いわて復興未来塾にて基調報告「復興：これまでとこれからを考える」

2015年12月10日東京、JPタワー、公益財団法人新聞通信調査会主催シンポジウム『広がる格差とメディアの責務』にてパネリスト、報告「分配は劣化し再分配は最悪」

2016年2月10日参議院、「国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会」にて公述人、報告「国民の信頼を構築するための社会保障の在り方」

2016年4月2日福岡市、女性のための政治スクール in 福岡・九州にて講演「生活感のある政治家が必要—将来の安心を作るために—」70人

2016年4月23日東京、日本弁護士連合会シンポジウム「憲法9条を変えるとはどういうことか—社会構造や国民生活はどうなるのか—」にてパネリスト（経済・労働などから）、150人

2016年6月4日東京都千代田区、全電通会館 山口二郎のムホン会議 生！ 「この選挙には行かなきやだめだ！」にてパネリスト <http://demokura.net/?p=854>

2016年6月23日東京、FMラジオJ-WAVEのニュース番組 JAM THE WORLD「公正な税とは何か」に出演

2016年10月6日、NHKクローズアップ現代「シリーズあなたの働き方が変わる！？ 収入アップ？ ダウン？—揺れるパート・企業—」に出演

2016年10月22日、日本学術会議社会学委員会ジェンダー研究分科会シンポジウム「202030は可能か」にてコメント

2017年2月1日、平成28年度東京大学釜石カレッジ 男女共同参画まちづくり市民大学にてワークショップ「若い女性の定着が 釜石を持続可能にする」の講師

2017年5月9日東京、青山学院大学、JAICOWS（女性科学研究者の環境改善に関する懇談会）研究会にて報告「格差・貧困をどう捉えるか—ジェンダーの視点から—」

2017年6月3日大阪、難波ロフトワンプラスワンウェスト、ReDEMOS (People's Think Tank—市民のためのシンクタンク) live『今、大阪から「経済」の話をしよう—成長と分配は両立できないのか—』にて報告「日本経済の現状をどう把握するか」

2017年9月30日東京、連合会館、フォーラム・「女性と労働21」パネルディスカッション「「働き方改革」を斬る」にて報告「アベノミクスはなにをしたのか」

2017年10月8日東京、明治大学、安部改憲NO！大学人と市民の集いにて、報告「ウソは泥棒の始まり—いざれは国民主権が盗まれる？—」

2018年2月24日和歌山県田辺市、田辺市男女共同参画センター防災講座にて講演「若い女性の定着が田辺を持続可能にする～男女共同参画と災害リスクの削減～」

2018年4月16日東京、衆議院議員会館「社会への投資」シンポジウムにてパネリスト

2018年6月18日東京、東京ウィメンズプラザ、JAWW 総会にて特別講演「ジェンダー平等とエンパワーメントのための社会政策—反面教師=アベノミクスの教訓—」

2018年6月30日東京、坂東眞理子基金昭和女子大学女性文化研究賞10周年記念シンポジウム『職場の男女不平等をいかに越えるか』にて報告「職場の男女不平等を放置するどうなるか」およびパネリスト

2018年7月7日東京、明治大学、安全保障関連法に反対する学者の会シンポジウム「徹底検証 いま、日本の政治をどう変えるか さよなら安倍政権」にて報告「アベノミクス

は何をしたのか：社会政策」

2019年2月16日新潟、北京JAC・新潟主催公開講座にて報告「アベノミクス6年を決算する—金持ち・企業を優遇して社会保障に冷淡—」

VIII 学外委員等

フォーラム・「女性と労働21」企画運営委員（1992年11月－現在）、2013年9月より共同代表
社会政策学会幹事（1993年6月－2000年4月、2002年5月－08年5月、2010年5月－16年5月、2018年5月－20年5月）
新座市女性行動プラン懇話会副会長（1993年8月－94年3月）
中野区男女平等推進区民会議座長（1993年－94年）
総理府男女共同参画審議会専門委員（1995年3月－97年5月）
第2期中野区男女平等推進区民会議座長（1995年－96年）
鳥取県女性労働問題に関する意識と実態調査検討委員会代表委員（1995年度－96年度）
トヨタ財団研究助成選考委員（1996年度－99年度）
総理府男女共同参画審議会委員（1997年6月－2000年12月）
埼玉県女性のための支援策検討委員会副委員長（1997年度）
国立婦人教育会館『研究紀要』委員会、委員（1996年度－99年度）、委員長（2000年度－2001年度）
中野区男女平等推進検討会議座長（1998年度－99年度）
東京都中央労政事務所労政協議会委員（1998年度－2002年度）
労働省中央職業能力開発審議会委員（1998年度－99年度）
日本生協連理事会男女共同参画小委員会委員（1998年度）
財団法人生協総合研究所理事（1998年度－2000年度）、同常任理事（2001年度－08年度）
国際協力事業団課題別支援委員会（ジェンダー）委員長（2000年3月－02年3月）
通産省産業構想審議会臨時委員（1999年度）
文部省学術審議会専門委員（1999年度－2000年度）
内閣府男女共同参画会議影響調査専門調査会長（2001年度－04年7月）
日本ユネスコ国内委員（2001年度－04年度）
厚生労働省労働政策審議会中央職業能力開発部会委員（2001年度－02年度）
厚生労働省社会保障審議会年金部会委員（2001年度－05年度）
文部科学省科学技術・学術審議会専門委員（2001年度－02年度）
文部科学省独立行政法人評価委員会専門委員（2001年度－02年度）
日本評価学会誌『日本評価研究』編集委員（2001年度－06年度）
『社会政策研究』（東信堂）編集幹事（2001年度－06年度）
Asian Institute of Technology の理事会諮問機関 Gender Equality Committee の委員長（2001年度－04年度）
連合評価委員会委員（2001年度－04年度）
国際協力機構課題別支援委員会（ジェンダー）委員長（2003年度－）

第20期・21期・22期日本学術会議会員（第一部）（2005年10月－14年9月）、うち第22期は第一部副部長
Asian Institute of Technology の雑誌 *Gender, Technology and Development* (SAGE) の共同編集長（2001年－11年）
社団法人生活経済政策研究所理事（2007年度－18年度）、同所長（2009年度－11年度）
公益財団法人生協総合研究所理事（2009年度－18年度）
税制調査会専門家委員会委員長代理（2010年2月－12年度）
内閣官房社会保障改革に関する有識者検討会臨時構成員（2010年11月・12月）
日本学術会議連携会員（2014年10月－）

増補 2019年3月1日以降の業績

（I、II、VIの番号は、本編の番号から続く）

I 編著書

(51)『災害・減災と男女共同参画：2019年2月1日 第30回社研シンポの要旨；「2017年度女性・地域住民から見た防災・災害 リスク削減策に関する調査」報告』(編集)、東京大学社会科学研究所研究シリーズ第66号、2019年3月、48+82頁
https://jww.iss.u-tokyo.ac.jp/publishments/issrs/issrs/pdf/issrs_66_01.pdf

II 論説

(141)「「国難」を深めたアベノミクスの6年—逆機能する税・社会保障」、東大社研・玄田有史・飯田高編『危機対応の社会科学 下 未来への手応え』東京大学出版会、2019年、169－194頁

IV 国内研究活動

2019年3月6日東京大学、東京大学社会科学研究所社研セミナーにて報告「グローバル・インクルージョンへの日本の課題」

2019年5月22日横浜万国橋会議センター、自治体議会政策学会第21期自治政策講座 in 横浜にて、招待講義「肝心な場所に女性がいない—男女共同参画から見た災害時の課題—」

2019年7月13日北とぴあ、日本フェミニスト経済学会2019年度大会、自由論題第2報告の新井美佐子「新自由主義の潮流におけるフランスのジェンダー」にコメント

2019年8月31日大阪市立大学文化交流センター、労働法理論研究会にて報告「少子高齢化は「国難」か」

2019年10月13日大阪大学豊中キャンパス、日本公法学会第84回総会第2部会にて報告「日本では、税・社会保障制度が少子高齢化を促迫している」

2019年11月16日名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリー、シンポジウム「男女共同参画社会基本法とジェンダー平等：施行から20年を振り返る」にて基調講演「男女共同参画社会基本法施行から20年—成果と今後の課題—」およびパネリスト

V 海外研究活動

2019年3月16日釜山大学、釜山大学女性研究所・社会学科・社会福祉学科主催セミナー

VI 書評、翻訳、エッセイ等

(273) 卷頭言「決める場所に女性がいない」、女性学習財団『We learn』2019年8月号

(274) 卷頭言「防災・減災の意思決定に男女共同参画を」、『都市問題』110、2019年9月号

VIII 社会・国民への発信

2019年3月3日福岡県男女共同参画センター「あすばる」、みらいねっとフォーラム2019にて基調講演「女性の貧困こそが「国難」」

2019年5月18日東京、全水道会館、I女性会議『2019年 権利とくらし、平和のための女性集会』にて基調講演「税制・社会保障を検証し、真の平等社会へ」

2019年6月14日衆議院第二議員会館、生活経済政策研究所第38回通常総会記念講演「アベノミクス6年を決算する」

2019年7月14日東京、都市センターホテル、全国保険医団体連合会第49回夏季セミナーにて講座3として「逆機能する日本の生活保障システム」

2019年8月30日埼玉、国立女性教育会館講堂、2019年度男女共同参画推進フォーラムのシンポジウム「基本法から 20年～今こそチャレンジ！政治分野への女性の参画～」にて講演「日本におけるジェンダー平等関連政策の展開」、およびシンポジウムコーディネータ

2019年8月30日埼玉、国立女性教育会館研修棟大會議室、2019年度男女共同参画推進フォーラム、男女共同参画と災害・復興ネットワーク（J W N D R R）主催のワークショップ「男女共同参画の視点に立った自治体の防災・減災政策」にて、報告「決める場所に女性がいない—2017年度女性・地域住民からみた防災・災害リスク削減策に関する調査結果からー」

2019年11月22日東京大学、東京大学男女共同参画室主催「UTokyo Women 研究者ネットワークを作ろう！」にてパネリスト

2020年3月発行（非売品）

東京大学社会科学研究所研究シリーズ No.68

大沢真理・金井郁・中村尚史編
大沢真理教授最終報告会から
グローバル・インクルージョンへの
日本と社会科学の課題
—ジェンダー研究のインパクト—

発行所 〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1
TEL 03-5841-4908 FAX 03-5841-4905
東京大学社会科学研究所

Edited by Mari Osawa, Kaoru Kanai and Naofumi Nakamura

ISS Research Series No. 68